

塩竈市地域防災計画（原案）

第3編 風水害等災害対策編

平成26年3月

塩竈市防災会議

第3編 風水害等災害対策編 目次

第1章 総 則

第1節	計画の目的と構成	501
第2節	各機関の役割と業務大綱	506
第3節	塩竈市の概況	513
第4節	想定される災害	528

第2章 災害予防対策

第1節	風水害等に強いまちづくり	533
第2節	都市の防災対策	546
第3節	建築物等の予防対策	547
第4節	ライフライン施設等の予防対策	549
第5節	防災知識の普及	550
第6節	防災訓練の実施	552
第7節	自主防災組織の育成	554
第8節	防災ボランティアの受入れ	555
第9節	企業等の防災対策の推進	556
第10節	情報通信網の整備	557
第11節	組織体制及び職員の配備体制の整備	559
第12節	防災拠点等の整備	563
第13節	相互応援体制の整備	564
第14節	医療救護体制の整備	566
第15節	緊急輸送体制の整備	567
第16節	避難対策	568
第17節	避難収容対策	572
第18節	食料、飲料水及び生活物資の確保	574
第19節	避難行動要支援者・外国人対応	576
第20節	複合災害対策	578
第21節	廃棄物対策	579
第22節	火災予防対策	580
第23節	林野火災予防対策	582
第24節	危険物等災害予防対策	584
第25節	海上災害予防対策	585
第26節	航空災害予防対策	590
第27節	鉄道災害予防対策	591
第28節	道路災害予防対策	592

第3章 災害応急対策

第1節	防災活動体制	593
第2節	防災気象情報の伝達	602
第3節	情報の収集・伝達	610
第4節	通信・放送施設の確保	615
第5節	災害広報活動	618
第6節	警戒活動	619
第7節	相互応援体制	621
第8節	災害救助法の適用	622
第9節	自衛隊の災害派遣	623
第10節	救急・救助活動	624
第11節	医療救護活動	626
第12節	交通・輸送活動	628
第13節	ヘリコプターの活動	629
第14節	避難活動	630
第15節	応急仮設住宅等の確保	637
第16節	相談活動	638
第17節	避難行動要支援者・外国人対応	639
第18節	愛玩動物の収容対策	641
第19節	食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	642
第20節	防疫・保健衛生活動	644
第21節	遺体等の捜索・処理・埋葬	645
第22節	廃棄物処理活動	646
第23節	社会秩序維持活動	648
第24節	教育活動	649
第25節	防災資機材及び労働力の確保	651
第26節	公共土木施設等の応急対策	652
第27節	ライフライン施設等の応急復旧	653
第28節	農林水産業の応急対策	654
第29節	二次災害・複合災害防止対策	655
第30節	応急公用負担等の実施	656
第31節	防災ボランティア活動	657
第32節	海外からの支援の受入れ	658
第33節	火災応急対策	659
第34節	林野火災応急対策	661
第35節	危険物施設等の安全確保	663
第36節	海上災害応急対策	664
第37節	航空災害応急対策	667
第38節	鉄道災害応急対策	669
第39節	道路災害応急対策	670

第4章 災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧・復興計画	671
第2節	生活再建支援	672
第3節	住宅復旧支援	673
第4節	産業復興の支援	674
第5節	都市基盤の復興対策	675
第6節	義捐金の受入れ、配分	676
第7節	激甚災害の指定	677
第8節	災害対応の検証	678

塩竈市防災計画基本理念

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴う大津波は、人知を超えた猛威をふるい、市内で多くの人命を奪い、市域及び市民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害であった。

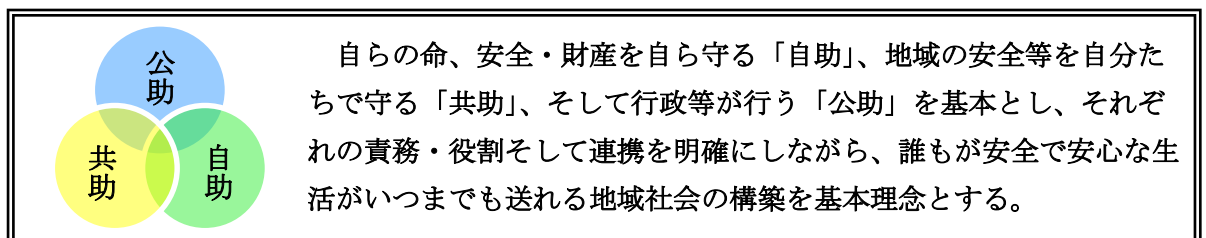
このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるものの、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指す必要がある。

なお、津波災害、風水害等一般災害、原子力災害等についても現象としては地震災害と同様の被害ととらえられる。

これから、塩竈市におけるこれらの各種災害の災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えていく。

本計画は、東日本大震災を教訓とし、市の防災施策の大綱として次の基本理念を定め、防災施策を推進する。

<基本理念>



大規模災害においては、公助だけでは限界があることから、自助（市民）と共助（自主防災会、町内会、企業等）、公助（市及び防災関係機関）を基本とし、相互の連携と活動の明確化を図り、災害を未然に防止する「防災対策」と被害を最小化する「減災対策」に努め、誰もが安全安心に生活が送れる地域社会の構築を目指そうとするもの。

- （１）公 助……国・県・市などの行政が、災害による被害を防止、軽減、又は復旧を促進しようとする活動
- （２）共 助……市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守ろうとする活動
- （３）自 助……市民一人ひとりが自分の身の安全や生活を守ろうとする活動

第1章 総 則

風水害等については、集中豪雨及び台風等が要因となり、高潮、河川等の氾濫、ため池の決壊、並びに急傾斜地崩壊（がけ崩れ）及び地すべりなどの土砂災害が発生するものである。

一方、地震災害は、地盤の変動及びそれに伴う津波の発生等により、様々な災害が発生するものであるが、現象としては風水害等と同様の被害ととらえられる。したがって、要因は異なっているものの、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、風水害等と地震災害とでは概ね同様とみなすことができる。

そこで、本編では、地震災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、風水害等対策において特有な施策内容の部分のみ、特に掲示したものである。

なお、省略した他の内容については、地震災害対策編中の表記に関し、例えば「地震」及び「地震災害」を「風水害」、「耐震性」を「風水害に対する安全性」などとして、必要に応じ読み替えることとする。

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある風水害等の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害のうち、地震、津波及び地震に伴い二次的に発生する火災等により生ずる災害を除くものをいう。）に対処するため、市域での風水害災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、市・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、風水害等の対策を総合的にかつ計画的に推進し、市域並びに市民の生命、身体、財産を風水害災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「塩竈市地域防災計画」の「風水害等対策編」として、塩竈市防災会議が策定する計画であり、塩竈市域における風水害等防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、市がとるべき風水害等防災対策の基本的事項、及び防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、市はこの計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災計画書における方針、市の情勢等を勘案し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期する。

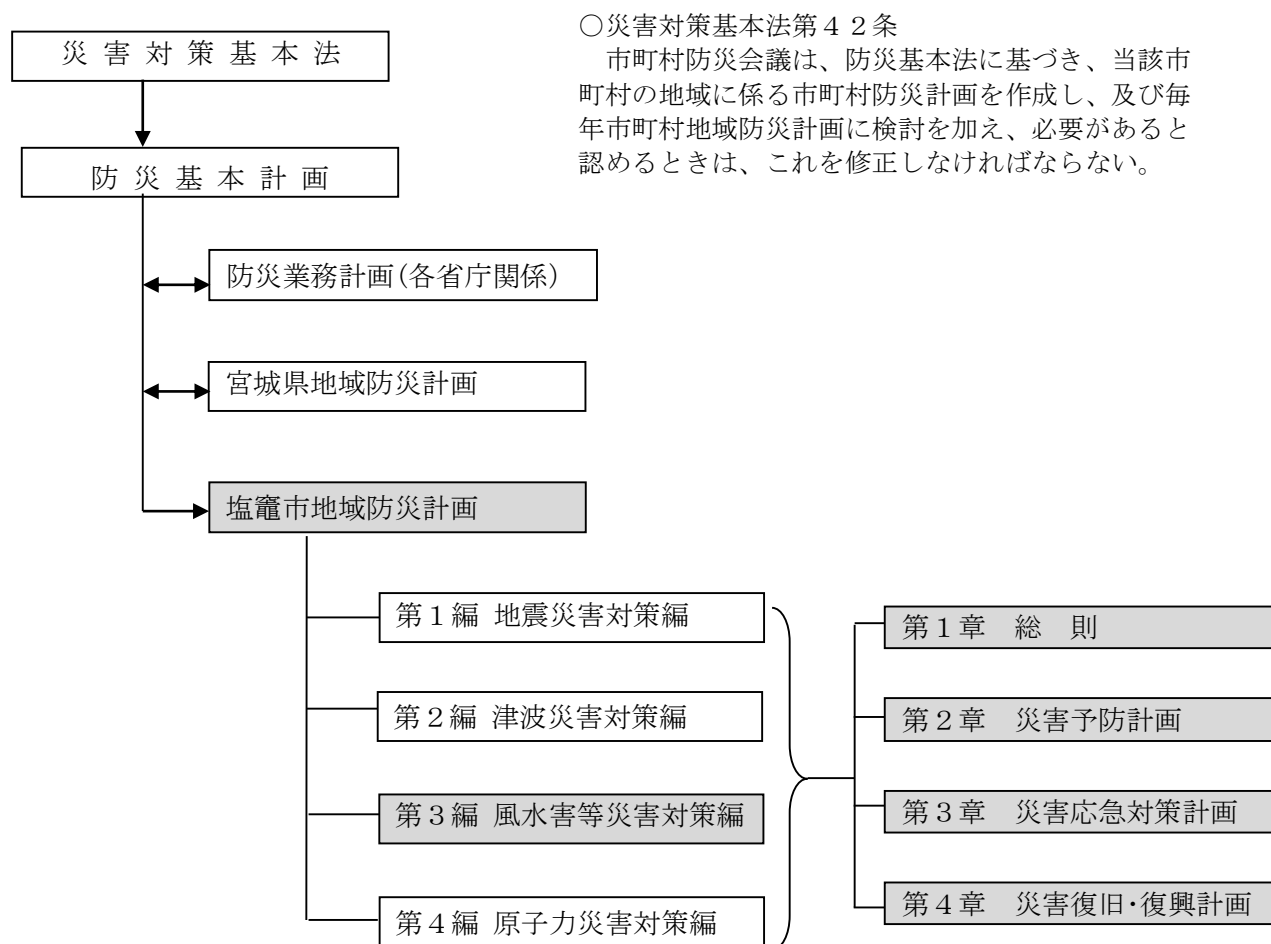
第4 計画の構成

1 本計画は、本編と資料編で構成する。

2 本編の構成は、次のとおりとする。

この計画は、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期するため、次の事項について定める。

- (1) 塩竈市及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- (3) 情報の収集及び伝達、風水害等災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧・復興に関する計画
- (5) その他塩竈市防災会議が必要と認める事項



第5 基本方針

市域全体のインフラ強化、地域住民の共助・自助力の発揮、市の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、市が主体となりつつも国・県等が総力を結集して、市勢の復興とさらなる発展を目指すため、次の方針を基本とする。

1 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における市民の市防災会議の委

員への任命、及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画等、多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

2 男女共同参画

女性は、防災・復興における主体的な担い手であることから、防災・復興に係る政策や方針の決定、事業の実施等、あらゆる場面でその活躍を推進していく。

3 「減災」に向けた対策の推進

- (1) 東日本大震災の教訓を踏まえ、大災害を想定した防災体制の確立を図る。
- (2) 最大クラスの災害に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、対策を講じることが重要である。
- (3) ハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減する。それを超える災害に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、ソフト対策により人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

4 公助・共助・自助が一体となって取り組む防災の推進

市は、風水害等災害の特殊性を考え、行政による応急活動「公助」、地域社会がお互いを守る「共助」、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」が適切に役割分担される防災協働社会の形成による減災の観点から、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより風水害等防災対策を推進することとする。

5 避難行動要支援者対応

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者においては、避難に関する情報伝達、避難時の行動、避難所等での健康維持など、様々な過程において、避難支援者等による適切な支援が必要である。

そのため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難行動要支援者の対策の充実・強化を推進するものとする。

6 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害発生時において、風水害等被害、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報等、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

7 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難勧告等の情報伝達体制や気象観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

8 二次災害の防止

大規模災害発生時の応急活動体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、通信施設・国土保全施設・ライフライン・公共施設等を迅速に応急復旧し、二次災害の防止に努める。

9 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模災害発生時の災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域体制の確立に努める。

10 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、近隣市町のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結など、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進するものとする。

11 情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害時における情報通信の重要性に鑑み、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図るものとする。

12 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる災害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行なうこととする。

13 円滑な復旧・復興

長い間住みなれた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第6 計画の習熟等

本計画の内容は、防災関係機関並びに、その他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知するよう努める。

さらに、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練、その他の方法により、本計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟等に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施の対応能力を高めるものとする。

第7 用語の意義

この計画において使用する主な用語の意義について、次のとおり定める。

計画中で使用する用語	用 語 の 意 義
市防災計画	塩竈市地域防災計画をいう。
県防災計画	宮城県地域防災計画をいう。
本部	塩竈市災害対策本部をいう。
本部長	塩竈市災害対策本部長をいう。
警戒本部	塩竈市警戒本部をいう。
復興本部	塩竈市災害復興本部をいう。
現地本部	塩竈市現地災害対策本部をいう。
県本部	宮城県災害対策本部をいう。
県本部長	宮城県災害対策本部長をいう。

防災関係機関	(1) 一部事務組合 塩釜地区消防事務組合（塩釜消防署）をいう。 (2) 宮城県 仙台地方振興事務所、仙台保健福祉事務所塩釜総合支所、仙台塩釜港湾事務所、仙台土木事務所、塩釜県税事務所、宮城県塩釜警察署をいう。 (3) 市の地域を管轄する下記の機関をいう。 ①指定地方行政機関 国土交通省仙台河川国道事務所、宮城海上保安部 ②自衛隊（陸上自衛隊第22普通科連隊） ③指定公共機関 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社、東日本電信電話株式会社宮城支店、東北電力株式会社塩釜営業所、日本赤十字社宮城県支部、日本郵便株式会社東北支社 ④指定地方公共機関 民間放送会社、公益社団法人宮城県バス協会、塩釜ガス株式会社、財団法人宮城県トラック協会塩釜支部、社団法人宮城県エルピーガス協会塩釜支部 ⑤公共的団体 社団法人宮城県塩釜医師会、社団法人宮城県塩釜歯科医師会、塩釜商工会議所、塩釜市漁業協同組合、宮城県漁業協同組合塩釜市第一支所、宮城県漁業協同組合塩釜市浦戸支所、宮城県漁業協同組合塩釜市浦戸東部支所、塩釜市社会福祉協議会、在塩民間放送会社(宮城ケーブルテレビ、エフエムベイエリア)、その他の団体 ⑥その他防災上重要な施設の管理者 塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所、病院、老人福祉施設、大規模店舗、ホテル、工場等
消防本部	塩釜地区消防事務組合消防本部をいう。
消防団	塩竈市塩竈消防団、塩竈市浦戸消防団をいう。
警察署	塩釜警察署をいう。
指定避難所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する建物で、市が指定するものをいう。
避難場所	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者が一時的に避難するための広場及びグラウンド等の空地で、市が指定する避難地を総称していう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。
要配慮者	要配慮者とは、災害時に限定せず一般に配慮を要する者を意味し、具他的には高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目 的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、市及び防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互に協力する。

第2 組 織

1 塩竈市防災会議

塩竈市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく塩竈市防災会議条例（昭和38年塩竈市条例第2号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

（地震編資料1－1 塩竈市防災会議条例）

（地震編資料1－2 塩竈市防災会議規則）

（地震編資料1－3 塩竈市防災会議構成員）

2 塩竈市災害対策本部等

市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条に基づく塩竈市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施するものとする。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織、及び運営等については、塩竈市災害対策本部条例（地震編資料1－4）及び塩竈市災害対策本部運営要綱（地震編資料1－5）において定める。

（地震編資料1－6 塩竈市災害対策本部組織）

（地震編資料1－7 各災対部の構成）

（地震編資料1－8 部事務分掌表）

（地震編資料1－9～11 非常配備体制区分）

（地震編資料1－12 本部員、班員等腕章）

第3 実施責任

1 塩竈市

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 宮城県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実

施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性を踏まえ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、災害対策基本法第7条の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民

- (1) 東日本大震災では、市及び関係機関はその総力を結集して災害応急対策を実施したが、その能力には限界があったことから、市民は『自らの身の安全は自ら守る』ということを基本に、風水害等に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で風水害等災害から身を守るために、積極的な取組に努める。
- (2) 3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。
- (3) 市民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。
- (4) 過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

7 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐災化などに加え、重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第4 処理すべき業務の大綱

市その他防災関係機関、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災に関する処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

1 市

- (1) 塩竈市防災会議及び塩竈市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備及び市民の自主防災組織の育成・指導
- (3) 防災に関する施設・設備の整備
- (4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施
- (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県本部に対する報告
- (6) 避難の指示、勧告及び指定避難所の開設
- (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施
- (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助
- (9) 食糧・水その他物資の備蓄及び確保
- (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施
- (11) 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策
- (12) 公立保育所・小・中学校の応急教育対策
- (13) 市立学校施設設備等の災害対策
- (14) 市立学校児童・生徒の安全対策
- (15) 市立学校等の教育活動の応急対策
- (16) 生涯学習施設及び体育施設の災害対策
- (17) 自主防災組織の育成及び防災ボランティアによる防災活動の環境整備
- (18) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務
- (19) その他、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

2 一部事務組合（塩釜地区消防事務組合）

- (1) 消防計画の策定
- (2) 災害情報等の収集及び警戒・警報等の広報
- (3) 災害の防ぎよ、警戒及び鎮圧
- (4) 要救助被災者の救出及び救助
- (5) 傷病者の救出及び搬送
- (6) 危険物の保安及び応急対策
- (7) その他、災害対策上必要と認める事務及び業務
- (8) 災害時におけるし尿、浄化槽及び汚泥の適正処理
- (9) 災害時における斎場業務

3 県の機関（仙台地方振興事務所、仙台保健福祉事務所塩釜総合支所、仙台塩釜港湾事務所、仙台土木事務所、塩釜県税事務所）

- (1) 災害時における通信体制の確立
- (2) 災害時における市その他関係機関との連絡調整
- (3) 災害時における救急医療及び医療救護対策の確立指導
- (4) 災害時における防疫及び保健衛生対策に関する指導
- (5) 災害時における給水対策に関する指導
- (6) 災害時における食品及び環境衛生に関する指導
- (7) その他、保健衛生対策に関する指導
- (8) 災害時における港湾対策の確立指導
- (9) 災害時における漁港対策の確立指導
- (10) 災害時における水産業対策の確立指導
- (11) 災害時における税対策の確立
- (12) 水防対策に関する指導
- (13) 住宅対策に関する指導
- (14) 災害時における交通施設障害物の除去対策の確立及び指導
- (15) その他、土木及び建築関係対策に関する指導

4 指定地方行政機関

- (1) 国土交通省仙台河川国道事務所
 - ① 直轄公共土木施設の整備及び防災管理
 - ② 直轄公共土木施設の被害調査及び応急措置
 - ③ 道路通行の禁止又は制限、及び道路交通の確保
 - ④ 直轄公共土木施設に関する二次災害の防止
 - ⑤ 直轄公共土木施設の復旧
- (2) 宮城海上保安部
 - ① 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持
 - ② 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助
 - ③ 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練
 - ④ 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保

5 自衛隊（陸上自衛隊第22普通科連隊）

- (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動
- (3) 災害時における応急医療・救護活動

6 指定公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社（本塩釜駅、西塩釜駅、東塩釜駅、塩釜駅）
 - ① 鉄道施設の整備保全
 - ② 災害復旧工事の実施
 - ③ 全列車の運転中止手配措置
 - ④ 人命救助
 - ⑤ 被災箇所の調査・把握
 - ⑥ 抑止列車の乗客代行輸送の確保
 - ⑦ 旅客の給食確保
 - ⑧ 通信網の確保
 - ⑨ 鉄道施設の保全復旧
 - ⑩ 救助物資及び人員輸送の確保
 - ⑪ 列車運行の広報活動
- (2) 東日本電信電話株式会社宮城支店
 - ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
 - ② 電気通信システムの信頼性向上
 - ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保
 - ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧
 - ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携
- (3) 東北電力株式会社塩釜営業所
 - ① 電力供給施設の防災対策
 - ② 災害時における電力供給の確保及び情報の収集
- (4) 日本赤十字社宮城県支部、日本赤十字社宮城県支部塩竈市地区
 - ① 医療救護
 - ② 救援物資の備蓄及び配分
 - ③ 災害時の血液製剤の供給
 - ④ 義援金の受付
 - ⑤ その他災害救護に必要な業務
- (5) 日本郵便株式会社東北支社(塩釜郵便局)
 - ① 災害時の業務運営の確保
 - ② 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い

7 指定地方公共機関

- (1) 民間放送会社(テレビ・ラジオ放送各社)
 - ① 風水害等情報及び災害情報等の放送
- (2) 在塩民間放送会社(宮城ケーブルテレビ、エフエムベイエリア)
 - ① 風水害等情報、災害情報及び生活情報等の放送
- (3) 公益社団法人宮城県バス協会
 - ① 災害時における緊急避難輸送確保
 - ② 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
- (4) 塩釜ガス株式会社
 - ① ガス供給施設の防災対策
 - ② 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
- (5) 財団法人宮城県トラック協会塩釜支部
 - ① 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
- (6) 社団法人宮城県エルピーガス協会塩釜支部
 - ① 液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保

8 宮城県塩釜警察署

- (1) 災害情報の収集伝達
- (2) 被災者の救出及び救助
- (3) 行方不明者の捜索
- (4) 死者の検視・見分
- (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持
- (6) 犯罪の予防及びその他社会秩序の維持
- (7) 避難誘導及び指定避難所及び避難場所の警戒
- (8) 危険箇所の警戒
- (9) 災害警備に関する広報活動

9 公共的団体

- (1) 社団法人宮城県塩釜医師会、社団法人宮城県塩釜歯科医師会
 - ① 災害時における医療救護活動対策
- (2) 塩釜商工会議所
 - ① 災害時における商工業対策
 - ② 災害時における融資相談対策
- (3) 塩釜市漁業協同組合、宮城県漁業協同組合塩釜総合支所
 - ① 海象・気象情報及び被害情報の収集並びに伝達
 - ② 災害の予防及び防ぎょ並びに拡大防止のための指導及び処置
- (4) 塩釜市社会福祉協議会
 - ① 避難行動要支援者等への支援
 - ② 防災ボランティアセンターの設置・運営及び救援活動の実施
 - ③ 防災ボランティアコーディネーターの要請・活用
 - ④ 防災ボランティア、関係団体とのネットワークの整備
- (5) その他の団体
 - ① それぞれの業務に応じた協力体制の確立

10 防災上重要な施設の管理者

- (1) 塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所
 - ① 宮城県石油コンビナート等防災計画及び塩釜地区共同防災規程等に基づく災害の防止
- (2) 病院、老人福祉施設、障がい者施設、大規模店舗、私立幼稚園、私立保育園、ホテル、工場等
 - ① 防災保安施設の整備及び自衛防災体制の確立
 - ② 施設利用者の避難誘導等災害時の安全確保及び被害拡大の防止対策

第3節 塩竈市の概況

第1 塩竈市の概況

1 位置

本市は、宮城県のほぼ中央、松島湾に面し、南は多賀城市、宮城郡七ヶ浜町に、西及び北は同郡利府町に、また東は海をへだて東松島市宮戸島に接している。面積は 17.86 k m²、市役所所在地の地点において東経 141 度 1 分 31 秒、北緯 38 度 18 分 41 秒である。

2 地勢

(1) 本市の地形は、ほぼ次の3つの地形に分かれる。

① 西南北台地性丘陵地形

中央低地をかこむ台地性の丘陵地帯で、松島丘陵の東南端にあたり標高 30～100 m、文教、住宅、風致地区を形成している。

② 中央低地

台地性丘陵地帯の間を流れていた新町川（現在の北浜沢乙線）沿い地帯と、海面埋立地の二つからなる地帯で、中央市街地及び商業地区を形成している。なお、この中央低地は、おおむね明治初年以降の海面埋立地で、一部には、海面より低い所もあり、満潮時あるいは降雨による増水時など冠水の危険がある。

③ 浦戸諸島地区

地殻変動によって生じた松島湾内の桂島、野々島、寒風沢島及び朴島と付近一帯の小島からなる地帯で、農漁業風致地区を形成している。

(図3-1 塩竈市の地形区分図参照)

(2) 地質・地盤

① 本市及びその付近の地質を概観すると、本市の西の利府町大日向付近から仙台市に至る活断層（長町－利府線断層帯）を境として、その西北部と東南部とで、地質に著しい相違がある。即ち東南部は、その基盤に中世代の利府層といわれる三疊系が広く分布し、その上に塩竈集塊岩、佐浦町層及び網尻層が累層をなして分布している。

② 本市の地盤の特徴については、宮城県地震地盤図（昭和59年県作成）によると、その概要は次のとおりである。

ア 市の中央市街地及び商業地区は地形上中央低地に分類される。この地帯は粘土質を主とした海面埋立地と後背湿地で形成されているため軟弱層の厚い地点が集中しており、特に港湾に面した地域は層の深度が約30mとなっている。また、北東部の新浜町地区の一部も同じく粘土質を主とした埋立地であり、その層は5～15mとなっている。

イ 中央低地帯を取り囲む西西北部地区は、緩やかな丘陵地帯でほぼ軟岩ないし中硬岩の岩盤地帯である。

ウ 浦戸地区は主として火山噴出岩盤であるが、一部海浜部の水田地帯に軟弱層がみられる。

(図3-2 塩竈市の地質分布図参照)

(図3-3 塩竈市の地盤分類図参照)

(3) 河川

本市の河川（都市下水路等）は、新町川と宮町川の二つで、新町川は延長 2,333m、宮町川は 340m、その他、伊保石沢川、越の浦川（仮称）、砂押川左支川等の小河川が流れる。

新町川は都市下水路としてその大半が整備された。しかし、降雨による増水と満潮時が重なり

合う場合には、海水の逆流により、新町川沿いの本町、海岸通り及び宮町地区一帯が浸水する危険度が高い。現在は、公共下水道事業にて大部分が暗渠となっている。

なおその他の小河川や湖沼については、特記すべきものはないが、長い間の降雨続きのため泉沢堤の堤防の一部が決壊し、下流の新町川が氾濫したことがある。

(図3-4 塩竈市の河川図参照)

3 気象

宮城県の気象区は、山間多雨地域、仙南内陸地域、仙北内陸地域及び海岸地域の四つに分けられており、本市は海岸地域に含まれ、年間平均気温は12.1℃、年間降水量は1,100mm前後である。海岸地域は直接海に面して海流の影響が大きく、特に背後は丘陵地域となっているため、他地域に比べ冬も比較的暖かく夏期の気温も低い。また、本市の地形が東に開いている袋状のため、夏には南南東の季節風が強い。

(1) 市域の季節ごとの気象の特徴

① 春(3～5月)

高気圧と低気圧が交互に通過し、気温は寒暖の変動を繰り返しながら上昇していく。高気圧に覆われ、晴れて風の弱い夜は放射冷却により気温が下がり霜の降りることがある。一方、低気圧の通過後など、奥羽山脈を越える強い西風が吹くとフェーン現象により空気が乾燥し林野火災が発生しやすくなる。

なお、5月から6月はひょう害が発生しやすい時期である。

② 夏(6～8月)

6月中旬から7月下旬の約1か月半は梅雨期(東北南部の平年の梅雨入りは6月12日頃、平年の梅雨明けは7月25日頃)となる。

オホーツク海高気圧が停滞するとヤマセと呼ばれる湿った冷たい東よりの風の影響により、曇りや雨のぐずついた天気が続く。

7月下旬から8月上旬にヤマセが続くと低温と日照不足になり稲の生育に大きく影響する。

梅雨が明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続く、気温が高くなる。なお、梅雨末期から秋雨の時期にかけては、年間で最も大雨に対する警戒が必要な時期である。

③ 秋(9～11月)

秋の前半は、秋雨前線が日本付近に停滞し、ぐずついた天気が続くことがある。台風は日本付近を通過することが多くなり、台風や秋雨前線の影響により大雨となることがある。

秋の後半は、移動性高気圧に覆われ、秋晴れのさわやかな天気の日が多くなる。

④ 冬(12～2月)

大陸から張り出す高気圧と、千島方面に発達した低気圧がある西高東低の冬型の気圧配置が現れる。西よりの風が強く吹き、日本海から流れ込む雪雲は奥羽山脈を越えて山沿いで雪を降らせる。平野は晴れて乾燥した日が続くが、本州の南岸を通る低気圧などにより大雪となることがある。

なお、仙台(仙台管区气象台)における年平均気温(平年値:統計期間1981～2010年)は12.4℃、年降水量(平年値)は1,254.1mmとなっている。

(2) 宮城県の気象変化(仙台管区气象台)

① 気温の予測

仙台の年平均気温は100年あたり2.3℃(1927～2010年)の割合で上昇し、仙台の上昇率は、東北地方の气象台と特別地域気象観測所の中では最も大きく、地球温暖化の影響に加えて都市化の影響も大きいと考えられている。石巻では100年あたり0.8℃(1888～2010年)の割合で上昇

している。

② 降水量の予測

県の年降水量に変化傾向はみられないが、大雨日数が増加している。仙台の日降水量 50mm 以上の年間日数は、100 年あたり 2.7 日（1927～2010 年）の割合で増加している。

③ 台風の将来予測

北太平洋では熱帯の海面水温の上昇に伴って、1970 年頃から熱帯低気圧（ハリケーン）の強度が増している。

気象庁気象研究所や地球科学技術総合推進機構を中心とする研究グループが開発した全球大気気候モデルを使った予測計算によると、21 世紀末の熱帯低気圧の発生数は現在よりも減少すること、強い勢力の熱帯低気圧は現在よりも増加することが示されている。（SRES A1B シナリオに基づいて計算）。

4 本市の人口構成と推移

本市の人口は 59,490 人、世帯数は 20,396 世帯（平成 22 年 10 月 1 日国勢調査）であり、前回国勢調査の平成 17 年に比べ、2,867 人、4.8%と減少している。人口密度は 1 k m²当たり 3,163 人と全国的にみて高い都市である。

人口を年齢別にみると 15 歳未満の年少人口は 6,437 人で総人口の 11.4%、15～64 歳の生産人口は 34,476 人で 61.0%、65 歳以上の老年人口が 15,493 人で 27.4%になっている。

年少人口の割合は、出生率の低下とともにその割合も減少し、わずかに増加した第二次ベビーブーム直後の昭和 50 年にも塩竈市において減少し、一貫して減少傾向にある。

一方、老年人口の割合は年々上昇しており、平成 12 年の国勢調査の段階で年少人口を上回り、前回平成 17 年調査時より 11.1%増加している。

本市の人口構成と推移（国勢調査より）

区 分 年	人 口			
	0～14 歳 (年少人口)	15～64 歳 (生産人口)	65 歳以上 (老年人口)	計 (年齢不詳含む総人口)
昭和 35 年	17,595	35,652	2,078	55,325
昭和 40 年	16,132	39,725	2,506	58,363
昭和 45 年	14,886	40,796	3,090	58,772
昭和 50 年	14,231	41,179	3,825	59,235
昭和 55 年	13,845	42,569	4,622	61,040
昭和 60 年	12,853	43,181	5,781	61,825
平成 2 年	11,261	43,171	7,527	62,025
平成 7 年	10,260	43,590	9,704	63,566
平成 12 年	8,731	40,901	11,894	61,547
平成 17 年	7,487	37,857	13,943	59,357
平成 22 年	6,437	34,476	15,493	56,490

5 人口集中地区（平成22年10月 国勢調査）

人口集中地区の面積は11.1k㎡であり、市域の人・物の集積は密である。

図3－1 塩竈市の地形区分図（土地条件図 国土交通省より編纂）

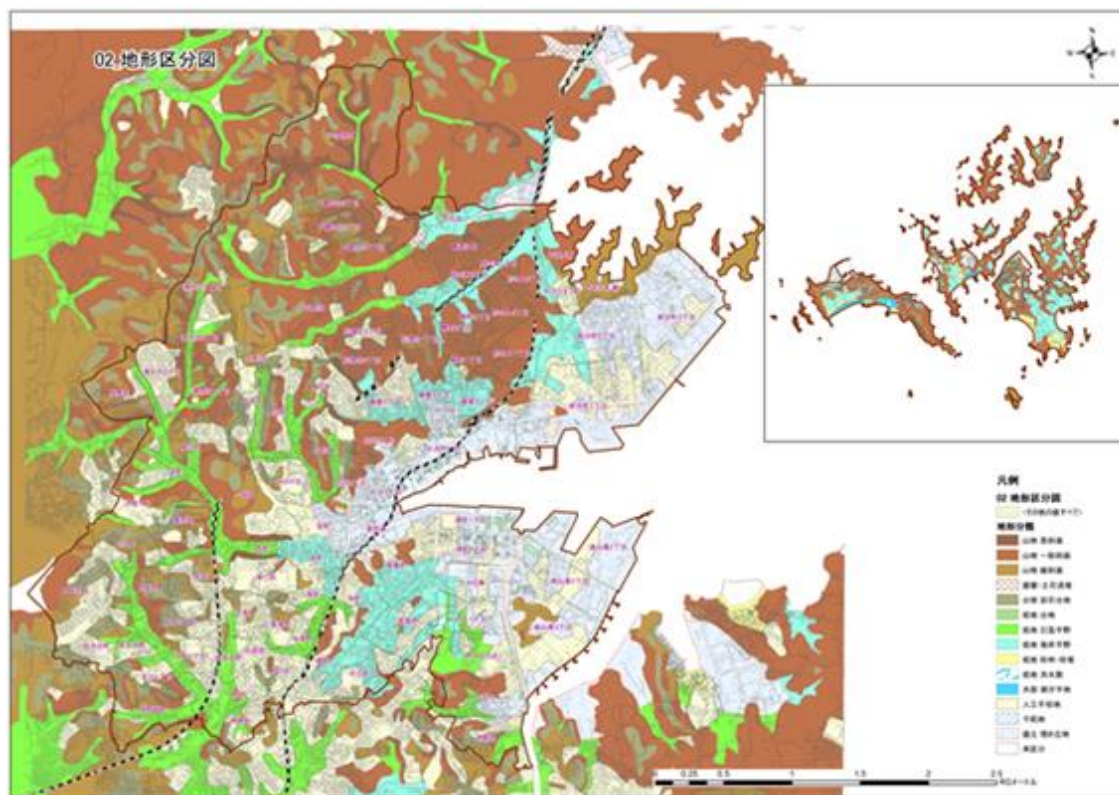


図3－2 塩竈市の地質分布図（土地分類基本調査図 国土庁より編纂）

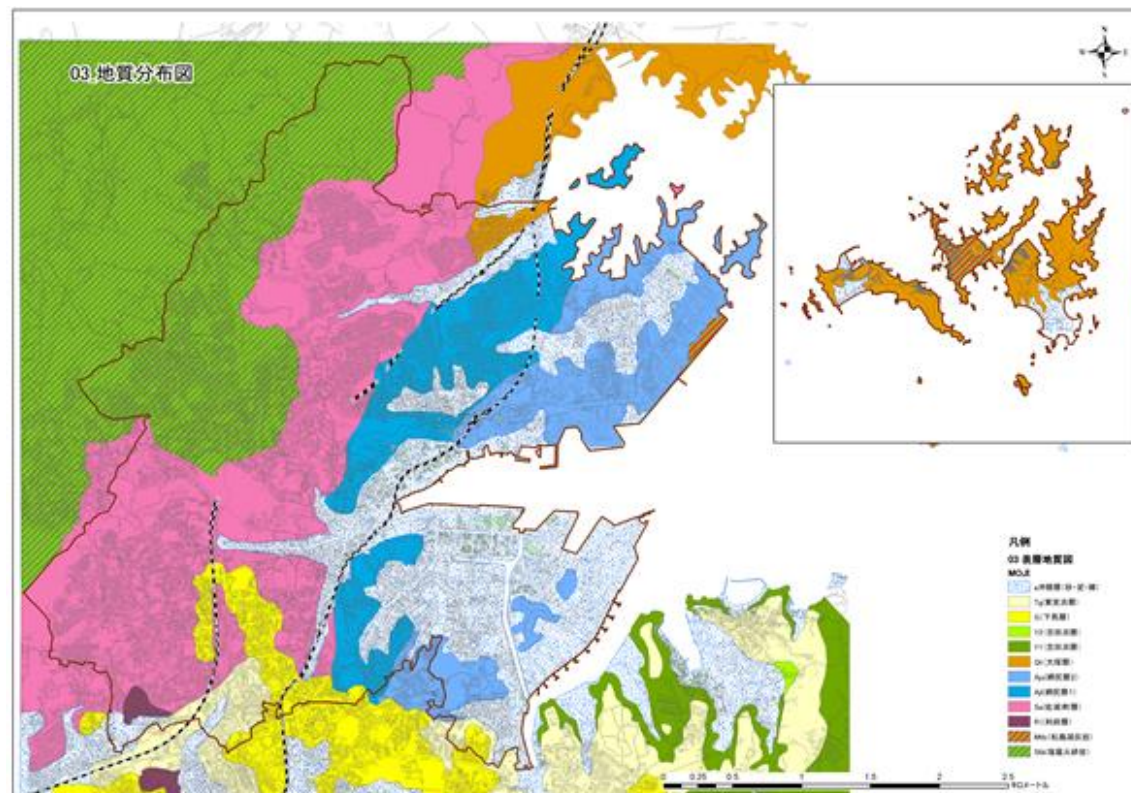


図3-3 塩竈市の地盤分類図（土地分類基本調査図 国土庁 より編纂）

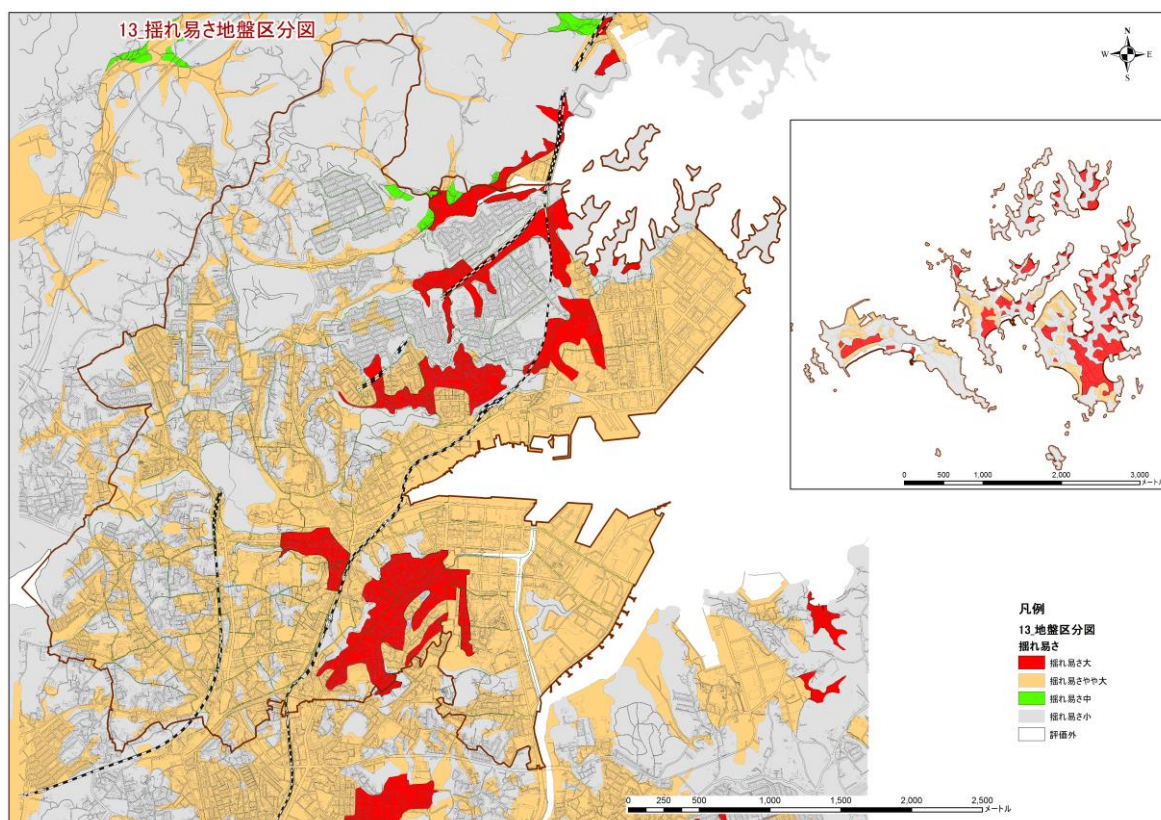
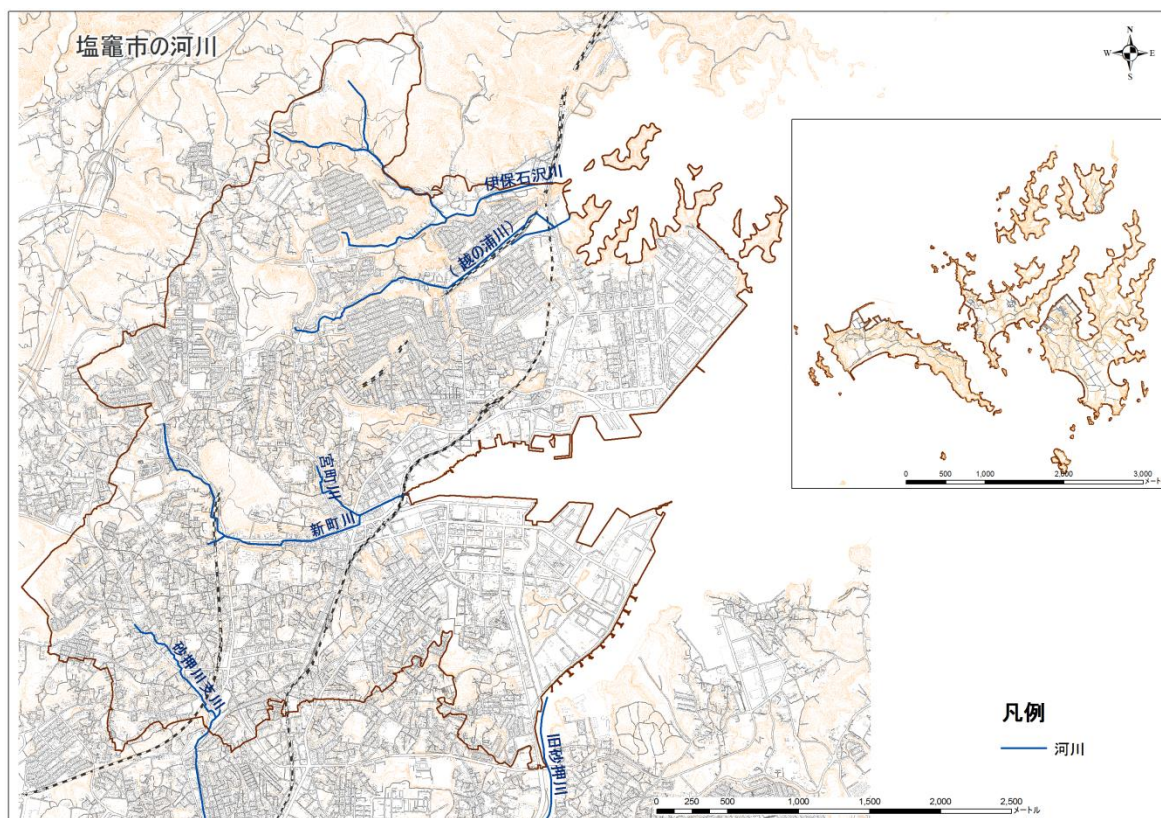


図3-4 塩竈市の河川図



第2 過去の風水害等災害

過去の風水害等災害の状況等を参考に、市域で発生しうる風水害等を想定し、防災対策の参考とする。

1 市域等で発生した風水害等災害の発生状況

塩竈市における主な既往災害は次の既往災害一覧に示す。

＜市における風水害等過去災害一覧表＞

番号	発生年月日	災害種別	被害状況等
1	元禄 15 年 11 月 13 日	火災	塩竈神社の新改築社殿焼失
2	天保 7 年 6 月 25 日	暴風雨高潮	7 月 18 日塩竈にて海嘯あり、城下橋落、溺死者多し 18 日昼 4 つ頃(午前 10 時頃)より大南風 19 日大風雨草木吹き倒し洪水所々急破出水す 18 日巽風(南東の風)烈しく居久根杉生の木折倒し、 塩竈神社内の杉百本余根倒、中倒、絵馬堂又御楽屋へ 杉吹倒れ大破損
3	慶応 3 年 2 月 7 日	大火	宮城郡塩竈町本町新岸より夜出火、260 家焼亡 男女 33 人、馬 1 匹焼死
4	明治 19 年 2 月 6 日	大火	塩竈町西町に大火あり 50 戸内外焼失
5	昭和 16 年 6 月 6 日 ～6 月 7 日	洪水	南海低、塩竈方面建網 60 数統の中大半破損又は流失
6	昭和 21 年 10 月 27 日	大火	塩竈市築港通 58 戸焼失
7	昭和 25 年 3 月 5 日	暴風	仙台市内・遠田郡・塩竈付近家屋屋根大破 10 件、同 中破 25 件、板塀大破 15 件、同中破 5 件
8	昭和 28 年 9 月 25 日 ～9 月 26 日	暴風雨高潮	台風 13 号、塩竈地方高潮来襲、県下被害、家屋全壊 1 戸、同半壊 1 戸、同一部破壊 1 戸、同床上浸水 24 戸、同床下浸水 177 戸、非住宅被害 6 戸、道路破損 16 ヶ所、橋梁破損 33 ヶ所、堤防決壊 6 ヶ所、山崖崩 壊 7 ヶ所、電柱倒壊 15 本、板塀倒壊 69 件、通信被害 6 回線、船流失 2 隻
9	昭和 35 年 1 月 16 日 ～1 月 17 日	暴風雪	南海低、塩竈死者 1 名、行方不明 9 人、船 3 隻沈没
10	昭和 37 年 1 月 2 日	暴風高潮	日本海低、主低二つ玉(中緯度トラフ) 午前 10 時 30 分頃塩竈市内に高潮押し寄せ、商店民家約 200 戸床下 浸水
11	昭和 37 年 4 月 26 日	強雨	塩竈市内床上浸水 20 戸、床下浸水 160 戸
12	昭和 37 年 9 月 16 日	高潮	塩竈市内の住宅地帯に大潮と満潮時が重なり海水が 流れこみ、家屋床下浸水 200 戸
13	昭和 37 年 11 月 15 日	高潮	満潮時にかけ大潮のため塩竈市北浜町海岸前築港の 民家約 150 戸床下浸水

14	昭和 41 年 9 月 24 日 ～9 月 25 日	大雨洪水	台風 26 号宮城県災害対策本部設置、災害救助法適用、塩竈市、女川町、志津川町、登米町東和町、雄勝町、北上町、死者 6 人、重軽傷者 12 人、家屋全壊 36 戸、同半壊 71 戸、同流失 7 戸、床上浸水 5,757 戸、床下浸水 17,259 戸、一部破損 60 戸、非住宅被害 2,247 戸、林道山地崩壊 398 ケ所、道路損壊 1,347 ケ所、橋梁損壊 251 ケ所、河川損壊 281 ケ所、船舶被害 2 隻
15	昭和 47 年 1 月 16 日	大雨	大雨により住家一部破損 1 の被害あり、その他人畜被害なし。
16	昭和 47 年 9 月 16 日	台風	台風 20 号により住家一部破損 1、非住家被害 6、その他人畜被害なし。
17	昭和 49 年 6 月 6 日	豪雨	豪雨により、負傷者 2、り災者数 10、家屋半壊 1、一部破損 2、非住家被害 1 の被害あり
18	昭和 51 年 8 月 5 日 ～8 月 7 日	豪雨	豪雨により、り災者数 1、半壊 3、床下浸水 16 非住家被害 1 の被害あり。
19	昭和 51 年 9 月 6 日	崖崩れ	崖崩れにより、住家一部破損 1、その他人畜被害なし。
20	昭和 51 年 9 月 9 日	大雨	大雨により床下浸水 2 の被害あり。
21	昭和 52 年 9 月 19 日	台風	台風 11 号により床下浸水 2 の被害あり。
22	昭和 53 年 3 月 11 日	大雨	大雨により床下浸水 1、非住家 1 の被害あり
23	昭和 53 年 6 月 28 日	大雨	大雨により家屋一部破損 1 の被害があった。
24	昭和 54 年 10 月 7 日 ～10 月 8 日	高潮	高潮による異常潮位等により、床下浸水 5、床上浸水 2、非住家 36 の被害があった。
25	昭和 54 年 10 月 20 日	台風	台風 20 号により床下浸水 474、床上浸水 265 非住家 280 の甚大なる被害があった。
26	昭和 55 年 3 月 10 日	強風	強風により家屋一部破損 3 の被害があった。
27	昭和 55 年 7 月 31 日	大雨	大雨により床上浸水 1、家屋一部破損 1 の被害があった。
28	昭和 56 年 8 月 22 日	台風	台風 15 号により床下浸水 38、床上浸水 118、非住家 336 の甚大なる被害があった。
29	昭和 56 年 10 月 22 日 ～10 月 23 日	暴風雨	台風 24 号が南海上を北東進し、一方日本海西部の前線を伴う低気圧の接近により、北部沿岸を中心に大雨となった。 22 日～23 日までの雨量 塩竈 65 mm
30	昭和 61 年 8 月 4 日 ～8 月 5 日	豪雨・洪水	茨城県沖で台風 10 号から変った温帯低気圧は太平洋沿岸をゆっくり北上し、県内平野部を中心に豪雨となり、阿武隈川及び吉田川の破堤を始めとする中小河川の氾濫や土砂くずれにより各地で被害が発生した。 災害救助法適用一塩竈市 降水量 塩竈 394 mm

31	平成2年9月19日 ～9月22日	大雨・洪水	四国の南海ににあった台風19号が北東に進んできたため、県内では19日午後から雨が降りだし、20日未明には、県内中央部で局地的豪雨に見舞われた。このため塩竈市では、死者1名、負傷者8名、り災者1,102、床下浸水359、床上浸水351、非住宅被害491の被害があった。 災害救助法適用一塩竈市 降水量 塩竈 140mm 1時間雨量 塩竈 69mm(20日02時～03時)
32	平成2年10月26日	大雨	東海道沖と能登半島付近にあった低気圧が発達しながら東北東に進んできたため、県内では26日に大雨となり、住家の浸水被害が発生した。塩竈市では、床下浸水136、床上浸水57、の被害があった。
33	平成2年11月4日 ～11月5日	大雨	紀伊半島付近にあった低気圧が、発達しながら北北東に進んできたため、県内では4日夜を中心に大雨となり、住家の浸水被害が発生した。塩竈市では、床下浸水284、床上浸水119の被害があった。 降水量 塩竈市 117mm
34	平成6年9月22日 ～9月23日	集中豪雨	前線の活発化により大気の状態が非常に不安定となり、局地的に大雨が降り家屋の浸水、道路の不通等の被害が発生した。また、自衛隊に対し住民活動の災害派遣要請を行った。塩竈市では、り災者1,102、床下浸水223、床上浸水390、の被害があった。 災害救助法適用一塩竈市 降水量 塩竈市 203mm
35	平成11年7月13日	大雨・洪水	海上から活発な雨雲がかかり、13日午後9時から14日0時までの間に、74mmの降水量を記録。この大雨により、崖崩れ9箇所、道路通行止5箇所、り災者76、床下浸水21、床上浸水6の被害があった。 降水量 塩竈市 124mm 1時間雨量 塩竈 33mm(13日21時～22時)
36	平成11年8月14日	大雨・洪水	11日00時過ぎ千葉県館山市付近に上陸した台風6号は、鹿島灘から三陸沖を北北東に進み、その間梅雨前線が本州上に停滞し活発化したため、中部地方から東北地方にかけて大雨となった。この大雨により、罹災者77、床上浸水29、床下浸水51の被害があった。 降水量 塩竈市 213mm 1時間雨量 塩竈 36mm(15日4～5時)

37	平成14年10月1日 ～10月2日	大雨・洪水	台風21号は、強い勢力のまま1日21時半頃神奈川県川崎市付近に上陸した。その後関東地方、東北地方を通過した。 塩竈市では、1日夕方から雨足が強まり、り災者2、床上浸水1、床下浸水11の被害があった。 降水量 塩竈市 53mm 1時間雨量 塩竈 15mm (1日23～24時)
38	平成18年9月27日	大雨・洪水	発達しながら北上した前線の影響で、県南を中心に大雨となった。この大雨により、罹災者6、床下浸水2、道路通行止7の被害があった。 降水量 塩竈市 85mm 1時間雨量 塩竈 33.5mm (27日8:40～9:40)
39	平成18年10月6日～ 10月12日	異常高潮及び大雨	台風16号及び17号の北上に伴い、本州南岸に停滞していた前線に暖かく湿った空気が流れ込み前線の活動が活発となり、大雨・高潮の被害が発生した。塩竈市の被害は、り災者170、床上浸水5、床下浸水51、道路通行止11、非住家の被害17、土砂崩れ3、民間のカキ処理場や土木施設等の公共施設にも被害が及んだ。 降水量 塩竈市 85mm 1時間雨量 塩竈 33.5mm (27日8:40～9:40) 高潮による最大潮位 130cm (6日3:00)
40	平成21年10月8日	高潮被害	台風18号通過に伴い、降り始めからめ積算雨量84.5mm(7日19時～8日20時まで)、最大60分雨量16.5mm(8日7時～8時まで)、最大瞬間風速20.5mAM19:20)記録した。 最大潮位 1.28m(16:37) ・床上浸水… 1棟 (北浜四丁目 1棟) ・床下浸水…12棟【北浜一丁目 1棟・北浜四丁目 3棟、宮町1棟、浦戸寒風沢2棟、野々島4棟、朴島1棟)
41	平成22年5月30日	高潮被害	台風2号に伴う高潮冠水の被害が発生。 ・魚市場周辺臨港道路2ヶ所冠水(車両通行不可) ・マリゲート市営汽船乗り場前交差点40cm冠水、塩釜市漁協前道路冠水、桂島50cm冠水(消防団機材置き場付近)、野々島0cm冠水(ブルーセンター玄関前階段まで)、寒風沢20cm冠水

42	平成 22 年 12 月 22 日	低気圧通過による被害	観測所総積算雨量：アメダス塩釜 64.5mm 最大潮位 1.25m(14 時 06 分) ・被害状況・・住宅浸水床下 14 棟、非住家 5 棟 ・道路冠水通行止め 中の島公園(塩釜郵便局前) (14 時 40 分～15 時 35 分)、八幡築港線(芦畔地区付近) (14 時 05 分～16 時 55 分)、北浜沢乙線(千賀の浦緑～相原酒店) (16 時 00 分～18 時 55 分) 北浜 1 丁目(菅原製作所) (14 時 15 分) ・冠水 越の浦ダブル踏切付近・マリンゲート前港湾道路・魚市場ロータリー付近、越の浦漁港駐車場内																
43	平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号浸水被害	東日本大震災後、台風 15 号による高潮等の浸水被害が多発した。 塩釜降水量観測値：317.0mm (平成 23 年 9 月 20 日 00 時～平成 23 年 9 月 22 日 06 時) <table> <tr> <td></td><td>床上浸水</td><td>床下浸水</td><td>計</td></tr> <tr> <td>住家</td><td>194</td><td>247</td><td>441</td></tr> <tr> <td>非住家</td><td>229</td><td>44</td><td>273</td></tr> <tr> <td>計</td><td>423</td><td>291</td><td>714</td></tr> </table>		床上浸水	床下浸水	計	住家	194	247	441	非住家	229	44	273	計	423	291	714
	床上浸水	床下浸水	計																
住家	194	247	441																
非住家	229	44	273																
計	423	291	714																

2 主な災害の概況

(1) 低気圧による異常高潮及び大雨 (平成 18 年(2006 年)10 月 4 日～10 月 9 日 仙台管区気象台)

① 概況

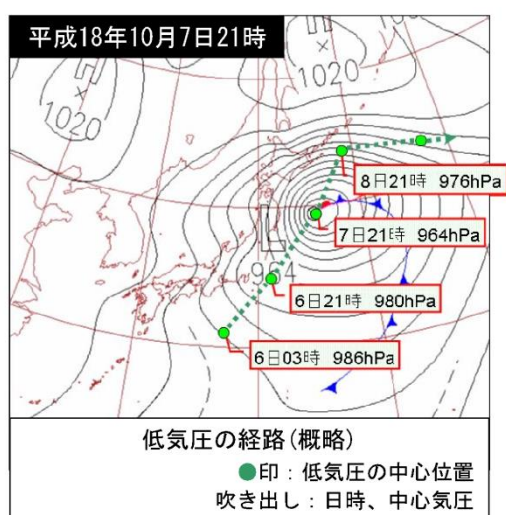
本州の南岸に停滞した前線の活動が、台風第 16 号の接近に伴い 10 月 4 日頃から活発となった。また、5 日 12 時に四国沖で前線上に発生した低気圧が、6 日に急速に発達しながら本州の南岸を進み、さらに発達しながら 7 日には三陸沖、8 日には北海道の東方海上に進んだ。

急速に発達した低気圧が本州の太平洋沿岸を北上したため、関東地方から北海道地方にかけての太平洋側で最大風速 25m/s を超える暴風となり、宮城県女川町江ノ島では、7 日 07 時 30 分に観測史上最大となる最大風速 30m/s を観測し、海上では 8m を超える大しけとなった。

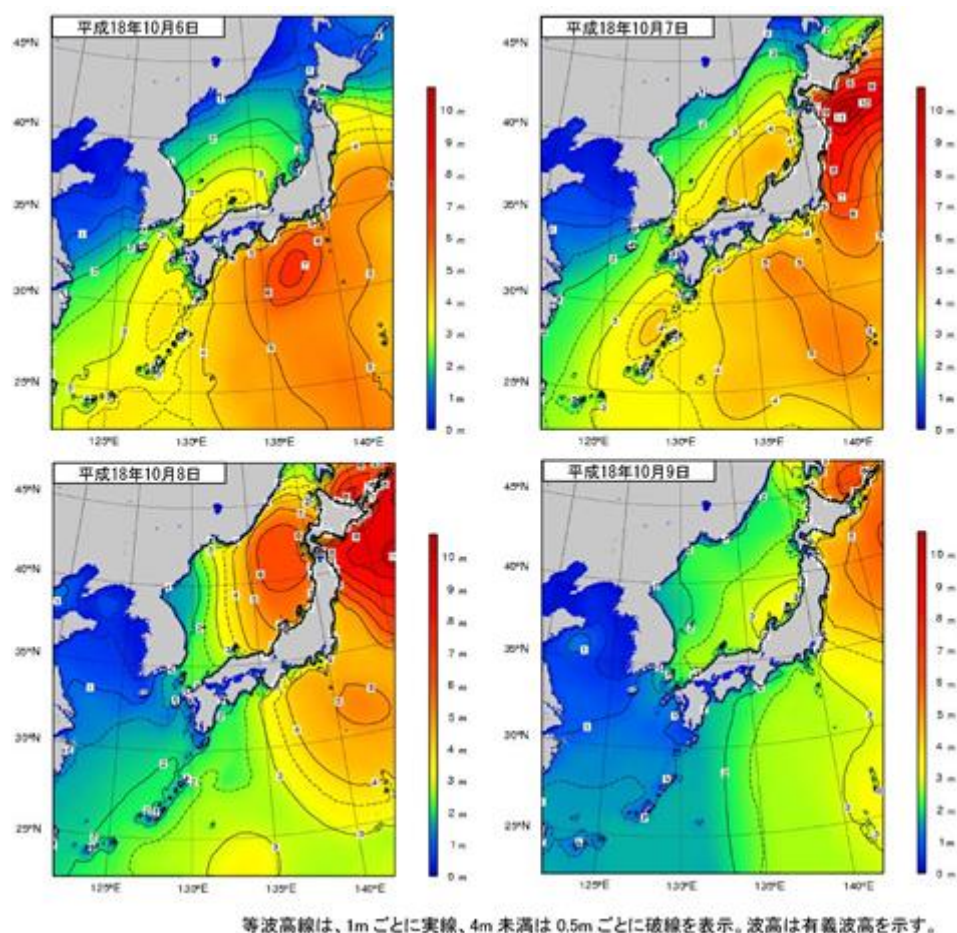
また、前線や低気圧の影響により、近畿地方、関東地方、東北地方の太平洋側、及び北海道のオホーツク海側等で降り始めからの総降水量が 250mm を超える大雨となった。特に、北海道網走支庁では総降水量が 10 月の月間平均降水量の 4 倍を超える大雨となった。

強風、高波、高潮、大雨により関東地方から北海道地方にかけて、住家損壊、浸水害、土砂災害が発生した。さらに、低気圧の後ろ側に流れ込む寒気の影響で、長野県、岐阜県では山岳遭難が発生した。また、この期間に本州の太平洋側で発生した海難により、死者・行方不明者が 33 名(消防庁調べ)となるなど、全国で死者・行方不明者が 50 名となった。

② 天気図



③ 波浪分布図（平成18年10月6日～9日）



④ 塩竈市における気象情報の発令状況及び被害状況

台風16号及び17号の北上に伴い、本州南岸に停滞していた前線に暖かく湿った空気が流れ込み前線の活動が活発となり、大雨・高潮の被害が発生した。

塩竈市の被害は、り災者170、床上浸水5、床下浸水51、道路通行止11、非住家の被害17、土砂崩れ3、民間のカキ処理場や土木施設等の公共施設にも被害が及んだ。

降水量 塩竈市 85mm
 1 時間雨量 塩竈 33.5mm (9 月 27 日 8:40～9:40)
 高潮による最大潮位 130cm (10 月 6 日 3:00)

図 3－5 塩竈市の既往水害浸水区域図

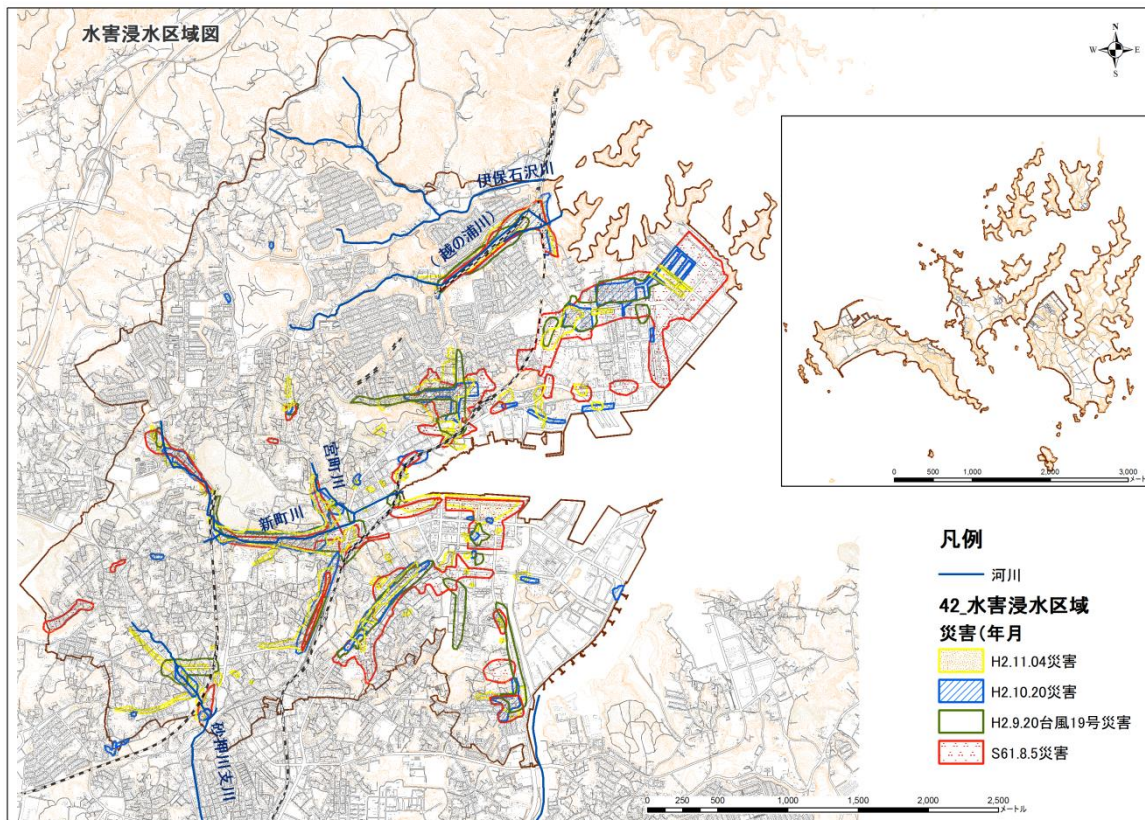
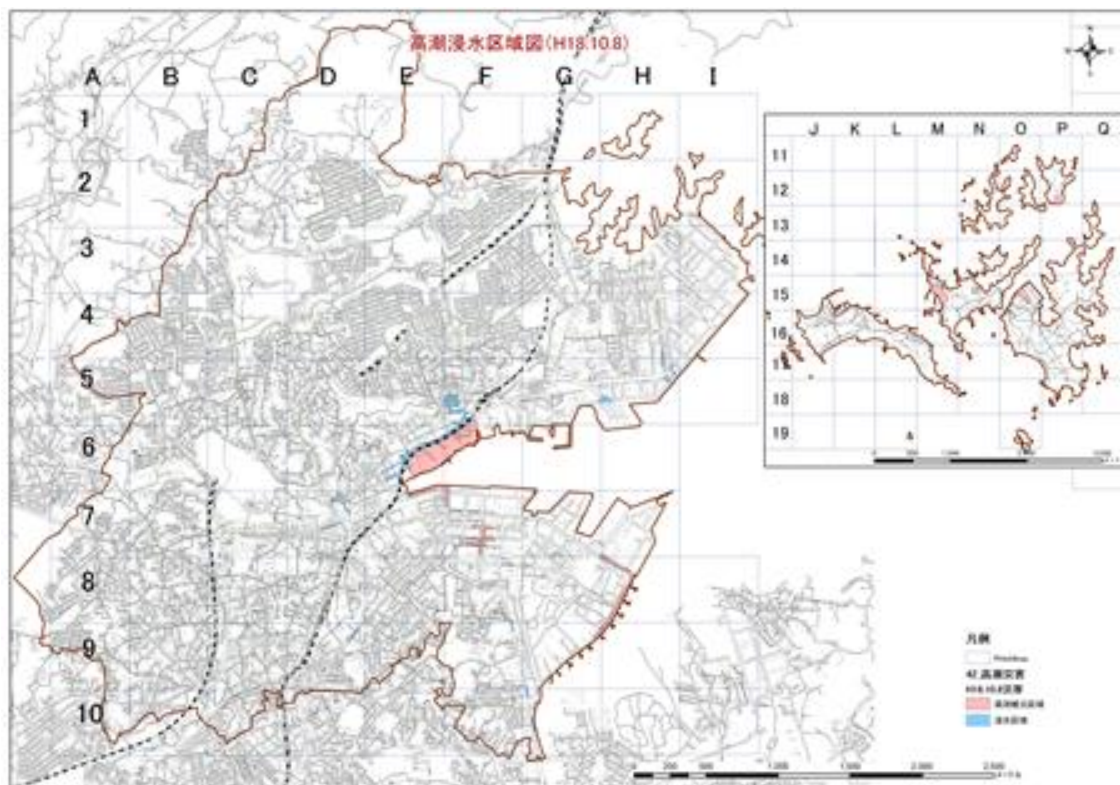


図 3－6 塩竈市の既往高潮浸水区域図 (H18 年 10 月)



(2) 台風第15号による浸水被害（平成23年9月22日14時現在 仙台管区气象台）

① 概 況

9月13日に日本の南の海上で発生した台風第15号は、ゆっくり西北西に進み、15日頃から20日頃にかけて南西諸島付近に停滞したのち北東に進路を変え、非常に強い勢力を維持したまま21日14時頃には静岡県浜松市付近に上陸した。

台風はその後も北東に進み、21日夜遅くには福島県付近を通過し、22日未明には三陸沖に達した。

台風の北上に先立って本州付近に停滞する前線の活動が活発化したため、宮城県では20日から雨が降り続き、台風の接近した21日夜には非常に激しい雨となった。降り始め（20日0時）からの総雨量は石巻市雄勝で532.5ミリ、女川で452.5ミリ、名取で332.0ミリとなるなど記録的な大雨となった。

台風の接近と満潮が重なったため潮位が高くなり、鮎川（臨時）で標高90センチを超える潮位を観測する高潮となった。

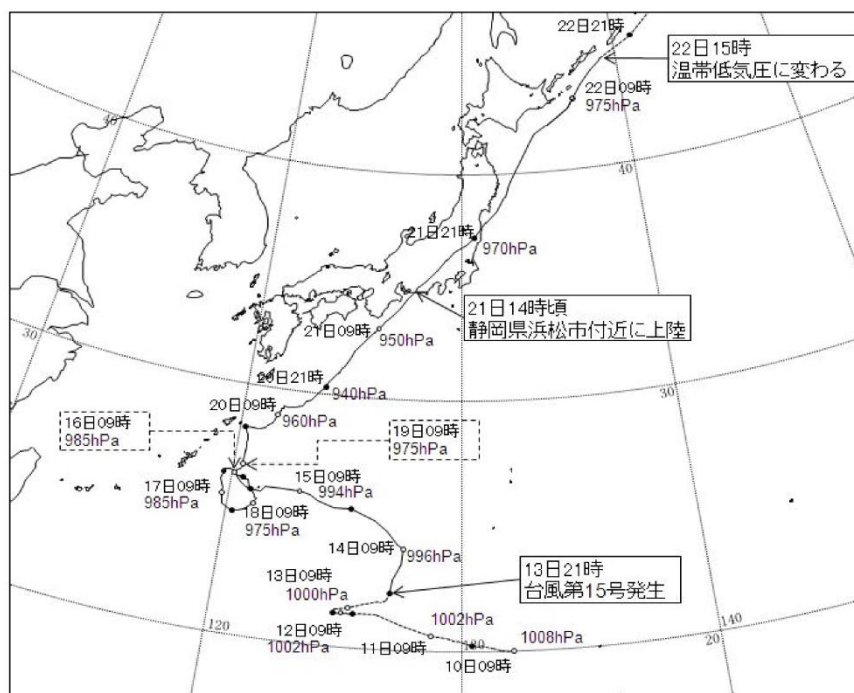
また、石巻市では最大瞬間風速30.0メートル、最大風速19.8メートルを観測するなど、海上や海岸付近を中心に暴風となり海上は大しけとなった。

この台風の大雨や高潮等により、県内各地で床上・床下浸水が多数発生した。吉田川や名取川などでは氾濫危険水位を超える増水となった。

このため東松島市、石巻市、松島町などに合わせて約1万1千世帯、約3万人に対して避難指示、避難勧告が発令された。

② 台風15号による進路図（平成23年9月13日～22日）

台風経路図（9月22日24時現在）



経路上の○印は傍に記した日の9時、●印は21時の位置を示す。

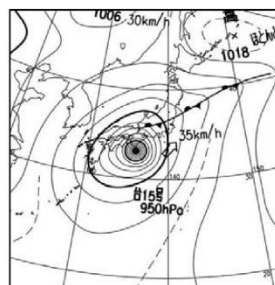
また、経路の実線は台風、破線は熱帯低気圧または温帯低気圧の期間を示す。

天気図

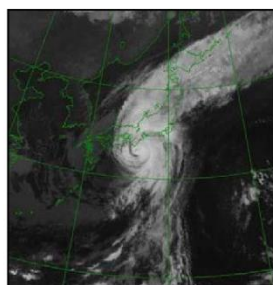
衛星赤外画像

降雨雨量
(0時から24時の積算)

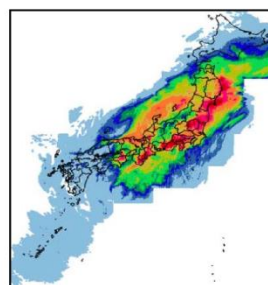
21日09時



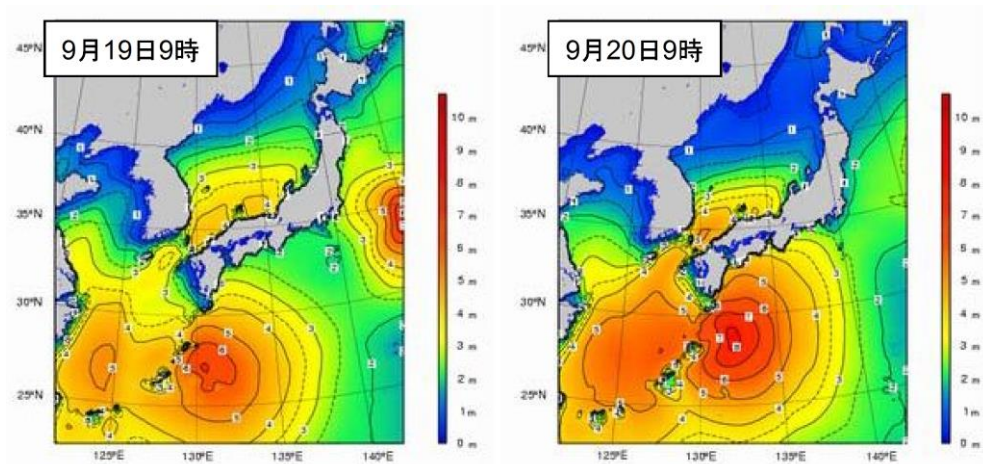
21日09時



21日



③ 台風15号による波浪図（平成23年9月19日～20日）



④ 塩竈市における気象情報の発令状況及び被害状況

- ・土砂災害警戒情報発表状況：9月21日07時13分 塩竈市
 - ・塩釜降水量観測値：317.0mm（平成23年9月20日00時～平成23年9月22日06時）
- 本市では東日本大震災後、この台風15号による高潮等の浸水被害が多発した。

＜台風15号による浸水被害＞

地 区	家屋区分	床上浸水	床下浸水	計
本土分	住 家	188	216	404
	非住家	229	44	273
	小 計	417	260	677
浦戸分 浦戸桂島	すべて住家	0	5	5
浦戸野々島		1	6	7
浦戸石浜		0	10	10
浦戸寒風沢		2	5	7
浦戸朴島		3	5	8
	小 計	6	31	37
市 計	住 家	194	247	441
	非住家	229	44	273
	合 計	423	291	714

第4節 想定される災害

第1 本市の風水害等の危険性

1 風水害

本市の河川は小規模河川であるものの、小河川や市街地の排水不良による氾濫が多々発生している。

これは、豪雨や満潮時などと重なり合う場合に、海水の逆流により内水氾濫等の危険性を有しているからである。出水の原因のほとんどは大雨によるものであり、台風、前線の停滞、低気圧によって起こることが多い。

(1) 梅雨前線による集中豪雨

活発な梅雨前線による豪雨は甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。

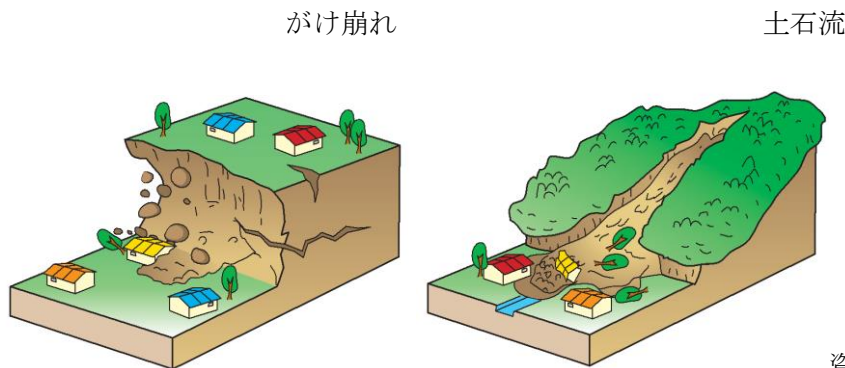
(2) 台風による風水害

被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。

2 土砂災害

土砂災害は、土石流及びがけ崩れ（斜面・急傾斜地崩壊）に大別され、市内には多くの危険箇所等が散在しており、それぞれ関係法令等に基づく防災対策を進めているところであるが、すべての対策事業の実施には時間を要するのが現状である。

そのため、台風、前線の停滞、低気圧通過時による大雨では、これらの危険個所に立地している人家等は十分な注意が必要となる。



資料：国土交通省パンフレット

(図3-7 土砂災害危険箇所図参照)

3 風害

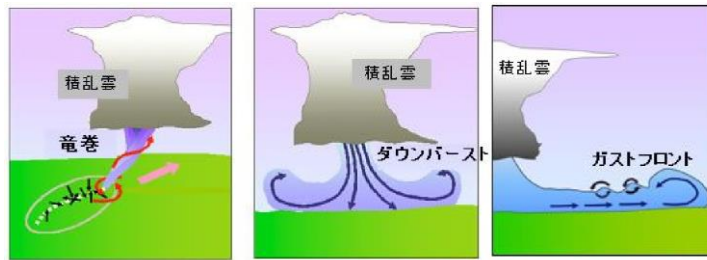
風害は、暴風・強風、突風などが挙げられる。

(1) 暴風・強風

暴風・強風による、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが考えられる。過去平均風速が30m/sを超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

(2) 竜巻、突風

季節を問わず、寒気の流入等によって生じる積乱雲に伴い、発達した積乱雲が発生したときは竜巻、ダウンバースト、ガストフロント等の突風が突発的に発生しやすい状況となる。



資料:気象庁

4 火山噴火災害

火山噴火予知連絡会は、平成 15 年 1 月に「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山の定義としている。県内では「蔵王山」「栗駒山」「鳴子」の 3 火山が活火山として定義されている。

火山噴火予知連絡会は、平成 21 年 6 月に「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として 47 火山(県内では、栗駒山、蔵王山)を選定している。

本市は、これらの活火山からは 50km 以上離れているものの、噴火による降灰による被害は広範囲に及ぶことから留意する。

(図 3-8 活火山と市の相対位置図参照)

5 人為的な原因による災害

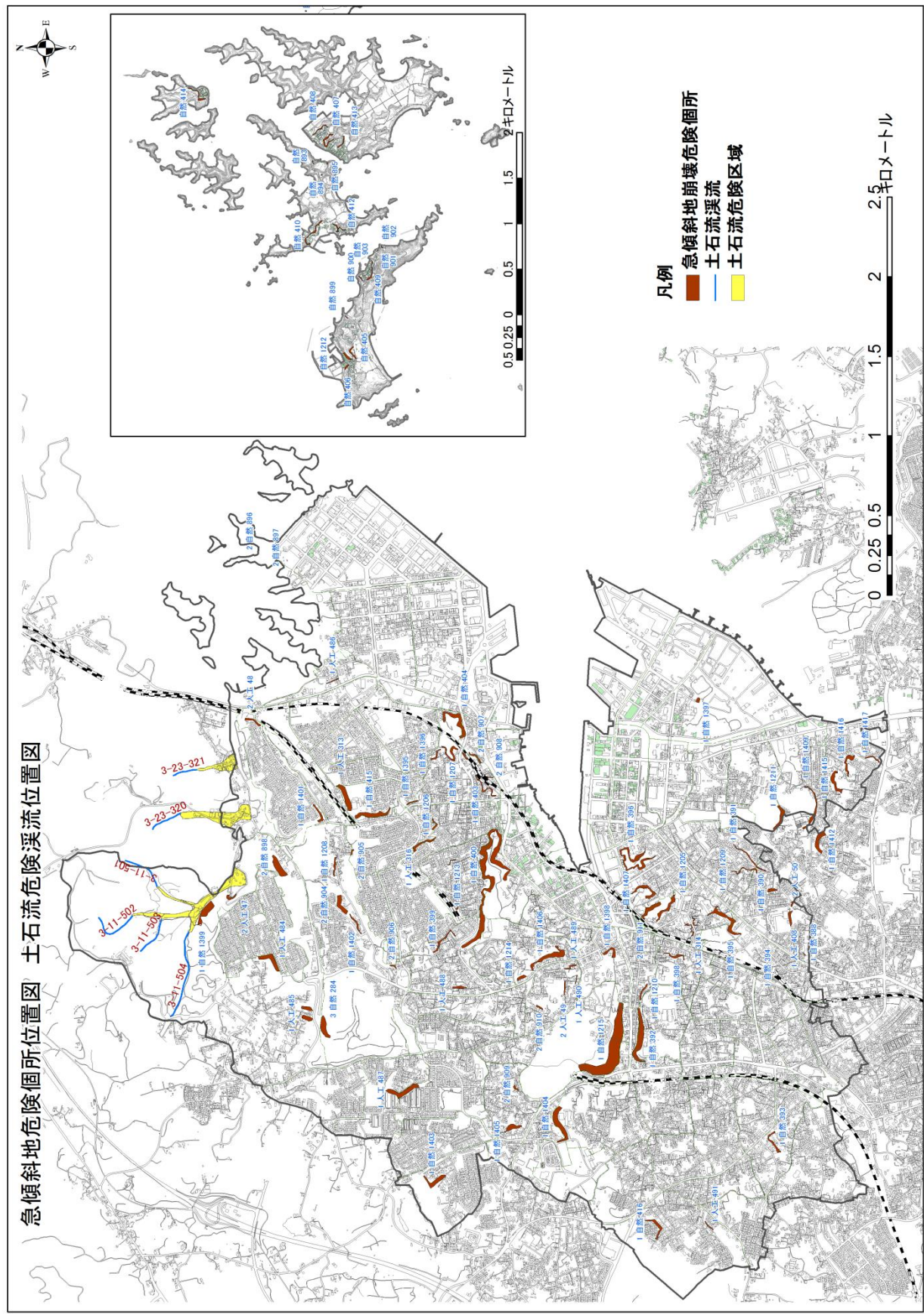
(1) 大規模火災

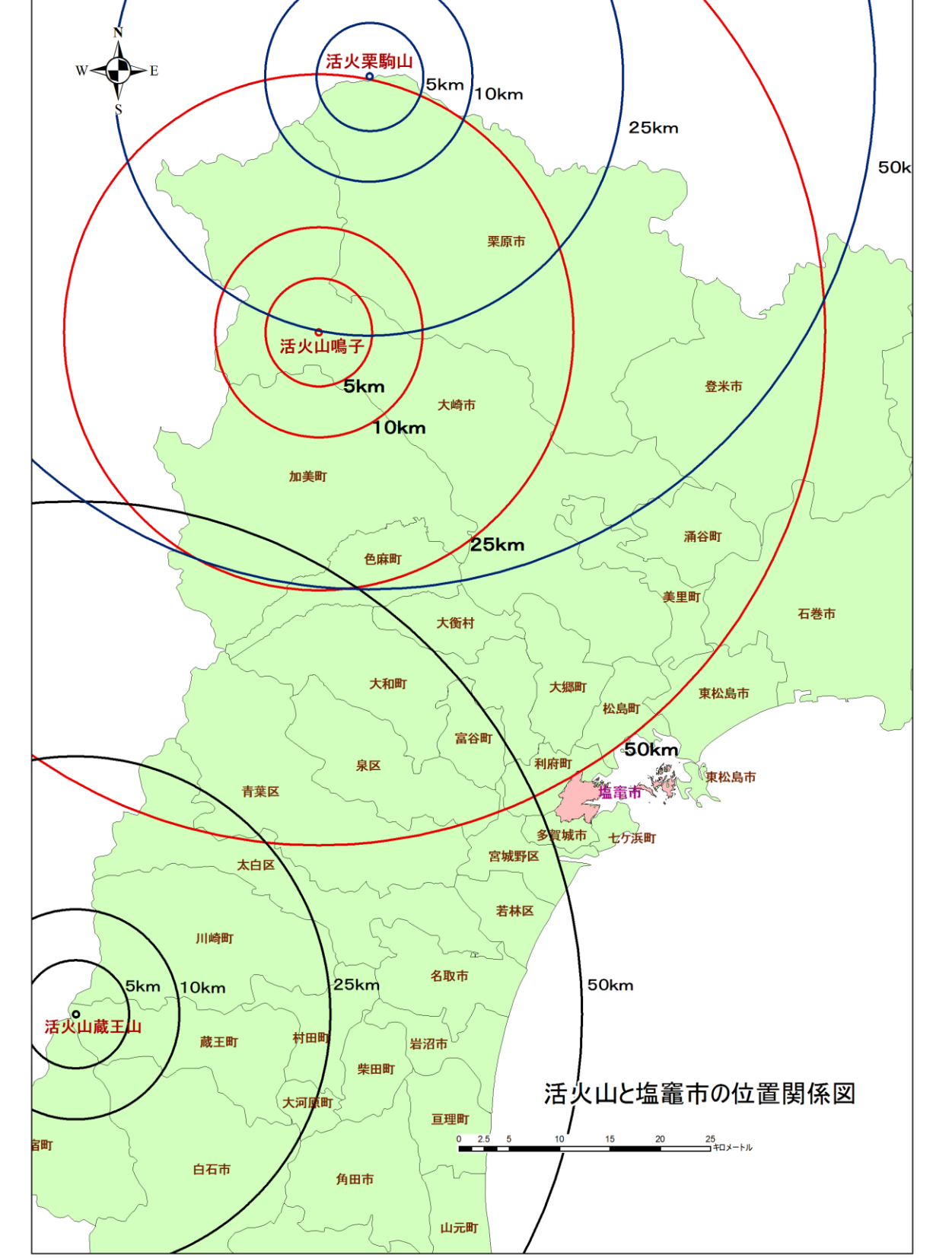
大規模火災は、これまでにもしばしば発生しているが、強風、乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすい。特にフェーン現象が起きたときは注意が必要である。

(2) 危険物事故

危険物施設について、阪神淡路大震災や東日本大震災における、石油ガス施設等の火災、炎上の例がある。

図3-7 土砂災害危険箇所図





第2 災害の想定

一般災害は、その発生原因により2種類に大別される。

1つは異常な自然現象を原因とする、暴風雨、洪水、豪雪、噴火、地震、冷害、干害、霜害、旋風、地すべり、山崩れ、崖崩れ、土地隆起、土地沈下とされている。

2つには人為的な原因により生ずるもので、大規模な火災、爆発、旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏、放射性物質の大量放出とされている。

本市では、台風による風水害や、近年の異常気象による豪雨等による浸水害、高潮災害、土砂災害等が発生している。

仙台管区气象台による今後の気象予想では、宮城県は大雨日数が増加しており、また、強い勢力の熱帯低気圧は現在よりも増加することがあげられていることから、市の自然条件及び社会条件等の地域特性、並びに既往災害から明らかとなった被害特性をふまえた上で、風水害等による被害の態様を想定する。

1 洪水による浸水害

塩竈市に係る洪水予報指定河川および水位周知河川は無いが、浸水については、小河川や市街地の排水不良による氾濫が多々発生している。

これは、都市化の進展に伴い、従来洪水調節機能を有していた山林及び農地等の自然的土地利用が、住宅等の都市的土地利用に転換されたため、保水機能の低下及び流下速度の上昇により新たな危険が生じており、浸水害に関しては、既往浸水区域の箇所を想定する。

さらに、市内には少ないもののため池が分布しており、大雨等により決壊した場合には、土砂及び水が一斉に下方に放たれ、大きな被害をもたらす要因となるためこれらについても留意する。

また、これらにより、交通の遮断、及び感染症のまん延等、二次的被害についても留意する。

2 高潮による浸水害

本市は、平成18年10月の災害をはじめ常襲的に高潮災害を被っている。さらに、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下も相まって、高潮災害の危険性は高まっている。これらから、高潮災害に関しては、平成18年10月の既往高潮浸水区域を想定する。

3 土砂災害

(1) がけ崩れ

がけ崩れは、原則として県土木部及び県農林水産部により指定・公表されている「急傾斜地崩壊危険区域・箇所」及び「山腹崩壊危険地区」を想定する。

(2) 土石流

土石流災害は、原則として県土木部により指定・公表されている「土石流危険渓流」を想定する。

4 風害（竜巻災害）

本市では竜巻による災害は台風や大雨、落雷等に比べて発生の頻度が低いが、竜巻災害の特性を考慮した災害対策について留意する。

5 火災

火災に関しては、建物密集区域をはじめ、建家や木造住宅の密集地等を危険性のより高い区域として想定する。

6 火山噴火災害

噴火に伴って発生し、市民の生命に危険を及ぼす火山現象（市域に及ぶ噴火降灰の到達等の火山現象）の発生やその拡大に留意する。

第2章 災害予防対策

第1節 風水害等に強いまちづくり

目 的

1 水害予防対策

水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

2 高潮、波浪等災害予防対策

高潮、波浪等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

3 土砂災害予防対策

市及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

4 地盤沈下災害予防対策

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行う。

5 風雪害予防対策

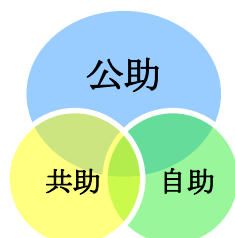
風害及び道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、各種施設の整備を図るとともに除雪等の円滑な実施を図り、積雪期の被害の軽減を図る。

6 農林水産業災害予防対策

大規模な災害により、農業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、市は、県及び関係機関と相互に連携を保ちながら、的確な対応を行うものとする

7 火山災害予防対策

火山の爆発その他火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、市及び各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策に留意するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 水害予防対策

1 現況

本市は市域が狭いことから狭隘な土地の有効な活用として山地丘陵地の宅地化が行われ、開発地発生土砂による海岸の埋め立てもあって、現在では市街地の60%が埋立地で形成されている。

河川（都市下水路等）は、新町川と宮町川の二つで、新町川は延長2,333m、宮町川は340m、その他、伊保石沢川、越の浦川（仮称）、砂押川左支川等の小河川が流れる。

新町川は都市下水路としてその大半が整備された。しかし、降雨による増水と満潮時が重なり合う場合には、海水の逆流により、新町川沿いの本町、海岸通り及び宮町地区一帯が浸水する危険度が高い。現在は、公共下水道事業にて大部分が暗渠となっている。

また、丘陵地等の自然地の宅地開発に伴い、本来自然が持っていた雨水の保水、遊水機能が低下してきているとともに、低地では東北地方太平洋沖地震も相まって地盤沈下が進行し、埋立地区の排水不良を引き起こしている。さらに、台風及び近年の異常気象による豪雨等による降雨量の増大と同時に潮の干満に大きく左右される浸水被害が多く発生している。

特に平成23年の台風第15号による浸水被害（高潮等）や、平成18年9月低気圧による異常高潮などにより、浸水被害が発生している。

2 水害に強い町づくり事業施行

市は、水害に強い町づくりを推進するため、治山、治水対策等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

（1）水害予防対策

① 雨水流出抑制事業

本市は都市化の進展に伴って、雨水の保水・遊水機能等が低下してきていることに伴い、雨水の流下能力が低下し、下流低地帯に短時間で雨水が集中し、水害が発生している。こうした状況に対応するため、道路、側溝等を含む雨水排除施設の検討、公共用地、民間用地を活用した雨水流出抑制事業等を計画的に推進する。水害対策の施策としてはつぎの事業を進める。

ア 保水・遊水機能の保護

イ 流出抑制施設の整備

- a オフサイト貯留施設の整備
- b オンサイト貯留施設の整備
- c 浸透施設の整備
- d 水路、側溝の整備
- e 雨水管渠、ポンプ場の整備
- f 既存施設の機能増強

② 管理施設の維持管理の強化

雨水幹線、ポンプ場、水路、側溝等の雨水排除施設並びに貯留施設等の流出抑制施設の維持管理を効果的、効率的に実施し、雨水排除等の機能の確保を図ることにより水害等の防止に努める。

③ 耐水都市づくりの推進（被害の軽減対策）

都市計画事業など、線的、面的な土地利用対策によって被害の軽減対策を実施する。併せて宅地への浸水被害を解消するため、土地利用の指導を充実するとともに常襲浸水地域の建築指導指針を策定し、建築の指導、誘導によって、より効果的な耐水都市づくりを推進し被害の予防、軽減を図る。

3 気象、水象等の観測

災害時はもとより、常にパトロール等により管理施設等の状況を把握するとともに、緊急に備えるため、必要な個所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。

また、観測機関相互の情報交換、連携に努めるものとする。

4 水防応急資機材の整備

市は、水防活動を円滑化するため、必要な水防応急資機材を整備する。

5 防災調整池の設置等

総合的な治水対策の一環として、市及び県が独自に定める防災調整池設置要綱の整備、さらには、

防災無線システム整備を積極的に推進する。

項目	市町村名	制 定	施 行	概 要
防災調整池設置要綱	塩竈市	平成 5年	平成 6年 4月 1日	0.1ha以上420 m ² /ha

第2 高潮、波浪等災害予防対策

1 現 況

本市の地形は、丘陵地帯が海岸線に迫る狭隘な地域を中心に、市街地は海を埋め立てて形成され、また塩釜港は前面が広く、港奥部が狭い扇形になっているため、津波、高潮、大雨等の浸水災害に極めて弱い地域になっている。

また、離島である浦戸地区においては、台風や異常気象低気圧等による高潮、波浪等の浸水害の危険に常にさらされている。

2 海岸保全事業の施行

海岸保全事業の施行は、第1編地震災害対策編 第2章 第4節「海岸保全施設の整備」の定めに従うほか、市は関係機関と連携して、高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

(1) 海岸保全事業の施行

市は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式など、地形的条件等を考慮しつつ、国、県等と連携して海岸保全施設の整備を推進する。

ア 港湾海岸保全

港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。

イ 漁港海岸保全

海岸保全基本計画に基づき、漁港区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を施行する。

(2) 防潮林、飛砂防備林の造成

波浪、高潮、飛砂の被害を防止するため、防潮護岸工及び防潮林、飛砂防備林の回復に向けた造成事業を施行する。

3 海岸保全区域の指定

市は、高潮、波浪等から海岸を防護するため、または海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止する等の措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期すよう、関係機関に積極的な働きかけを行う。

4 高潮・波浪等監視体制の整備

高潮・波浪等監視体制の整備は、第2編津波災害対策編 第2章 第15節 第2「津波監視体制、伝達体制の整備」の定めに従う。

5 応急資機材の整備等

市は、高潮、波浪等の災害応急活動を円滑化するため、必要な資機材を整備する。

第3 土砂災害予防対策

1 現 況

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所 83 箇所、土石流危険渓流 4 箇所、山腹崩壊危険地区 1 箇所があり、このほかにも崩壊するおそれのある崖等が多く存在する。（宮城県知事指定の土砂災害危険箇所については、宮城県砂防総合情報システムM I D S K Iを活用。）

なお、危険個所の概要は下記のとおりであり、土砂災害危険箇所は資料編に示す。

＜土砂災害危険箇所の概要＞

種 類	区分	内 容
急傾斜地崩壊危険箇所	国土交通省	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも極めて危険な箇所、官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所
土石流危険渓流	国土交通省	土石流の発生の危険性があり、人家5戸以上（5戸未満でも極めて危険な箇所、官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所に被害が生じるおそれがある渓流
山腹崩壊危険地区	農林水産省	地形（傾斜、土層深）、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区

風水害編資料4－1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

風水害編資料4－2 土石流危険渓流一覧表

風水害編資料4－3 山腹崩壊危険地区一覧表

風水害編資料4－4 土砂災害危険箇所位置図（急傾斜、土石流）

2 土砂災害防止対策の推進

土砂災害防止にあたっては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における警戒避難体制の整備を推進し、市及び市民等は、県が事業主体として実施するこれらの指定や防止工事の実施に協力する。

（1）土砂災害危険箇所の調査把握

市は、県と連携し、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握する。

（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法第6条及び第8条の規定に基づき、知事が指定する。

① 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、市民等に著しい危害が生じるおそれがある区域

なお、県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講ずる。

ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

特定開発行為（住宅〔自己の居住目的以外のもの〕並びに避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設となるべき建築物〔以下「特定予定建築物」という。〕を建築するために行う土地の区画形質の変更）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

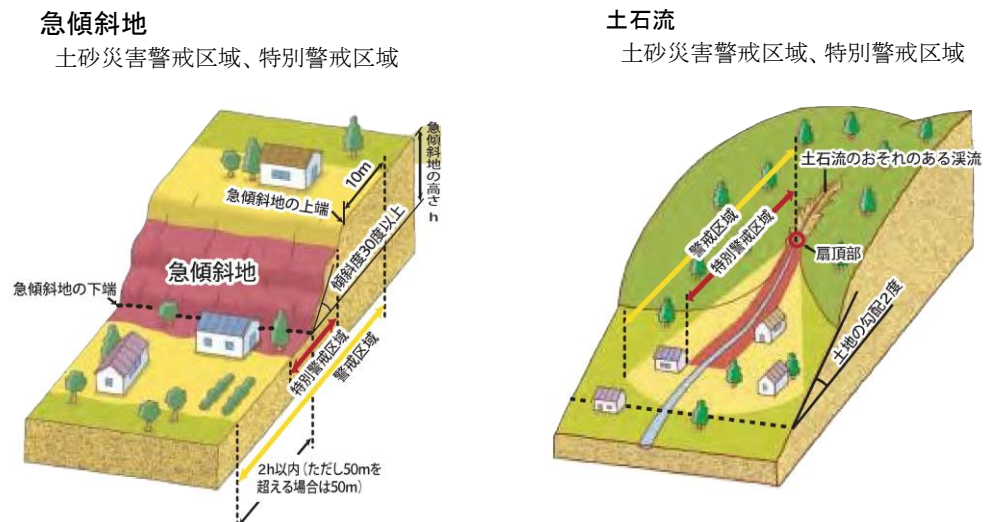
居室を有する建築物について、作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準が定められるとともに、建築基準法上確認が必要とされている建築物以外のものについても特別に建築確認の対象とされ、構造耐力に関する基準等について審査される。

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

知事は、崩壊等の発生により、建築物に損壊が生ずるおそれ大きいと認めるときは、所有者等に対し、移転その他必要な措置をとることを勧告することができる。

エ 勧告による移転者への融資、資金の確保

知事は、勧告を行った場合、必要があると認めるときは、勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他必要な措置を講じるよう努めるとともに、住宅金融支援機構の融資のあっせんなど、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努めることとする。



資料：土砂災害防止法パンフレット(国土交通省)

③ 市の責務

市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画に、当該警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報・警報、及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。

ア 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

- a 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定があった場合、市は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。
- b 市は指定される土砂災害警戒区域等における住民の安全確保対策のため、宮城県土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象等に基づき、必要と認める地域の住民に対し、避難準備情報、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに、安全な避難所

を明示する。

- c 土砂災害警戒区域毎に情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに住民に周知する。さらに、土砂災害警戒区域内に主として避難行動要支援者が利用する施設がある場合は、土砂災害に関する情報等の伝達方法を確立し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

イ 土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害ハザードマップを警戒区域毎に作成し、区域内の各戸へ配布することにより、住民への周知徹底を図る。なお、土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域図等を基に、土砂災害に関する情報及び避難情報等の伝達方法、避難所・避難経路、要配慮者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載する。

ウ 住民への情報伝達方法

土砂災害に関する情報や避難情報は、市防災行政無線、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオなどにより、警戒区域内の住民に対し確実に伝達する。

エ 要配慮者利用施設への情報伝達体制

土砂災害警戒区域内に、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話等による土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する。要配慮者利用施設の範囲は以下のとおり。

要配慮者利用施設の範囲	- a 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者施設等の社会福祉施設 - b 診療所の医療施設（有床に限る。） - c 幼稚園、保育所
-------------	---

- オ 市は、県が実施する土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等に協力する。

(3) 土砂災害防止のための啓発活動

土石流、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、先ず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため市は、土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

① 土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間になっており、その中でも6月1日～7日は、がけ崩れ防災週間となっている。市は特にこの期間に県と連携して市民に対し次のような広報活動を実施する。

ア ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会

イ 危険箇所のパトロールの実施、市民に対してのチラシ等の配布

ウ 広報車による巡回広報活動

エ 土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

(4) 市長の処置

市長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておくものとする。

① 避難勧告等の発令基準

② 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所

③ 避難勧告等の発令対象区域

④ 雨量情報、土砂災害警戒情報、市民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報についての情

報の収集及び伝達体制

- ⑤ 土砂災害に対して安全な避難所の一覧、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達
 - ⑥ 土砂災害時の避難行動要支援者関連施設、在宅の避難行動要支援者に対する情報の伝達体制、避難行動要支援者情報の共有方法
 - ⑦ 土砂災害に係る防災意識の向上方法
- (5) 土地利用の適正化

市は県と連携して、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等の対策を促進する。

3 急傾斜地崩壊防止施設

(1) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

① 急傾斜地崩壊危険箇所の把握

市は、がけ崩れの発生する危険性が高い場所の実態を把握し、対策を要望することとする。なお、地震や豪雨後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

② 急傾斜地崩壊危険区域の指定等

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、住家密集地域における危険度の高い急傾斜地について、災害の未然防止を図るため、指定の促進を県に要望する。

③ 警戒避難体制の整備

市は、がけ崩れの発生するおそれがある場合、又は発生の危険が切迫している場合に、迅速かつ適切に避難情報が伝達できるよう、警戒避難体制の整備を図る。

また、安全な避難実施に万全を期するため、急傾斜地崩壊危険箇所、指定避難所及び避難場所及び避難経路等について、防災マップ等により周知を図る。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所等の市民への周知

市は県と連携して、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資するため、急傾斜地崩壊危険箇所等図として住民の閲覧に供するとともに、宮城県のホームページ等を通じ、住民への周知に努める。

4 砂防設備

(1) 砂防施設の整備

① 土石流危険渓流の把握

市は、県と連携して土石流危険渓流の所在を把握するとともに、その被害を防止するための対策を県に要望する。

② 防災パトロールの強化

特に危険性が高い土石流危険渓流を中心に、随時パトロールを実施することとする。豪雨後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。

③ 警戒避難体制の整備

土石流危険渓流については、発生の時期及び規模等が確実に判断できないため、市は、防災マップ等により周知を図るとともに、人的被害防止に重点を置き、住民を安全な場所に避難させるための体制を整備する。

(2) 土石流危険渓流の住民への周知

市は県と連携して、土石流危険渓流に対する警戒避難体制の整備に資するため、土石流危険渓流箇所等図として住民の閲覧に供するとともに、宮城県のホームページ等を通じ、住民への周知

に努める。

5 治山施設

(1) 治山施設の整備

地震や豪雨に伴う山崩れ等による被害を防止するため、治山施設の整備を推進する。

崩壊土砂の流出、山腹崩壊及び地すべりによる被害を未然に防止するため、県と連携し、治山対策の推進に努めることとする。

また、発生の危険性が高い場所を中心として、定期的に治山施設等の点検を行うとともに、防災マップ等により危険場所、避難場所及び避難経路等についての周知に努めることとする。

6 宅地造成規制

(1) 宅地造成工事規制区域の指定

災害が生じるおそれのある地域については、現況調査や、必要と認めるときは宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成工事規制区域の指定を推進する。

(2) 宅地造成工事に対する規制

今後行われる宅地造成工事に対しては、宅地造成等規制法に定める技術的基準の順守を図るとともに、適正な宅地造成工事の指導育成、及び宅地造成工事に伴う宅地の保全のため、パトロール等を実施する。

第4 竜巻災害予防対策

1 現況

本市では竜巻発生の記録は無いが、昨今の異常気象の頻発を勘案して本市でも竜巻発生を留意する必要がある。

2 竜巻発生に関する予測・観測体制

(1) 竜巻発生の特徴

- ① 発生のタイミングが突発的である。
- ② 被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である。
- ③ 被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である。
- ④ 竜巻災害で、『どこで』、『どのタイミングで』身を守るのかについて基本的な知識が普及していない。

(2) 竜巻に関する気象情報観測体制

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁が発表している。

市は、これらの情報の収集・伝達体制の整備を図る。

① 気象に関する情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に発表され、特に「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意喚起される。

② 雷注意報

積乱雲に伴う落雷、ひょう、急な強い雨、突風等の激しい現象の発生により被害が予想される数時間前に発表され、特に「竜巻」と明記して特段の注意喚起がなされる。

③ 竜巻注意情報

今まさに竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された段階で、県全域を対象として発表される。

④ 竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になった地域について、その発生確度が2段階表示の10km四方格子単位の分布図で発表される。

第5 地盤沈下災害予防対策

1 現況

本市の海浜埋立地や低地沢部は、概ね未固結層を主とした地層で形成されている。特に市内新浜町地区は浚渫による埋立と盛土、切取土によって造成され埋立地で、もとは海面であった。この地域に水産加工団地を形成し現在に至っているが、年々地盤沈下が進行していることが確認されており、今後も地盤沈下による建造物、地下埋設物等への影響が心配される。

2 条例による地下水採取規制

昭和58年9月に塩竈市の一部は「宮城県公害防止条例」を施行し、規制を行っている。規制内容は、地下水を採取しようとする者は新設・既設を問わず、建設工事による者を含めて届出が必要になる。

揚水設備は構造等基準が設けられ、吐出口の断面積19 cm^2 以上の揚水設備を持つ地下水採取者には、採取量の報告を義務づけている。さらに、地盤沈下の進行状況等に応じて、必要なときは地下水の採取量の削減又は水源の転換を勧告できるとしている。

3 地盤沈下地域における防災事業の促進

- (1) 地盤沈下地域である新浜町地区一帯について、大雨等による冠水被害を防止するため、地盤強化改修対策事業、また地域内建造物、地下埋設物等の補強事業等、それぞれの関係機関による計画的事業推進を図るものとする。
- (2) 地盤沈下地域内における軟弱地層等について、関係者の理解を深め、恒久的対策を樹立するよう指導の強化を図るものとする。

4 地盤沈下に関する調査研究

地盤沈下の原因の究明及び地盤沈下防止技術の開発調査研究について関係機関と協議の上、継続的推進を図るものとする。

第6 風雪害予防対策

1 現況

当市は比較的積雪が少なく、雪害件数も少ない状況にあるが、仙台(仙台管区气象台)における風の観測では、最大瞬間風速の極値は41.2m/s(1997年3月11日、統計期間1937年1月～2012年4月)で、年間最多風向の平年値は北北西(統計期間1990年～2010年)、日最大風速が10m/s以上の年間日数の平年値は54.2日(統計期間1981年～2010年)となっている。

2 道路除雪等雪害対策

市は、雪害時における道路交通の確保を図るために、必要により降積雪、気温等の気象状況を収集し、必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

第7 農林水産業災害予防対策

1 現況

本市の農業及び水産業は、風水害、冷害、干害等による被害を絶えず受けているが、その中でも浅海漁業の海上施設は、波浪による破損が多く、特に台風時期等には常に甚大な被害を被っている。

2 防災措置等

市及び県は、次のとおり農業及び水産業の施設の災害予防対策を推進する。

(1) 農業関係

①農業気象対策の推進

風水害等自然災害に対し、県、気象台、関係団体による密接な連携のもとに、農業気象観測の強化に努めるとともに、的確に気象条件を把握し、農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止するものとする。

②病虫害防除対策

市は、県及び農業団体と協力し、防除体制を整備し、これに対処するものとする。

③防災営農技術等の普及

市は、県及び関係団体と協力し、それぞれの災害に対応する技術指導を徹底し、災害の未然防止に努めるものとする。

(2) 水産関係

①水産気象対策の推進

台風、赤潮の発生等の自然災害に対し、関係団体との密接な連携のもとに、海洋気象観測の整備強化に努める。

②水産施設に対する防災対策

各漁港施設等の管理者に対し、気象情報を伝達するとともに、各施設の管理体制の確立強化を図るものとする。

③養殖施設等に対する対策

浅海養殖施設等の撤去及び移動については、技術的に極めて困難な面もあるが台風等の気象情報の速やかな周知徹底を図り、災害に因る被害を最小限に食い止めるよう努めるものとする。

④防災水産技術等の普及

県及び関係団体と協力して水産業対策、浅海漁業対策等それぞれの災害に対応する技術指導を徹底し、災害の防止に努めるものとする。

第8 火山災害予防対策

1 現 況

火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山の定義とした。県内では「栗駒山」「蔵王山」「鳴子」3火山が活火山として定義されている。

このうち、塩竈市にもっとも近い火山は「鳴子」で約50kmの距離にあり、ほぼ同じ距離で蔵王山がある。

2 防災事業等の推進

市は、火山の特質を考慮しつつ、次の事項に留意する。

(1) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル

① 噴火警報等の種類と発表基準

② 噴火警報

③ 噴火予報

＜噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表＞

(噴火警戒レベル未導入火山の場合)

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等
噴火警報	噴火警報*1 (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 厳重警戒
	噴火警報 (火口周辺)	火口 周辺 危険	火口から居住地域*2 近くまでの広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
			火口から少し離れた所 までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険
噴火予報	噴火予報	-	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	平常

* 1. 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報 (山麓)」と記載。

* 2. 居住地域が不明確な場合は、「山麓厳重警戒」と記載。

④ 噴火警戒レベル

＜噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表＞

(噴火警戒レベルが導入された火山の場合)

	名称	略称	対象範囲	発表基準等	噴火警戒 レベル (警戒事項等)
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル 5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル 4 (避難準備)
	噴火警報 (火口周辺)	火口 周辺 警戒	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 3 (入山規制)
			火口から少し離れた所 までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 2 (火口周辺規制)
噴火予報	噴火予報	-	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	レベル 1 (平常)

⑤ 降灰予報

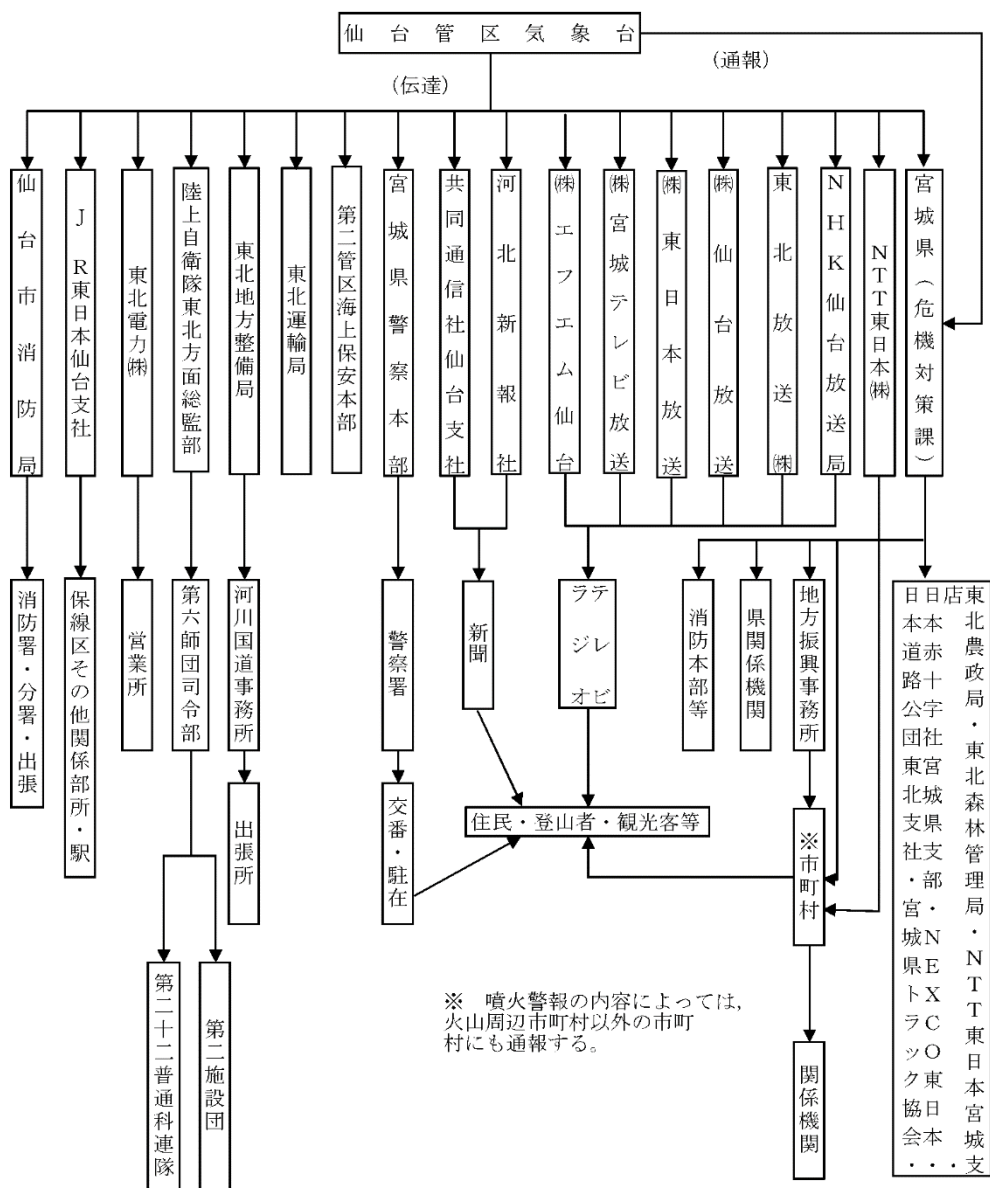
噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

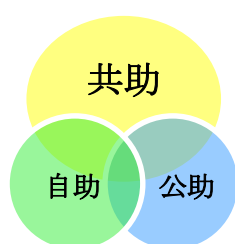
⑥ 火山現象に関する情報等

(2) 噴火警報等の通報及び伝達

① 噴火警報

② 噴火予報



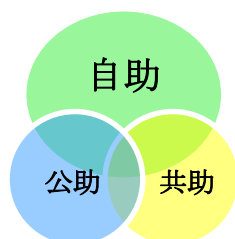


■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 土砂災害防止対策の推進

1 土砂災害危険箇所の調査把握

町内会等は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所を確認しておくとともに、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 土砂災害防止対策の推進

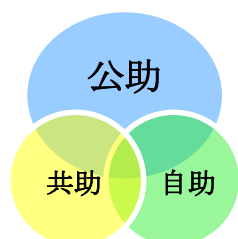
1 土砂災害危険箇所の調査把握

市民は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所を確認しておくとともに、県等が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

第2節 都市の防災対策

目 的

市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市街地再開発事業等の推進

市街地再開発事業等の推進は、第1編地震災害対策編 第2章 第6節 第1「市街地再開発事業等の推進」の定めに準ずる。

第2 土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業の推進は、第1編地震災害対策編 第2章 第6節 第2「土地区画整理事業の推進」の定めに準ずる。

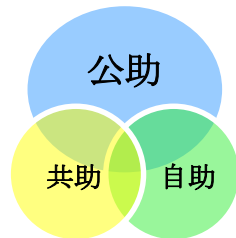
第3 都市公園施設

都市公園施設整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第6節 第3「都市公園施設」の定めに準ずる。

第3節 建築物等の予防対策

目 的

災害による建築物の被害を防止するため、必要な事業対策に関し定めるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災事業の施行

1 浸水等風水害対策

市は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。また、防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るための対策を促進する。

なお、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

3 特殊建築物、建築設計の防災対策

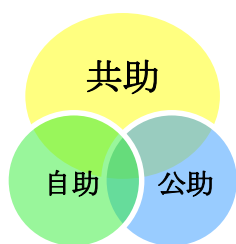
特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第32号の規定による。）塩竈市は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

特殊建築物、建築設備等の維持保全対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第3「特殊建築物、建築設備等の維持保全対策」の定めに準ずる。

5 建築物及び都市の不燃化促進対策

建築物及び都市の不燃化促進対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 第1及び第2の定めに準ずる。



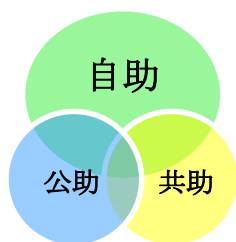
■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 建築物等の予防対策

建築物等の予防対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の自主防災組織の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 浸水等風水害対策

事業者等は、自らが所有する建築物等の浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 建築物等の予防対策

建築物等の予防対策における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第7節 「塩竈市民等の役割」の定めに基づき、次の役割の実施に努める。

1 浸水等風水害対策

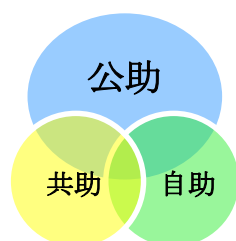
市民等は、自らが所有する建築物等の浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

目 的

大規模災害の発生により、市民生活に直結する上下水道・電力・ガス・石油・石油ガス及び電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能を麻痺させるばかりでなく、安否確認、避難や救援・救出活動などの応急対策活動を実施する上で大きな支障となることから、避難生活環境の悪化や、市民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震化の強化、拠点の分散、代替施設の確保、施設の適正な維持管理、災害復旧用資機材の整備及び確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模災害による被害軽減のための諸施策を実施する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 水道施設

水道施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第1「水道施設」の定めに準ずる。

第2 下水道施設

下水道施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第2「下水道施設」の定めに準ずる。

第3 電力施設

電力施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第3「電力施設」の定めに準ずる。

第4 ガス施設

ガス施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第4「ガス施設」の定めに準ずる。

第5 電信・電話施設

電信・電話施設の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第8節 第5「電信・電話施設」の定めに準ずる。

第5節 防災知識の普及

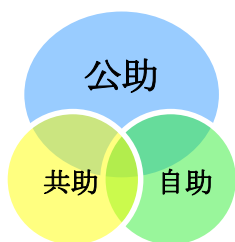
目 的

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市・県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、災害時の行動マニュアル等を作成・配付し、さらに防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、東日本大震災では、防災教育により避難誘導が円滑に行われた地域があったことから、地域社会がお互いを守る「共助」、市民が自らを災害から守る「自助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、市民等は、自らの身の安全は自らが守る防災知識の習熟に努めるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災知識の普及、徹底

防災知識の普及、徹底は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第1「防災知識の普及、徹底」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

1 市民への防災知識の普及

市は、市民へ風水害等災害の警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時取るべき行動についての普及・啓発を行う。

第2 学校等教育機関における防災教育

学校等教育機関における防災教育は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第2「学校等教育機関における防災教育」の定めに準ずる。

第3 市民の取組

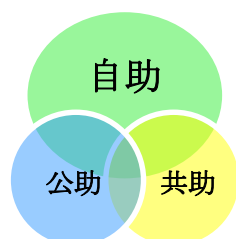
市民の取組は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第3「市民の取組」の定めに準ずる。

第4 防災指導員の養成

防災指導員の養成は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第4「防災指導員の養成」の定めに準ずる。

第5 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 第5「災害教訓の伝承」の定めに基づる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 防災知識の普及

防災知識の普及における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第10節 「塩竈市民等の役割」の定めに基づるほか、次の役割の実施に努める。

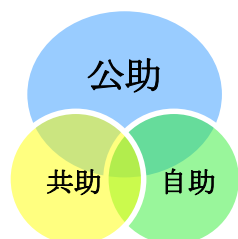
- 1 市民は、風水害等災害の警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時に取るべき行動についての防災知識の習得、防災意識の向上に努める。

第6節 防災訓練の実施

目 的

市は、災害発生時に防災関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、災害発生時の初動及び応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及や高揚を図ることを目的として、防災訓練を行うものとする。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図るものとする。

なお、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、防災訓練に積極的に参加するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災訓練の実施とフィードバック

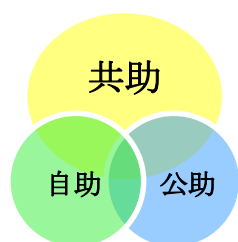
防災訓練の実施とフィードバックは、第1編地震災害対策編 第2章 第1.1節 第1「防災訓練の実施とフィードバック」の定めに準ずる。

第2 防災訓練

防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.1節 第2「防災訓練」の定めに準ずる。

第3 学校等の防災訓練

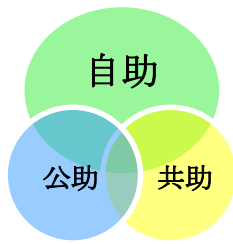
学校等の防災訓練は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.1節 第5「学校等の防災訓練」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 防災訓練

防災訓練における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.1節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 防災訓練

防災訓練における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第1.1節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

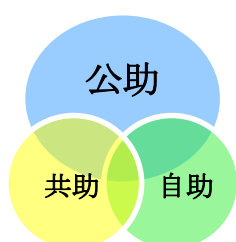
第7節 自主防災組織の育成

目 的

大規模災害が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、市は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実に努める。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

なお、地域住民及び事業所による自主防災組織は、組織活動の日常化や防災訓練等を行い地域コミュニティにおける防災体制の充実に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割

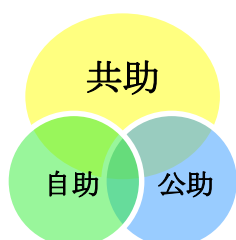
地域における自主防災組織の果たすべき役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第12節 第1「地域における自主防災組織の果たすべき役割」の定めに準ずる。

第2 自主防災組織の育成・指導

自主防災組織の育成・指導は、第1編地震災害対策編 第2章 第12節 第2「自主防災組織の育成・指導」の定めに準ずる。

第3 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、第1編地震災害対策編 第2章 第12節 第3「自主防災組織の活動の支援」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の自主防災組織の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第12節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。

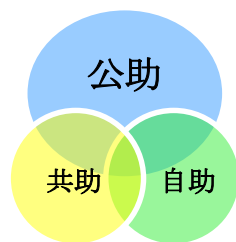
第8節 防災ボランティアの受入れ

目 的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下、「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、市及び防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有した防災ボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、防災ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災ボランティアの役割

防災ボランティアの役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第1「防災ボランティアの役割」の定めに準ずる。

第2 防災ボランティア活動の環境整備

防災ボランティア活動の環境整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第2「防災ボランティア活動の環境整備」の定めに準ずる。

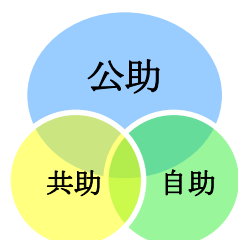
第3 防災ボランティアの受入れ体制

防災ボランティアの受入体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第13節 第3「防災ボランティアの受入れ体制」の定めに準ずる。

第9節 企業等の防災対策の推進

目 的

企業等は自ら防災組織を結成し、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 企業等の役割

企業等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第14節 第1「企業等の役割」の定めに準ずる。

第2 企業等の防災組織

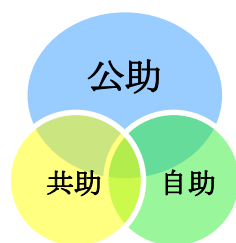
企業等の防災組織は、第1編地震災害対策編 第2章 第14節 第2「企業等の防災組織」の定めに準ずる。

第10節 情報通信網の整備

目 的

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐災化や非常用電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるなど、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市における災害通信網の整備

市における災害通信網の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第1「市における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第2 職員参集等防災システムの整備

職員参集等防災システムの整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第2「職員参集等防災システムの整備」の定めに準ずる。

第3 地域住民等に対する通信手段の整備

地域住民等に対する通信手段の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第3「地域住民等に対する通信手段の整備」の定めに準ずる。

第4 孤立想定地域の通信手段の確保

孤立想定地域の通信手段の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第4「孤立想定地域の通信手段の確保」の定めに準ずる。

第5 非常用電源の確保

非常用電源の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第5「非常用電源の確保」の定めに準ずる。

第6 大容量データ処理への対応

大容量データ処理への対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第6「大容量データ処理への対応」の定めに準ずる。

第7 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関における災害通信網の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第7「防

「災害関係機関における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第8 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害用伝言ダイヤル等の活用は、第1編地震災害対策編 第2章 第16節 第8「災害用伝言ダイヤル等の活用」の定めに準ずる。

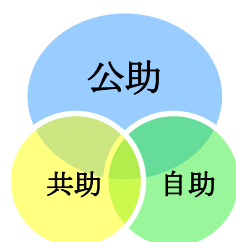
第11節 組織体制及び職員の配備体制の整備

目的

大規模災害により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、市及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておくものとする。

また、事業所等は、事業業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市防災組織体制

市は総合的な防災対策を推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努める。

1 塩竈市防災会議

災害対策基本法及び塩竈市防災会議条例に基づき、塩竈市地域防災計画の作成及びその実施を推進するため、塩竈市防災会議を設置する。

なお、塩竈市防災会議は、「多様な主体の参画による防災体制の確立、男女共同参画」の基本方針のもと、様々な専門的見地や視点を持つ委員の参画により実施する。

2 塩竈市災害対策本部

市長は、災害対策基本法及び塩竈市災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特にその対策又は防災活動の推進を図る必要があると認めるときは、塩竈市地域防災計画の定めるところにより、塩竈市災害対策本部を設置する。

第2 災害対策要員等の確保体制

市は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努めることとする。

第3 市の配備体制

1 配備体制の明確化

市は、市域において次の気象警報等が発表された場合には、警戒本部若しくは災害対策本部を設置する。この際、市長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

(1) 配備体制

① 災害対策警戒配備体制

警戒配備体制は、市域に大雨、洪水等の警報が発表されたとき、又は副市長が警戒配備の必要があると認めたときに配備を行う。

② 災害対策本部体制

災害対策本部体制は、市域に大雨、洪水等の警報が発表され広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき、または広範囲にわたる被害が発生した場合、若しくは市域に特別警報が発表された場合、さらには市長が必要と認めたときは、災害対策本部(本部長市長)を設置し応急対策を実施する。配備体制は2号配備及び3号配備体制とする。

塩竈市災害対策本部の組織は、『塩竈市災害対策本部条例』及び『塩竈市災害対策本部運営要綱』に基づくものとし、組織の概要は次のとおりである。

災害対策本部長	災害対策副本部長	災害対策本部員
市長	副市長	教育長 市民総務部長 健康福祉部長 産業環境部長 建設部長 水道部長 市立病院事務部長 教育部長 震災復興推進局長 その他本部長が必要と認める者
		災害対策本部連絡室員
		本部連絡室長 危機管理監
		本部連絡室長補佐 市民安全課長
		本部連絡室員 市民安全課員
		本部連絡員 災対各部一名（災対各部長が指名した者）

(2) 指揮命令系統

市長が不在等により災害対策本部長として指揮を取れない場合、副市長が指揮をとる。それも困難な場合には教育長を第2順位とする。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

市長は、市域に相当規模以上の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要と認めたときに災害対策本部を設置し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと認めたときに廃止する。そのため災害発生時における円滑な対応を可能とするため、平常時から自動設置となる場合と、市長が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、市災害対策本部標識を災害対策本部前に掲示又は撤去する。

(4) 本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知する。

① 本部会議

本部長は、本部長・副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議する。

② 災対各部

災対各部は、市における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

③ 現地災害対策本部

本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要と認めるとき、当該災害現場に現地災害対策本部を設置する。

2 職員参集手段等の構築

休日、夜間等勤務時間外に風水害等災害等が発生した場合を想定し、速やかな災害対策本部等の立ち上げを可能とする職員の参集手段を構築しておくものとする。

第4 マニュアルの作成**1 応急活動のためのマニュアル作成**

市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底し、随時見直しを図る。

第5 業務継続計画(BCP)**1 業務継続性の確保****(1) 業務継続計画(BCP)の策定**

市は、風水害等災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP: Business Continuity Planning)の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策**(1) 電源及び非常用通信手段の確保**

市は、主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段を確保する。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

市は、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

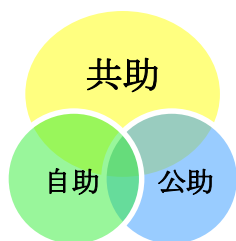
3 データ管理の徹底

市は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存、並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を

図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

市は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう体制を構築する。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

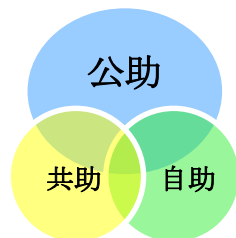
第1 業務継続計画（BCP）

業務継続計画の整備における事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第17節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに従う。

第12節 防災拠点等の整備

目 的

市及び防災関係機関は、災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図るものとする。また、災害時に必要となる防災物資及び資機材等の整備については、防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図るものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災拠点の整備

防災拠点の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第18節 第1「防災拠点の整備」の定めに従う。

第2 防災拠点機能の確保・充実

防災拠点機能の確保・充実は、第1編地震災害対策編 第2章 第18節 第2「防災拠点機能の確保・充実」の定めに従う。

第3 ヘリポートの整備

ヘリポートの整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第18節 第3「ヘリポートの整備」の定めに従う。

第4 防災用資機材等の整備

防災用資機材等の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第18節 第4「防災用資機材等の整備」の定めに従う。

第5 防災用資機材の確保対策

防災用資機材の確保対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第18節 第5「防災用資機材の確保対策」の定めに従う。

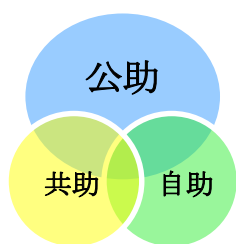
第13節 相互応援体制の整備

目 的

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 相互応援体制の整備

相互応援体制の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第1「相互応援体制の整備」の定めに準ずる。

第2 市町村間の応援協定

市町村間の応援協定は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第2「市町村間の応援協定」の定めに準ずる。

第3 県による市への応援

県による市への応援は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第3「県による市への応援」の定めに準ずる。

第4 非常時連絡体制の確保

非常時連絡体制の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第4「非常時連絡体制の確保」の定めに準ずる。

第5 資機材及び施設等の相互利用

資機材及び施設等の相互利用は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第5「資機材及び施設等の相互利用」の定めに準ずる。

第6 救援活動拠点の確保

救援活動拠点の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第6「救援活動拠点の確保」の定めに準ずる。

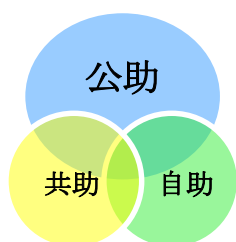
第7 関係団体との連携強化

関係団体との連携強化は、第1編地震災害対策編 第2章 第19節 第7「関係団体との連携強化」の定めに準ずる。

第14節 医療救護体制の整備

目 的

大規模災害時には、極めて広範囲で同時に多数の負傷者の発生が出ることが予想され、迅速な医療救護が要求される。その一方で、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性がある。このため、市は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、市民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 医療機関の体制整備

医療機関の体制整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第20節 第1「医療機関の体制整備」の定めに準ずる。

第2 情報連絡体制の整備

情報連絡体制の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第20節 第2「情報連絡体制の整備」の定めに準ずる。

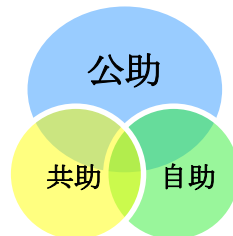
第3 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第20節 第3「医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制」の定めに準ずる。

第15節 緊急輸送体制の整備

目 的

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市及び県、関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 緊急輸送ネットワークの形成

緊急輸送ネットワークの形成は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第1「緊急輸送ネットワークの形成」の定めに準ずる。

第2 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第2「緊急輸送道路の確保」の定めに準ずる。

第3 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第3「建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備」の定めに準ずる。

第4 緊急輸送体制

緊急輸送体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第4「緊急輸送体制」の定めに準ずる。

第5 港湾・漁港機能の確保

港湾・漁港機能の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第5「港湾・漁港機能の確保」の定めに準ずる。

第6 離島への海上輸送の確保

離島への海上輸送の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.2節 第6「離島への海上輸送の確保」の定めに準ずる。

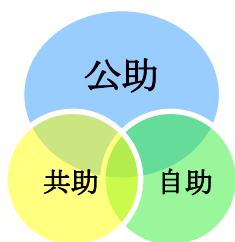
第16節 避難対策

目 的

大規模災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

緊急に避難する場所としての指定避難所及び避難場所等へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に市民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、避難所等の確保、避難誘導、避難行動要支援者の支援等、風水害等災害時の避難対策の体制の確保に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 避難誘導体制

避難誘導体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第5「避難誘導体制の整備」の定めに従う。次に、次の対策を実施する。

- 1 市は、避難指示、避難勧告等について、消防団等の協力を得つつ、避難指示又は避難勧告を行う基準を設定する。また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から市民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- 2 市は消防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。
- 3 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。

第2 避難所等の確保

1 避難所等の指定及び周知徹底

市は、大規模な災害から市民が一時避難するための場所について、指定避難所、自主運営避難所並びに避難場所を確保し、これらの避難所等への誘導標識の設置等により、市民や外来者へ周知徹底する。

(1) 指定避難所（学校、公民館等）

指定避難所は市で開設運営する避難所

(2) 自主運営避難所（集会所等）

指定避難所での受け入れが困難な災害が発生したときに、町内会が開設から運営まで行う自主運営避難所と位置づけ、開設は短期間程度で指定避難所の補完をする避難所。

(3) 避難場所

一時的に避難するための広場、グラウンド等の空き地で市が指定した場所

なお、万一指定避難所等が被災するおそれがある場合は、より安全な緊急避難所等を目指す必要が生じることについても周知徹底する。

2 公共用地等の有効活用

市は、避難所等の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 教育施設等を指定する場合の対応

市は、学校等教育施設を指定避難所等として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

4 交流拠点の避難場所への活用

市は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の生涯学習施設を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の指定避難所等として活用する。

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定避難所と位置付けられる学校等には備蓄倉庫、通信設備を整備する。

6 指定避難所等の条件

避難所、避難場所として指定する場合、高齢者、障がい者、幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定し、次の条件に留意する。

(1) 避難場所

- ① 火災による輻射熱並びに余震による被害の危険性のない場所であること。
- ② 洪水、高潮による浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- ③ 崖崩れ等土砂災害のおそれのない場所であること。
- ④ 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
- ⑤ 危険物施設等が近くにないこと。

(2) 指定避難所

- ① (1) の避難場所ですした条件を満たすところに建っている施設であること。
- ② 救援及び救護活動を実施することが可能であること。
- ③ 給水及び給食等の救助活動が可能であること。
- ④ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- ⑤ 避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備が整備されていること。
- ⑥ 指定避難所及びその近辺で、3日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていること。
- ⑦ 被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていること。

(3) 自主運営避難所

- (1)、(2) の条件をできるだけ満たす施設を設定する。

7 指定避難所、避難場所及び自主運営避難所

本市の指定避難所、避難場所は、風水害、地震、津波の災害事象に対する要件を勘案したものとし、次の施設(場所含む)を指定する。なお、市は指定避難所の抱える次の課題の解消に努める。

- (1) 土砂災害危険箇所に立地あるいは近接している指定避難所等は、土砂災害事象に関する避難所の開所は行わず、近隣の指定避難所を活用する。
- (2) 市は、指定避難所が立地する土砂災害危険箇所の早期対策を県と連携して実施する。

指定避難所、避難場所一覧表

番号	名 称	所在地	収容対象地	避難所 収容人数	避難場所 収容人数	備考
1	市立第三小学校	花立町15-1	学区内地区	400	2,400	
2	市立第三中学校	多賀城市笠神二丁目1-1	学区内地区	500	1,100	
3	市立月見ヶ丘小学校	月見ヶ丘2-1	学区内地区	300	3,000	
4	市立玉川小学校	玉川二丁目9-1	学区内地区	200	2,500	
5	市立玉川中学校	権現堂19-1	学区内地区	400	8,400	
6	塩竈市公民館	東玉川町9-1	南部地区の一部	200	-	
7	市立第一小学校	泉ヶ岡1-1	学区内地区	300	2,700	
8	市立杉の入小学校	杉の入一丁目19-1	学区内地区	400	11,700	
9	市立第二中学校	楓町二丁目10-1	学区内地区	400	4,800	
10	市立第一中学校	みのが丘3-1	学区内地区	300	3,000	
11	市立第二小学校	小松崎10-1	学区内地区	400	3,300	
12	旧市立浦戸第二小学校	浦戸桂島字台23	桂島、石浜	100	1,400	
13	市立浦戸中学校・市立浦戸第二小学校	浦戸野々島字馬越8	野々島	200	900	
14	旧市立浦戸第一小学校	浦戸寒風沢字中月21	寒風沢	100	1,300	
15	県立塩釜高校(東キャンパス)	泉ヶ岡7-1	泉ヶ岡の一部、香津町	1,187	3,200	新設
16	塩釜ガス体育館	今宮町9-1	字伊保石、字長沢、長沢町、今宮町、清水沢	549	3,100	新設
17	塩竈市温水プール	字杉の入裏39-173	新浜町2・3丁目	40	2,100	新設
18	塩釜港湾合同庁舎	貞山通三丁目4-1	貞山通	450	130	新設
19	剣道場(一森山)	宮町7-15	第一中学校学区内地区	168	-	新設
20	本町公民館	本町8-1	第一小学校学区内地区	188	-	新設
21	稲荷神社境内	尾島町2-9	尾島町の一部、海岸通		200	
22	塩竈市役所	旭町1-1	旭町、本町の一部		400	
23	願成寺境内	錦町4-2	錦町の一部、佐浦町、旭町の一部		700	
24	東玉川公園	石堂2	東玉川町、白萩町、南錦町		300	
25	玉川児童公園	母子沢町120-43	母子沢町		400	
26	県立塩釜高校(西キャンパス)	泉ヶ岡10-1	赤坂、石堂、泉ヶ岡の一部		7,200	
27	大日向児童遊園	大日向町65-2	大日向町		200	
28	月見ヶ丘スポーツ広場	月見ヶ丘1-3	月見ヶ丘の一部、栄町		5,900	
29	清水沢市営住宅児童公園	清水沢二丁目18-4	清水沢団地の一部		300	
30	清水沢公園	清水沢一丁目5-81	清水沢団地一部、後楽町、泉沢町		5,400	
31	新浜町公園	新浜町三丁目109-17	新浜町2・3丁目		4,200	
32	仙台合同庁舎塩釜庁舎敷地	新浜町一丁目9番地内	新浜町1丁目		300	
33	松陽台公園	松陽台一丁目18番地内	松陽台1・2・3丁目		1,900	
34	青葉ヶ丘公園	青葉ヶ丘3番地内	青葉ヶ丘、字石田、越の浦1・2・3丁目		1,600	
35	千賀の台公園	千賀の台二丁目6番地内	千賀の台、字伊保石、字庚塚の一部		3,900	
36	塩竈神社境内	一森山1番地内	宮町、西町、一森山		3,100	
37	梅の宮神社境内	梅の宮12番地内	梅の宮の一部、庚塚の一部		900	
38	伊保石公園	字伊保石95-1	字伊保石、清水沢、千賀の台		1,000	
39	神明社境内	浦戸野々島字朴島	朴島		40	
40	パチンコタイガー塩釜店	港町一丁目7-5	津波避難場所		680	
41	イオンタウン塩釜	海岸通15-100	津波避難場所		2,450	
42	マリンゲート塩釜	港町一丁目4-1	津波避難場所		830	
43	塩釜倉庫	港町一丁目7-30	津波避難場所		250	新設
44	グランドパレス塩釜	尾島町3-5	津波避難場所		671	新設
				6,782	97,851	

(震災編資料13-1 指定避難所、避難場所一覧表参照)

(震災編資料13-2 指定避難所・避難場所位置図参照)

(震災編資料13-3 自主運営避難所位置図参照)

第3 避難路の確保

市は、指定避難所等への経路を避難路として指定する場合、「津波避難のための施設整備指針」(平成24年3月 宮城県)に基づき整備し、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市は、上記条件を満たす避難路を選定する場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び塩釜警察署と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第4 避難路等の整備

避難路等の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第4「避難路等の整備」の定めに従う。

第5 避難行動要支援者の支援方策

避難行動要支援者の支援方策は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第6「避難行動要支援者の支援方策」の定めに従う。

第6 教育機関における対応

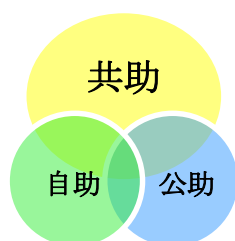
教育機関における対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第7「教育機関における対応」の定めに従う。

第7 避難計画の作成

避難計画の作成は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第8「避難計画の作成」の定めに従う。

第8 避難に関する広報

避難に関する広報は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 第9「避難に関する広報」の定めに従う。



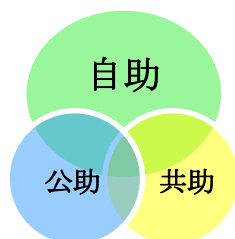
■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 避難対策

避難対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに従う他、次の対応を行う。

1 避難誘導體制

町内会及び自主防災組織等は、地域コミュニティを活かした避難活動に努める。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 避難対策

避難対策における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第23節 「塩竈市民等の役割」の定めに従う他、次の役割の実施に努める。

1 避難誘導體制

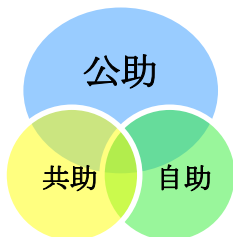
市民等は、地域コミュニティを活かした避難活動に努める。

第17節 避難収容対策

目 的

大規模災害時には、避難が長期化するおそれがある。このため、市は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるように、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、自主的な指定避難所等の運営・管理、家族間の安否確認方法等、避難収容に係る対策の習熟に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 避難所の確保

避難所の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第1「避難所の確保」の定めに準ずる。

第2 避難の長期化対策

避難の長期化対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第2「避難の長期化対策」の定めに準ずる。

第3 指定避難所における愛護動物の対策

指定避難所における愛護動物の対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第3「指定避難所における愛護動物の対策」の定めに準ずる。

第4 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第4「応急仮設住宅対策」の定めに準ずる。

第5 帰宅困難者対策

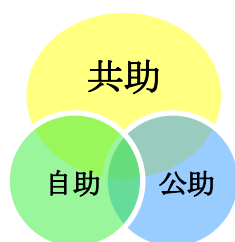
帰宅困難者対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第5「帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第6 被災者等への情報伝達体制等の整備

被災者等への情報伝達体制等の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第6「被災者等への情報伝達体制等の整備」の定めに準ずる。

第7 孤立集落対策

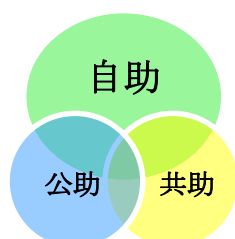
孤立集落対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第24節 第7「孤立集落対策」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 避難収容対策

避難収容対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.4節 「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 避難収容対策

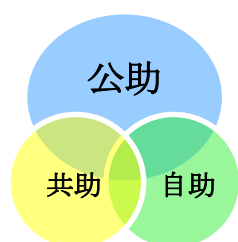
避難収容対策における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.4節 「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保

目 的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、市は物資の備蓄、調達、及び輸送体制の整備を図る。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は自主的に食料、飲料水、燃料及び生活物資の備蓄を行い、避難行動要支援者等に対し支援を行う体制を構築する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市民等のとるべき措置

市民等のとるべき措置は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.5節 第1「市民等のとるべき措置」の定めに準ずる。

第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

食料及び生活物資等の供給計画の策定は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.5節 第2「食料及び生活物資等の供給計画の策定」の定めに準ずる。

第3 食料及び生活物資等の備蓄

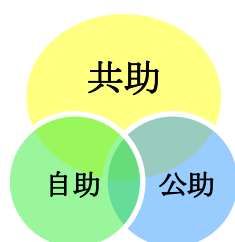
食料及び生活物資等の備蓄は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.5節 第3「食料及び生活物資等の備蓄」の定めに準ずる。

第4 食料及び生活物資等の調達体制

食料及び生活物資等の調達体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.5節 第4「食料及び生活物資等の調達体制」の定めに準ずる。

第5 燃料の確保

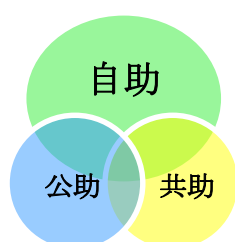
燃料の確保は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.5節 第5「燃料の確保」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 食料、飲料水及び生活物資の確保

食料、飲料水及び生活物資の確保における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.5節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 食料、飲料水及び生活物資の確保

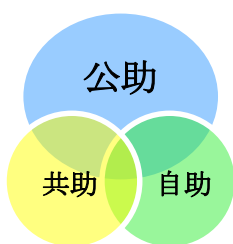
食料、飲料水及び生活物資の確保における市民等の役割は、第1編 地震災害対策編 第2章 第2.5節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

第19節 避難行動要支援者・外国人対応

目 的

要介護認定者や障がい者など、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者は、より危険・困難な状態に置かれる可能性があることや、避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておくものとする。なお、外国人や団体旅行客等についても配慮するものとする。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害発生時の高齢者、障がい者等への対応や外国人支援等を行政と連携した防災体制の整備を行うとともに、避難行動要支援者自身は自らの備えを行うものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 高齢者、障がい者等への対応

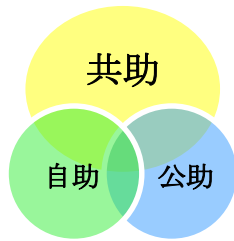
高齢者、障がい者等への対応は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第1「高齢者、障がい者等への対応」の定めに準ずる。

第2 外国人支援対策

外国人支援対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第2「外国人支援対策」の定めに準ずる。

第3 旅行客への対策

旅行客への対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第26節 第3「旅行客への対策」の定めに準ずる。



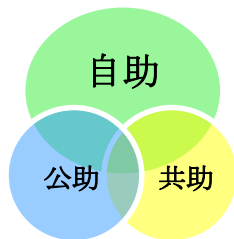
■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 高齢者・障がい者等への対応

高齢者・障がい者等への対応における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.6節 第1「高齢者・障がい者等への対応」の定めに準ずる。

第2 外国人支援対策

外国人対策における事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.6節 第2「外国人支援対策」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 高齢者・障がい者等への対応

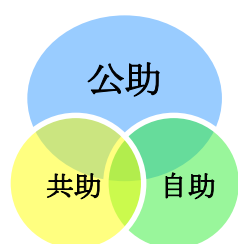
高齢者・障がい者等への対応における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.6節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

第20節 複合災害対策

目 的

大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 複合災害の応急対策への備え

複合災害の応急対策への備えは、第1編地震災害対策編 第2章 第27節 第1「複合災害の応急対策への備え」の定めに準ずる。

第2 複合災害に関する防災活動

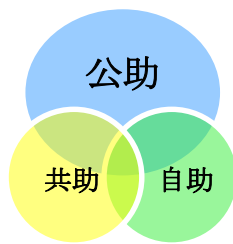
複合災害に関する防災活動は、第1編地震災害対策編 第2章 第27節 第2「複合災害に関する防災活動」の定めに準ずる。

第21節 廃棄物対策

目 的

大規模災害発生後、大量に発生する廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市は処理施設の耐災化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 処理体制

処理体制は、第1編地震災害対策編 第2章 第28節 第1「処理体制」の定めに準ずる。

第2 主な措置内容

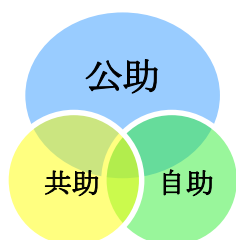
主な措置内容は、第1編地震災害対策編 第2章 第28節 第2「主な措置内容」の定めに準ずる。

第22節 火災予防対策

目 的

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、出火防止はもとより初期消火に加え、火災の延焼防止のため、必要な事業の実施及び施設の整備等、火災予防対策の徹底に努めるものとする。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、出火防止、火災予防の徹底に努めるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 出火防止、火災予防の徹底

出火防止、火災予防の徹底は、第1編地震災害対策編 第2章 第21節 第1「出火防止、火災予防の徹底」の定めに準ずる。

第2 消防力の強化

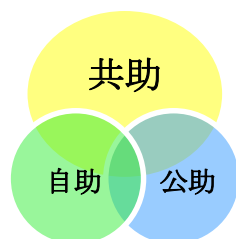
消防力の強化は、第1編地震災害対策編 第2章 第21節 第2「消防力の強化」の定めに準ずる。

第3 消防水利の整備

消防水利の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第21節 第3「消防水利の整備」の定めに準ずる。

第4 消防計画の充実強化

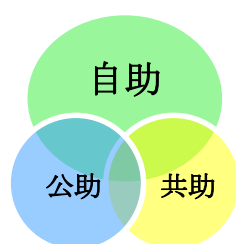
消防計画の充実強化は、第1編地震災害対策編 第2章 第21節 第4「消防計画の充実強化」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 火災予防対策

火災予防対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.1節 「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに従う。



■ 塩竈市民等の役割 ■

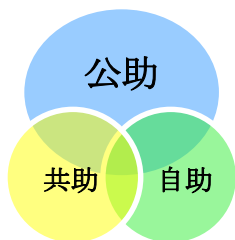
第1 火災予防対策

火災予防対策における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第2章 第2.1節 「塩竈市民等の役割」の定めに従う。

第23節 林野火災予防対策

目 的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防関係機関は林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 現 況

市における山林は、一森山、伊保石地区、浦戸地区等に点在している。近年の山林火災の発生は少ないものの、最近のレジャー人口の増加等により、林野火災が発生する危険性がある。

なお、本市の場合、山林と住宅等が近接していることから山林火災から住宅への延焼や、住宅火災から山林への延焼等も考えられ、特に浦戸地区では、レジャー等で訪れる観光客が多く、林野の利用による火災の危険性が高い。

第2 事前警戒措置

1 たき火等の制限

- (1) 市長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、地区住民、入林者並びに観光客等に火を使用しないよう要請する。
- (2) 市長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、市の区域内に在る者に対し火の使用を制限する。

第3 広報宣伝の充実

市及び林野関係機関は、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれがあるときは、地区住民及び入林者等に対し、火気使用について注意を喚起し、火災を予防するとともに、応急体制の準備をする。

1 山火事防止強調月間の設定

春、秋の火災危険期にあわせ、山火事に対する啓発活動を行うとともに、市及び消防関係機関は、適宜、山林火災防ぎょ訓練を実施するなどして予防対策に万全を期す。

2 ポスター、標識板等の設置

市は、山火事防止に関するポスター、標識板などにより、地域住民、通行者、入林者に注意を喚起する。

3 学校教育による防火思想の普及

市は、自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

4 森林等の管理、整備

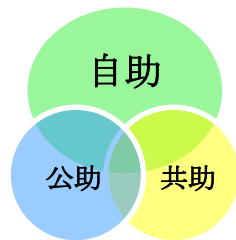
森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

5 防ぎよ資機材の備蓄

市は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

6 防災活動の促進

市は、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 広報宣伝の充実

1 防災活動の促進

地域住民及び入山者は、林野火災防止のための防災意識の高揚と防災活動の向上に努める。

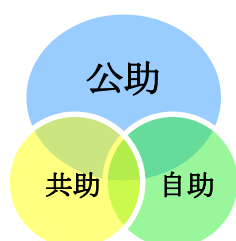
第24節 危険物等災害予防対策

目 的

災害時において、危険物（消防法に規定する危険物のほか、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物）施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。また、各危険物施設や護岸等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

また、事業所等（各施設管理者）は、管理している危険物施設予防対策に努めるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 各施設の予防対策

各施設の予防対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第1「各施設の予防対策」の定め に準ずる。

第2 危険物施設

危険物施設は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第2「危険物施設」の定め に準ずる。

第3 高圧ガス施設

高圧ガス施設は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第3「高圧ガス施設」の定め に準ずる。

第4 火薬類製造施設等

火薬類製造施設等は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第4「火薬類製造施設等」の定め に準ずる。

第5 毒物及び劇物貯蔵施設

毒物及び劇物貯蔵施設は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第5「毒物及び劇物貯蔵施設」の定め に準ずる。

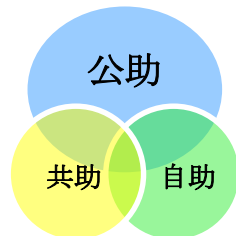
第6 化学薬品等の出火防止対策

化学薬品等の出火防止対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第9節 第6「化学薬品等の出火防止対策」の定め に準ずる。

第25節 海上災害予防対策

目 的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 海上災害に関する基本的な考え方

- 1 海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。さらに他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。
- 2 海難について、人命救助を必要とする場合、宮城海上保安部が船長の救助活動の援助を行うこととする。特に陸岸に近い海難については、市長が救護活動を行うこととする。(別表1・2参照)
- 3 重油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務は、当該船舶の船長にあるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、宮城海上保安部、指定海上防災機関（一般財団法人 海上災害防止センター）等が防除に当たることとする。
- 4 一旦陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分の責任者は、船舶所有者であるが、船舶所有者の対応だけでは処理ができない場合には、生活環境の保全等のため市が対応せざるを得ない。(別表3・4参照)

別表1 海難による人身事故における対応と責任者

主 体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第12～ 14条	・ 人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・ 船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・ 他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助

別表2 海難による人身事故における各関係機関の任務等の根拠法令

主 体	根拠法令	任務等の内容
宮城海上保安部	海上保安庁法第2条	海難救助を行い、海上の安全を図ることを任務
塩竈市長	水難救護法第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市長の責務
塩釜警察署	水難救護法第4条	救護の事務に関し市長を補助

別表3 重油等の流出事故の防除義務者等について

(1) 海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：宮城海上保安部】

① 総括的な規定

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

② 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

ア 大量の特定油が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第39条第1項	排出された特定油の広がり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去のための応急措置を講じなければならない。
宮城海上保安部	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
・定義 海防法施行規則第29条：特定油……蒸発しにくい油（原油等） ・濃度及び量の基準 海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万cm ³ 当たり10cm ³ 以上 特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量		

イ 有害液体物質、廃棄物等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
宮城海上保安部	海防法第40条	海洋が汚染され、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合においては、当該汚染の原因となった有害液体物質、廃棄物その他の物を排出したと認められる者に対し、除去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※ ア及びイの場合における宮城海上保安部による措置（海防法第41条第1項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

③ 危険物が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第42条の2第3項	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
宮城海上保安部	海防法第42条の5第1項	当該危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

(2) 漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

別表4 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項、 第42条の15	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は指定海上防災機関に排出特定油の防除の措置を指示すること。
指定海上防災機関（一般財団法人 海上災害防止センター）	海防法第42条14	宮城海上保安部の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 〔港湾局 地方整備局〕	国土交通省設置法第4条第15号・第103号、第31条第2号	・海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 ・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
塩竈市	災害対策基本法第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法第12条第2号・第6号、第34条	・港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。） ・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法第4条、第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第2 船舶の安全な運航等の確保（宮城海上保安部）

1 宮城海上保安部は、次に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 港内における航行管制、海上交通情報提供等の実施
- (2) 危険物荷役における安全防災対策の指導
- (3) 航路標識の整備

(4) 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施

2 港湾管理者等は、管理施設の維持管理に努める。

第3 職員の配備体制

関係機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに年1回以上の訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟等について徹底を図る。

第4 防災関係機関相互の応援体制（市、県、宮城海上保安部、塩釜地区消防事務組合）

宮城海上保安部と市及び県、塩釜地区消防事務組合は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結する等平常時から連携を強化しておく。

第5 捜索、救助、救急及び医療活動（宮城海上保安部・塩釜地区消防事務組合）

- 1 救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。
- 2 宮城海上保安部と県、宮城海上保安部と医療機関、塩釜地区消防事務組合と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

第6 緊急輸送活動（宮城海上保安部）

宮城海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

第7 危険物等の大量流出時における防除活動（宮城海上保安部、市、県、消防事務組合）

宮城海上保安部、市及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図るものとする。また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

第8 防災訓練の実施（宮城海上保安部）

宮城海上保安部は、市、県及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第9 海上防災知識の普及（宮城海上保安部）

宮城海上保安部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

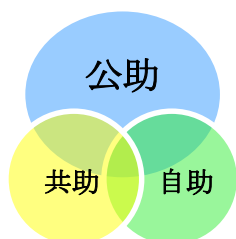
第10 海上交通環境の整備（宮城県仙台塩釜港湾事務所）

港湾管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

第26節 航空災害予防対策

目 的

市は、航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、被害を未然に防止し又は軽減を図るよう努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 救助・救急、医療及び消火活動

市及び塩釜地区消防事務組合は、救急・救助用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備に努める。

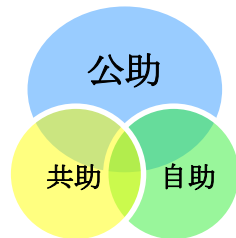
第2 緊急輸送活動

負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

第27節 鉄道災害予防対策

目 的

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招く恐れがあるため、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 東日本旅客鉄道(株)仙台支社

鉄道災害予防対策は、第1編地震災害対策編 第2章 第5節 第4「鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

2 社員の配備体制

各体制に基づき関係社員の配置体制をとる。

3 関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

4 避難誘導体制

災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

5 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

- (1) 非常呼出訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 脱線復旧訓練
- (5) その他

第2 鉄軌道の交通環境の整備

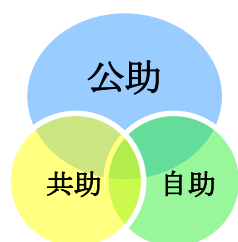
市は、踏切道改良促進法に基づき踏切道の立体交差化や構造改良の促進、必要に応じ交通規制の実施や踏切道の統廃合等、踏切事故の防止対策に努める。

第28節 道路災害予防対策

目 的

道路は、市民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできない重要な施設である。災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 道路施設等の整備

道路施設等の整備は、第1編地震災害対策編 第2章 第5節 第1「道路施設」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 職員の配備体制

市及び道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関相互の応援体制

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等、平常時より連携強化を図る。

(2) 市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

3 救助・救急・医療及び消火活動

市、医療機関、消防機関等は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

4 緊急輸送活動

(1) 塩釜警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(2) 塩釜警察署は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

5 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

市及び道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

6 防災訓練の実施

市及び道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

7 防災知識の普及

市及び道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

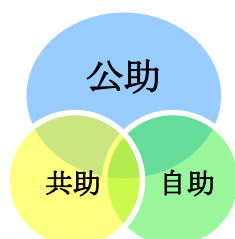
第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制

目 的

大規模災害が発生した場合、市域の広い範囲で市民の生命や財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。このため、市及び防災関係機関等は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要である。

市は、塩竈市災害対策本部条例・塩竈市災害対策本部運営要綱及び『災害時の職員行動マニュアル』に基づき、災害等が発生又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案し、災害応急対策を実施し又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ的確な配備体制のもとに防災活動を行うものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関は、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 迅速な災害応急活動体制の確立

市は、法令及び本市地域防災計画の定めるところにより、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を点検、整備のうえ、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

＜災害応急対策の主な流れ＞

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集、分析、伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出、救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難行動要支援者等の安全確保対策の実施 ・指定避難所開設の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・防災ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧及び余震対策の実施 ・感染症対策等保健、衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度～)		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

継続実施

第2 市の活動体制

1 市の体制

- (1) 市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市計画及び県計画の定めるところにより、市及びその他の防災関係機関及び市民等との連携のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。
- (2) 所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、「塩竈市災害対策本部条例」及び「塩竈市災害対策本部運営要綱」に基づき、塩竈市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。
- (3) 市は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等については、塩竈市災害対策本部条例・塩竈市災害対策本部運営要綱及び『災害時の職員行動マニュアル』に基づき、定める。
- また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者等について定める。
- (4) 市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象。）の発生が懸念される場合には、複合災害にも対応できる配備体制を構築する。
- (5) 市災害対策本部長（以下本部長という）は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、本部長は、宮城県災害対策本部長（以下県本部長という）に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

2 災害救助法が適用された場合の体制

知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

3 市町村間の応援協定

市長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、『宮城「館」防災に関する相互応援協定』及び『災害時における宮城県市町村相互応援協定』等の応援協定を締結している市町村及び防災関係機関等に対し、応援要請等を行う。

第3 災害対策本部等

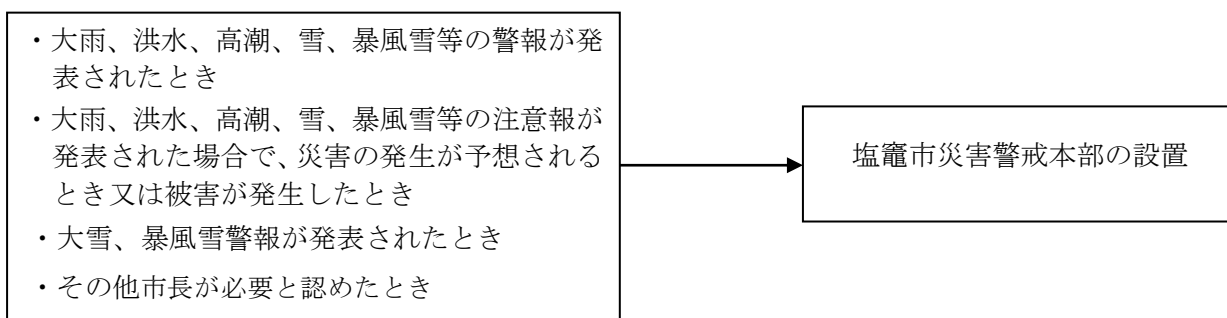
1 警戒本部

警戒本部は、市長を警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）として設置し、主に災害情報の収集を行う。警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

地震編資料 1－1 1 警戒配備体制参照

（1）設置基準

警戒配備体制は、市長が警戒配備の必要があると認めたとき、大雨、洪水、高潮等の警報が発表されたとき、大雨、洪水、高潮等の注意報が発表された場合で、災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したときに配備を行う。



（2）警戒本部の設置場所

警戒本部の設置場所は、市役所に置く。

（3）警戒本部の所掌事務

市警戒本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- ① 災害に関する気象予報・警報等の受領及び関係機関への伝達
- ② 被害の発生状況の把握
- ③ 宮城県仙台地方振興事務所への被害報告
- ④ 応急措置の実施
- ⑤ その他の情報の把握

（4）関係各部の防災活動

警戒本部の設置と並行して、関係各部においては、防災活動を実施する。

（5）廃止基準等

警戒本部を廃止する基準は、次のとおりとする。

- ① 警戒本部は、警戒本部長が災害発生のおそれが無くなったと認めるときに廃止する。
- ② 災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

(6) 設置等の報告

市長は、警戒本部の設置又は廃止及び被害状況を次に掲げる者に報告する。

- ① 県知事（仙台地方振興事務所）
- ② 防災関係機関の長又は代表者

2 災害対策本部

塩竈市災害対策本部は、「塩竈市災害対策本部条例」及び「塩竈市災害対策本部運営要綱」に基づき、市長を災害対策本部長として設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

地震編資料1－7 各災対部の構成参照

地震編資料1－8 災対事務分掌表参照

地震編資料1－9 非常配備体制区分 警戒配備体制参照

地震編資料1－10 非常配備体制区分 第2号非常配備体制参照

地震編資料1－11 非常配備体制区分 第1号非常配備体制参照

地震編資料1－12 本部員、班員等用腕章参照

(1) 設置基準

災害対策本部は、市長が必要と認めたとき、台風による広範囲かつ大規模な被害が予想されるとき、大雨、洪水警報が発表された場合で広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき、又は気象に関する特別警報が本市に発令されたときに災害対策本部(本部長市長)を設置し、応急対策を実施する。

- 1 台風による災害が予想されるとき又は、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき
- 2 大雨、洪水、大雪、暴風雪等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき、又は広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき
- 3 気象等に関する「特別警報（数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧により大雨又は暴風が予想される場合）」が発令されたとき
- 4 その他市長が必要と認めたとき

塩竈市災害対策本部の設置

各配備体制の基準内容

配備区分	配備基準	配備体制
警戒配備	1 大雨、洪水、高潮、大雪、暴風雪等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 大雨、洪水、高潮、大雪、暴風雪等の注意報が発表され、災害が予想されるとき又は被害が発生したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	職員の動員数については、塩竈市災害対策本部運営要綱に規定する。 ○発令者～市長 ○警戒本部
1号配備	1 台風による災害が予想されるとき 2 大雨、洪水、大雪、暴風雪等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、主として情報連絡を行うことができる体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部
2号配備	1 台風による広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき 2 大雨、洪水、大雪、暴風雪等の警報が発表され広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき 3 気象等に関する「特別警報（数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧により大雨又は暴風が予想される場合）」が発令されたとき 4 その他市長が必要と認めたとき	局地的災害に直ちに対処できる体制とし、上位配備に移行できる体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部
3号配備	1 市の全域にわたって災害が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制 ○発令者～市長 ○災害対策本部

※上記1～3号配備に係る配備職員については、『塩竈市災害対策本部運営要綱』第19条に規定する。

(2) 組織等

① 災害対策本部の組織は下記のとおりとする。

＜塩竈市災害対策本部組織＞

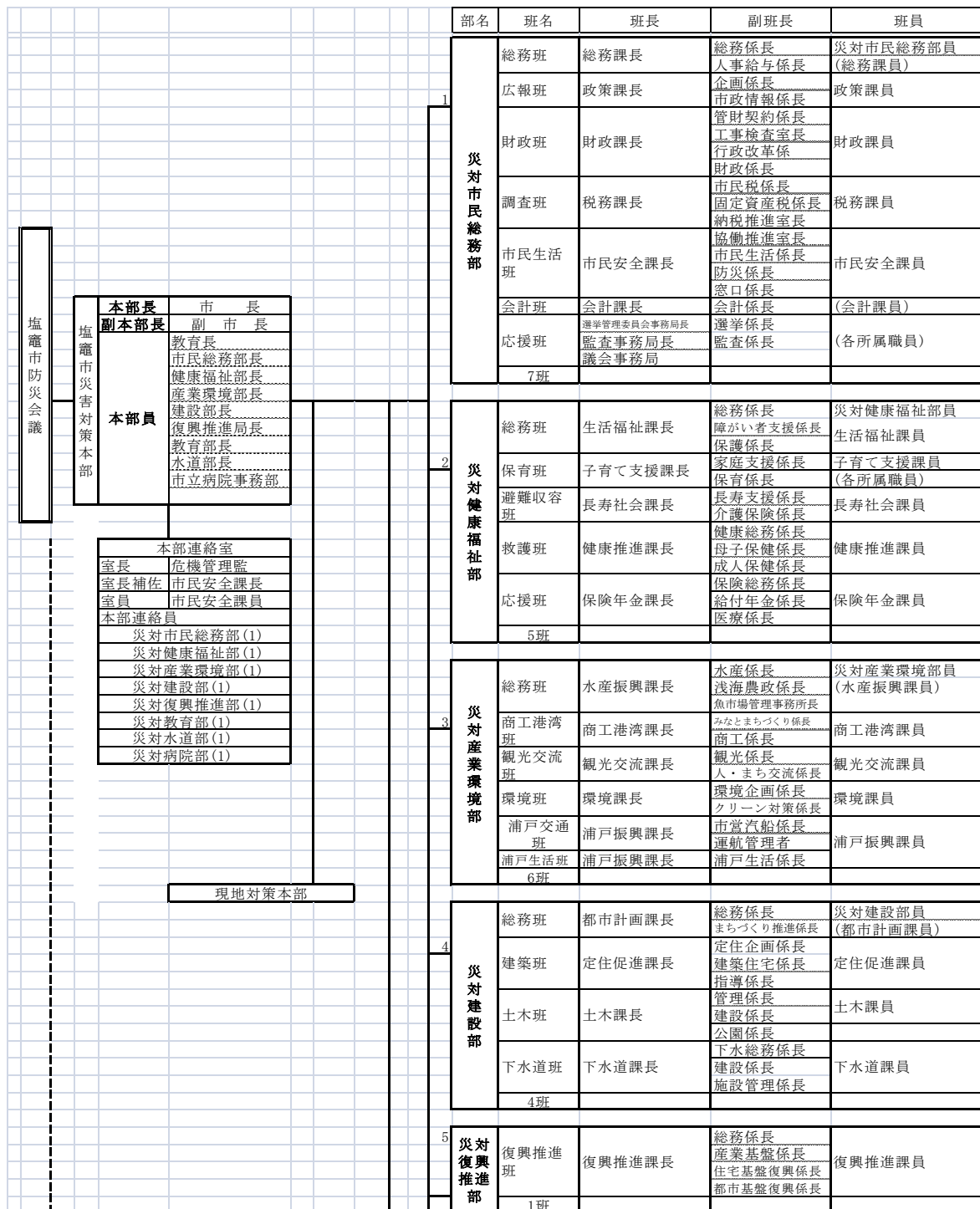
本部長	市長	
副本部長	副市長	
災害対策本部員	教育長 市民総務部長 健康福祉部長 産業環境部長 建設部長 水道部長 市立病院事務部長、教育部長、震災復興推進局長 その他本部長が必要と認める者	
災害対策本部 連絡室員	本部連絡室長	危機管理監
	本部連絡室長補佐	市民安全課長
	本部連絡室員	市民安全課員
	本部連絡員	災対各部1名（災対各部長が指名した者）

② 災害対策本部長の代理順位

災害対策本部長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。なお、警戒本部設置の際もこれに準じる。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	市民総務部長

＜塩竈市災害対策本部 組織体制図＞



3 現地災害対策本部

- (1) 局地的災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるとき、当該地域に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策本部員のうちから本部長が指名した者が担当する。
- (3) 現地災害対策本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

4 本部の設置及び廃止

本部長は市災害対策本部を設置又は廃止（災害発生のおそれがなくなったと認められるとき、災害応急対策が概ね完了したと認められるとき、又は災害復興本部を設置したとき）は、速やかに必要と認める機関等に通知及び報告する。

5 職員参集要領

- (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法
 - ① 危機管理監は、警戒本部が設置された場合、各部長等に対し、庁内放送、又は電話等により警戒配備体制を指令する。
 - ② 職員は常に所在を明らかにし、災害が発生した場合、又は災害の発生が予想されるときは直ちに災害対応の指示を受けることとする。
 - ③ 災害対策本部が設置された場合、各部長は、本部の指示により、参集した職員を災害対応のため配備し、本部へ報告することとする。
- (2) 勤務時間外における職員参集

勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、職員階層及び連絡員連絡網による。
- (3) 職員の自主参集
 - ① 職員は、災害対策本部等の設置を知ったとき、あるいは災害が発生又は災害の発生が予想される場合には、配備体制の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。
 - ② 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として指定避難所に参集し、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
 - ③ 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに本部長（各部長）に報告する。

6 職員の状況把握及び業務

- (1) 職員が参集（登庁）した場合は、所属長に報告する。
- (2) 各連絡員は、職員の参集状況について災対市民総務部（総務班）に定期的に報告する。
- (3) 災対市民総務部（総務班）は、災害対策本部員の参集（登庁）状況を把握、記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- (4) 災対市民総務部（総務班）は、各部の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。

第4 消防機関の活動

塩釜地区消防事務組合及び消防団等の消防機関は、風水害等災害による災害応急対策を実施するため、速やかに防災活動体制を確立する。

1 塩釜地区消防事務組合の消防活動

塩釜地区消防事務組合は、「塩釜地区消防事務組合消防計画」等に基づき消防職員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに被害情報の収集及び被災者等の救出や救助活動等所要

の活動を行う。

これらの活動にあたっては、本市災害対策本部及び塩釜警察署等の関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動に心がける。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。また、水防管理に関しては次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

第5 防災関係機関の活動

防災関係機関は、速やかに災害応急対策を実施するため、各々の配備及び動員計画等に従い、関係職員を招集し災害に対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）等にも情報提供や応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第6 県及びその他関係機関との連携

1 市と県との連携

県は、大規模な災害が発生し情報途絶市町村が発生した場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集するため、あらかじめ指定した職員を派遣する。

また、特に被害が甚大と思われ、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

市は、県職員等と連携を密にして円滑な応急対策の推進を図るとともに、県による現地災害対策本部が設置された際も、連携を密にした応急対策の推進を図る。

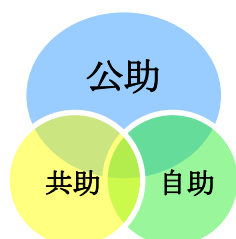
2 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため市及び県はもとよりその他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

第2節 防災気象情報の伝達

目 的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災気象情報

仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき警報及び注意報（津波警報・津波注意報を除く。）並びに気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を次により発表し、防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

その際、対象者に漏れなく、避難行動要支援者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等へ伝達する。

なお、県と仙台管区気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、防災情報として土砂災害警戒情報を発表する。

市長は、本計画書の定めるところにより、防災気象情報を関係機関、市民、その他関係団体に伝達しなければならない。

1 気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報（東部仙台）

(1) 警報発表基準

平成22年5月27日現在

発表官署			仙台管区気象台
塩 竈 市	府県予報区		宮城県
	一次細分区域		東部
	市町村をまとめた地域		東部仙台
警 報	大 雨	(浸水害) 雨量基準	3時間雨量80mm（暫定基準3時間雨量60mm）
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	108
	洪 水	雨量基準	3時間雨量80mm（暫定基準3時間雨量60mm）
		流域雨量指数基準	—
	暴風（平均風速）		陸上：18m/s 海上：18m/s
	暴風雪（平均風速）		陸上：18m/s 雪を伴う 海上：18m/s 雪を伴う
	大 雪（12時間降雪の深さ）		20cm
	有義波高		6.0m
	潮位		1.2m（暫定基準1.0m）
(気象等に関する) 特別 警 報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	
	波 浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
	暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）			100mm

(2) 注意報発表基準

平成22年5月27日現在

発表官署			仙台管区气象台
塩 竈 市	府県予報区		宮城県
	一次細分区域		東部
	市町村をまとめた地域		東部仙台
注 意 報	大雨	雨量基準	3 時間雨量 50mm（暫定基準 3 時間雨量 60mm）
		土壌雨量指数基準	86
	洪水	雨量基準	3 時間雨量 50mm（暫定基準 3 時間雨量 60mm）
		流域雨量指数基準	－
	暴風（平均風速）		陸上：13m/s 海上：13m/s
	暴風雪(平均風速)		陸上：13m/s 雪を伴う 海上：13m/s 雪を伴う
	大 雪(12 時間降雪の深さ)		10cm
	有義波高		3. 0m
	潮位		0. 9m（暫定基準 0. 6m）
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	融雪		融雪により被害が予想される場合
	濃霧		陸上 100m 海上 500m
	乾燥		①最小湿度 45% 実効湿度 65%で、風速 7m/s 以上 ②最小湿度 35% 実効湿度 60%
	なだれ		①山沿いで 24 時間降雪の深さ 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続
	低温		夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4 ～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき
	霜		早霜、晩霜期に概ね 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）
	着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合

(注) 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

(注) 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

(注) 警報や注意報は、重大な災害や災害のおそれがある時に県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに発表される。

(注) 警報や注意報は、気象要素（雨量、風速、波の高さなど）が基準に達すると予想した区域に対して発表される。ただし、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害が発生にかかわる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準（暫定基準）で運用することがある。

(注) 水防活動の利用に適合する(水防活動用)気象、高潮、洪水及び津波についての注意報・警報は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般の利用に適合する注意報・警報をもって代える。

(注) 冬期の気温は仙台管区气象台、石巻特別地域気象観測所の値

(注) 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」に伴い、大雨、洪水警報・注意報の雨量基準について通常の8割の暫定基準を適用している。

また、高潮警報・注意報について通常より引き下げた暫定基準を適用

※2012/05/29 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について通常の6割から8割に変更。

※2013/05/30 大雨、洪水警報・注意報の雨量基準について通常の6割から8割に変更。

大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について暫定基準を廃止。

(3) 気象等に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける(平成25年8月30日より適用)。

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

気象警報等の種類								
	大雨		暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪	
	(土砂災害)	(浸水害)						
特別警報 (重大な災害の 起こるおそれが 著しく大きい)	土 砂 災 害 警 戒 情 報	大雨 特別警報 (土砂災害)	大雨 特別警報 (浸水害)	暴風 特別 警報	高潮 特別 警報	波浪 特別 警報	暴風雪 特別 警報	大雪 特別 警報
警報 (重大な災害の 起こるおそれ)		大雨 警報 (土砂災害)	大雨 警報 (浸水害)	暴風 警報	高潮 警報	波浪 警報	暴風雪 警報	大雪 警報
注意報 (災害の起こる おそれ)	大雨 注意報		強風 注意報	高潮 注意報	波浪 注意報	風雪 注意報	大雪 注意報	

2 消防法に基づき仙台管区气象台長が宮城県知事に対して行う通報

(1) 火災気象通報

仙台管区气象台長は宮城県知事に対して、気象の状況から火災の危険があり、具体的には次の

条件に該当すると予想される場合に、火災気象通報を実施する。

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、市民に対し、火災に関する気象情報を周知するものとする。

通 報 番 号	通 報 基 準
1	実効湿度 65%以下、最小湿度 45%以下で平均風速 7m/s 以上が予想された場合
2	実効湿度 60%以下、最小湿度 35%以下が予想された場合
3	平均風速 13m/s（江ノ島 北～東南東 18m/s）以上が予想された場合 （ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある）

第2 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨によって土砂災害が発生するおそれがある場合、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村を最小単位とし県内の全市町村を発表対象として宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する防災情報である（全 36 市町村・40 区分）。

1 土砂災害警戒情報の内容

- （1）土砂災害警戒情報の内容は、文章と図を組み合わせたもので、文章部分では土砂災害発生の危険度が高まった地域（警戒対象地域）及び土砂災害のおそれが少なくなった地域（警戒解除地域）を市町村単位等で記述すると共に、今後 3 時間以内の降雨予測を含んだ簡潔な内容の警戒文を記述する。
- （2）図の部分では、警戒対象地域と警戒解除地域をそれぞれ市町村ごとに色分けして表示する。
また、1 時間 30 ミリ以上の強い雨の降る範囲とその移動方向、速さ等を表示する。

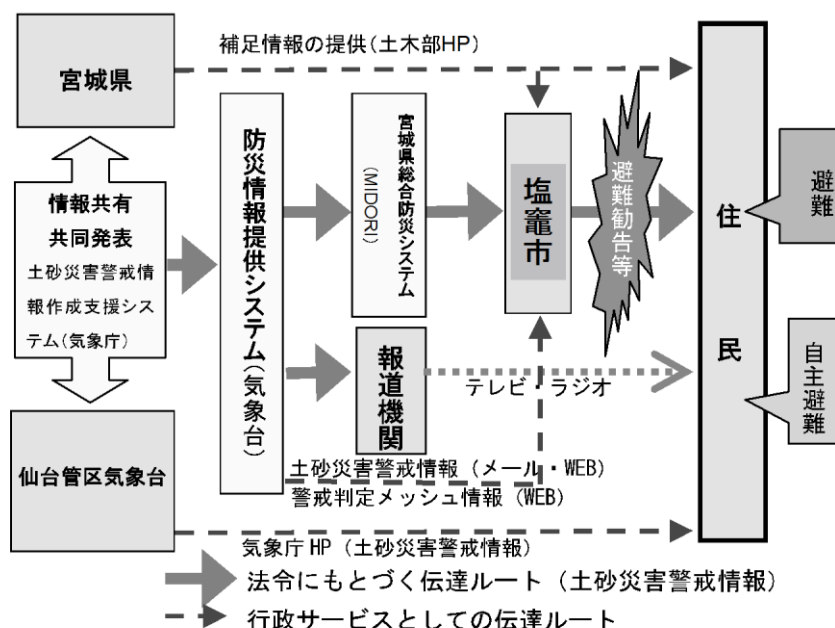
2 土砂災害警戒情報の伝達

气象台は、発表した土砂災害警戒情報を防災情報提供システムにより、県総務部危機対策課等の防災関係機関及び報道機関へ伝達する。また、テレビ・ラジオを通じて住民へ伝達され、自主避難等にも活用する。

県総務部危機対策課は、防災 FAX やメールにより市町村、各消防本部、県関係機関等に対し土砂災害警戒情報を伝達する（図 土砂災害警戒情報の伝達系統図参照）

市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、当該情報を市民に周知するとともに、土砂災害危険箇所等に指定されている地域の住民に対して、避難勧告等を発令する。

<土砂災害警戒情報の伝達系統図>



【土砂災害警戒情報警戒文例】

<概況>

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

がけの近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市から発表される避難勧告などの情報に注意してください。

第3 竜巻注意報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象台等が宮城県を対象に発表される。

有効期間は発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。この情報は防災機関や報道機関へ伝達される。

<竜巻注意情報の発表例>

宮城県竜巻注意情報 第1号

平成××年4月20日10時27分 仙台管区気象台発表

宮城県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
この情報は、20日11時30分まで有効です。

市長は、竜巻注意情報が発表された場合には、必要に応じて当該情報を市民に周知し、避難勧告等を発令する。

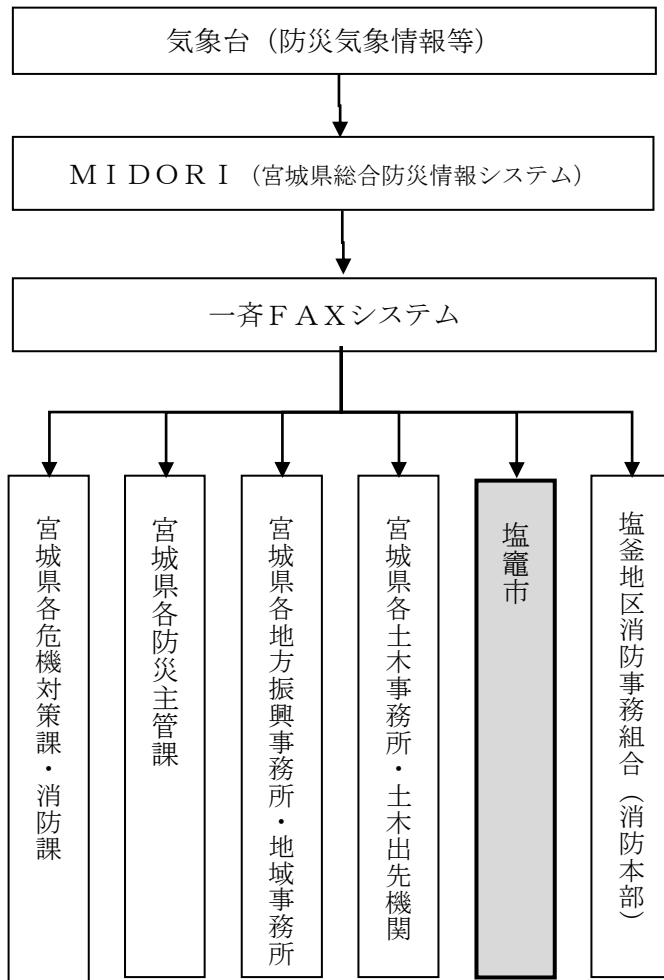
第4 気象警報等の伝達

仙台湾気象台が発表した気象警報・注意報等、及び仙台湾気象台と知事が共同で発表した土砂災害警戒情報については、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達される。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により、市町村等関係機関へ伝達する。市は、その内容を防災行政無線等により地域住民等へ周知するよう努める。

1 防災気象情報等の収集

- (1) 市は、気象庁が発表した防災気象情報等について、県（宮城県総合防災情報システム（MIDORI）等）を経由する連絡網等により収集する。

＜宮城県総合防災情報システム（MIDORI）＞



2 防災気象情報等の伝達系統

市は、収集した防災気象情報等の情報は次により伝達する。

(1) 伝達基準

警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(2) 伝達内容

- ① 警戒本部又は災害対策本部の設置
- ② 防災気象情報の内容
- ③ 発生が予想される災害の内容

(3) 伝達系統

① 本部内の伝達

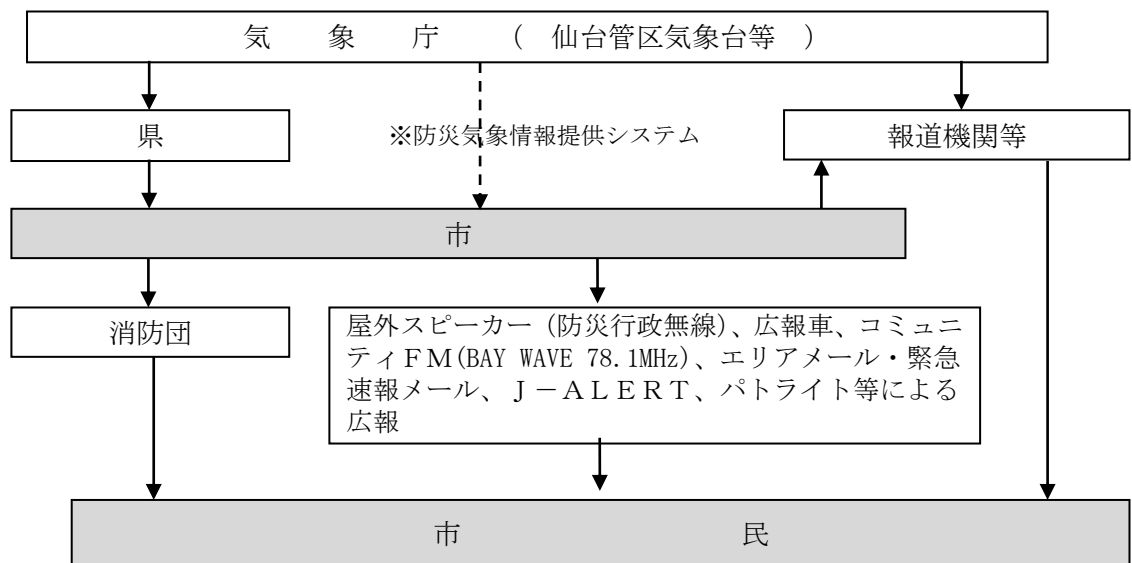
災対市民総務部長は、勤務時間内に風水害等災害に関する情報の通知を受けたときは、関係各部長に通知する。

② 市民に対する広報

市民に対する防災気象情報に関する情報の広報は、概ね次の方法による。

＜風水害等災害に関する情報伝達系統図＞

伝 達 元	伝 達 手 段 (例)	伝 達 先
県、仙台管区気象台等	・宮城県総合防災情報システム (MIDORI) ・震度情報ネットワークシステム ・電話 (衛星電話)、FAX 等	・災対市民総務部 ・塩釜地区消防事務組合 ・塩釜警察署 等
災対市民総務部	・電話 (携帯電話等を含む) ・J-ALERT (緊急地震速報) ・CATV, コミュニティFM 告知端末機、文字放送、屋外スピーカー等 ・ホームページ ・広報車	・職員 (各配備体制による) ※自主的な参集が原則 ・消防団 (分団) ・市民 ・報道 (放送) 機関等
報道 (放送) 機関等	・テレビ・ラジオ	・市民

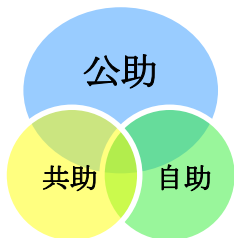


なお、職員の勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集等で登庁してくる職員から、登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。

第3節 情報の収集・伝達

目 的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、市及び各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 情報収集・伝達

本部長は大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、市職員をもって情報収集活動を行い被害状況の把握にあたせるとともに、市民・関係機関及び自主防災組織等の協力を得て情報の収集に努める。

その際、当該災害が、市単独の対応能力のみでは十分な対策を講ずることができないような災害である場合、至急その旨を県に報告するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報の収集及び報告に努めることとする。

1 被害情報の収集・伝達

(1) 被害中心地及び被害規模の推定

市は県と連携して、災害発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

(2) 被害の第1次情報等の収集・連絡

① 被害情報の把握内容

各部は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

ア 人的被害

イ 家屋等の建物被害状況

ウ 土砂災害発生状況

エ 市民の行動・避難状況

オ 救出・医療救護関係情報

カ 交通機関の運行・道路の状況

キ ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況

ク 防災関係機関の対策実施状況

ケ その他必要な被害報告

② 市、塩釜地区消防事務組合及び消防団は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む)、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119 番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

- ③ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

④ 応急対策活動状況の報告

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

2 災害情報等の伝達

- (1) 市と県との間の情報伝達は、主として宮城県防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。
- (2) 市及び県は、宮城県防災行政無線電話が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。
- (3) 災対市民総務部は、市内の被害情報等について、防災関係機関及び関係部署等からの情報をとりまとめ、広報車・携帯電話、ワンセグ等や、緊急時における災害報道等に関する協定を締結している報道機関等を活用して、市民に対し迅速かつ正確に伝達するよう努めることとする。

① 市が発表する情報

ア 被害情報

市内の被害状況、道路等の通行止め状況、ライフラインの被害状況、公共交通手段の稼働状況

イ 避難情報

避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令状況及び指定避難所の開設状況

ウ 応急生活支援情報

応急給水の実施、炊き出し等による給食の実施、資機材の提供

エ 被災者支援情報

被害調査の実施、り災証明の発行、災害義援金等の支給及び貸付、税等の減免、被災者生活再建支援制度等の実施

オ その他情報

② 伝達基準

警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

③ 伝達内容

ア 警戒本部又は災害対策本部の設置

イ 市が発表する情報（被害情報等）

ウ 市民に対する災害対応行動の要請及び注意事項の告知等

3 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

市及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ① 災害に関連する気象、水象、地象等の観測結果等の資料に関すること。
- ② 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ③ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ④ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

(2) 災害情報等の相互交換体制

① 市、県及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うため、次により情報共有を図るよう努める。

ア 関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとる。

イ 関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣する。

ウ 災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行う。

② 市、県及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。

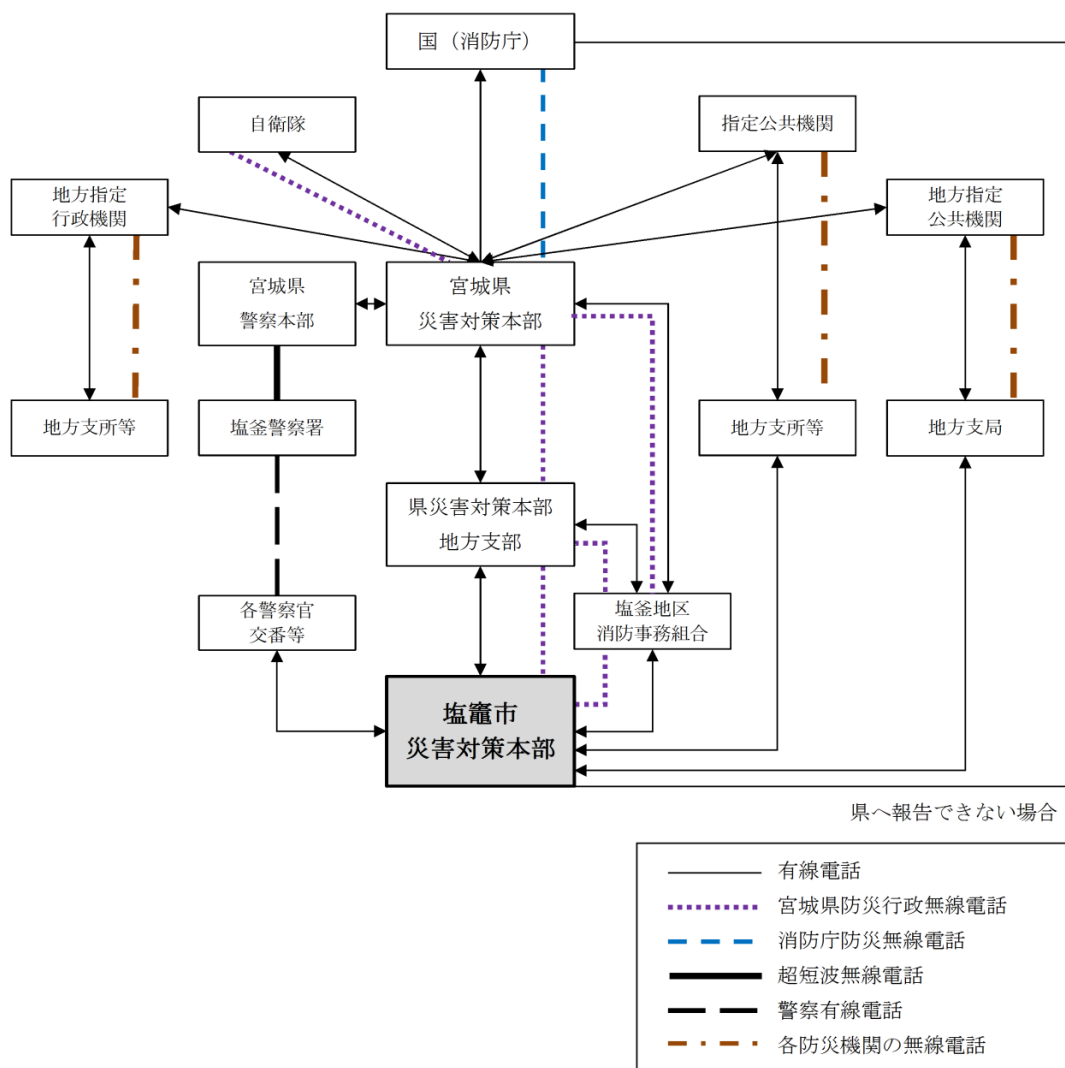
③ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

(3) 災害状況等の報告

① 市は、災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を市町村被害状況報告要領（地震編資料17）に基づき速やかに県に報告する。

② 市は、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、所定の様式により取り纏めの上、10日以内に県へ報告する。

<災害情報等の連絡系統のフロー>



第2 火山災害情報の収集・伝達体制

火山災害は、市、県、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効に活用し、災害情報の収集及び伝達に努める。

災害情報の内容は次のとおりとする。

- 1 噴火規模及び火山活動の状況
- 2 被害の範囲等
- 3 その他必要と認める事項

第3 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。また、通報を受けた市長は、その旨を気象台その他関係機関に通報するものとする。

1 異常現象の情報収集及び伝達

市は、市民からの異常現象の通報を調査分析し、伝達する。

(1) 異常現象の種類

- ① 地象に関する事項
異常音響及び地変
- ② 水象に関する事項
異常潮位
- ③ その他
災害が発生するおそれがある現象

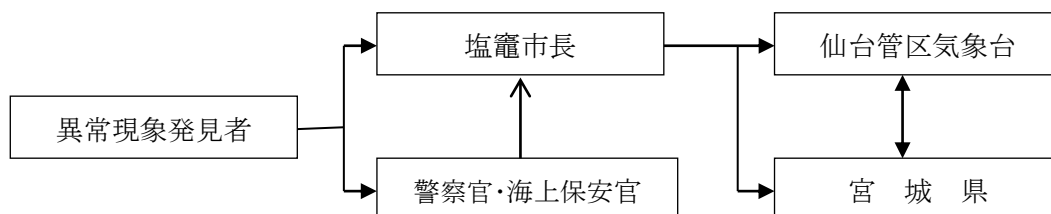
(2) 異常現象の通報

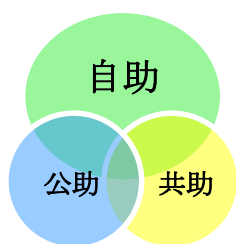
市民は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに市に通報するものとする。

(3) 異常現象の伝達

- ① 市長は、市民からの通報を調査分析し、必要と認めたときは次の関係機関に通報する。
- ② 市長は、必要に応じその内容を防災行政無線等により住民等に情報の伝達を行う。

2 通報要領





■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 異常現象を発見した場合の通報

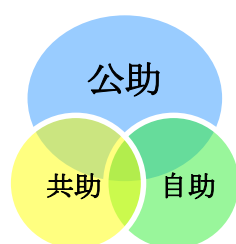
1 異常現象の情報収集及び伝達

市民は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに市に通報するものとする。

第4節 通信・放送施設の確保

目的

災害等により通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や市民の生活情報収集に大きな影響が生じる。このため、市及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害時の通信連絡

災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとする。

大規模災害により、通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や市民の生活情報収集に大きな影響が生じることから、市及び防災関係機関は、災害時には、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、有線、無線を通じた通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。

1 通信連絡手段

(1) 非常・緊急通話活用電話

市及び防災関係機関は、あらかじめ電気通信事業者から承認を受けた災害時優先電話により、非常・緊急通話を利用する。

市は、東日本電信電話㈱宮城支店から承認を受けた災害時優先電話及び災害時優先携帯電話を災害発生時の情報収集・連絡等に効果的に活用する。（地震編資料18-1 災害時優先電話参照）

※災害時優先電話とは

災害時優先電話は、重要な通話を確保するため、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話であり、災害が発生した場合に、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できることから、外部発信専用として利用するものである。

(2) 市防災行政無線放送施設（同報系防災行政無線）

市は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。また、災害時における広報・連絡等の重要性を考慮し、効果的な運用に努める。

(3) 市防災行政無線施設（移動系防災行政無線）

市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市防災行政無線の効果的な運用に努める。また、無線機器の適正な配置について検討し、実施する。

(4) 県防災行政無線施設

県防災行政無線は、県をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努める。

とともに、代替通信経路を確保する。

2 災害時の通信連絡手段の確保

大規模災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市はそれぞれの通信手段の特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- ① 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。
- ② 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話と比べて優先して使用できる。
- ③ 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
- ④ 携帯電話(スマートフォン)…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
- ⑤ PHS…使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。
- ⑥ 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。
- ⑦ 国土交通省回線(緊急連絡用回線)…国土交通省と各県を結んでいる無線回線。
- ⑧ 消防庁回線(消防防災無線)…消防庁が各県と結んでいる無線回線。
- ⑨ 内閣府回線(中央防災無線)…内閣府と各県を結んでいる無線回線。
- ⑩ 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
- ⑪ 消防用回線(消防無線)…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
- ⑫ 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信ができる。
- ⑬ MCA無線システム…(財)東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーや総務省からの借用も考えられる。
- ⑭ 非常通信…市、県及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
- ⑮ インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
- ⑯ 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)
 災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
- ⑰ 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、パケット通信サービスを利用し、安否情報の登録・確認ができる。

第2 消防無線通信施設

消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

第3 放送の依頼

市は、災害に関して取るべき措置について、関係機関、市民等に対し通知、要請、伝達又は警告等があるときは、放送局に対し情報を提供し放送の依頼を行う。

1 要件

災害のため、電気通信事業用通信施設、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、通信のため特別の必要があるとき。

2 手続き

次の事項を明らかにして、放送局に対し直接依頼を行う。緊急やむを得ない場合は電話等により行う。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要事項

第4 急使の派遣

災害により通信が途絶した場合、若しくは通信が著しく困難な場合には、被災状況に応じバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

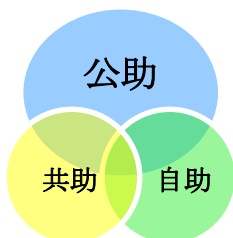
第5節 災害広報活動

目 的

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命・財産の保全、社会秩序の維持並びに民心安定を図るため、災害情報、事前措置及び市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を行う。

また、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、指定避難所等の状況及び安否情報等、その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら迅速に提供する。

なお、避難行動要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 社会的混乱の防止

社会的混乱の防止は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第1「社会的混乱の防止」の定めに準ずる。

第2 広報の実施事項

広報の実施事項は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第2「広報の実施事項」の定めに準ずる。

第3 広報資料の作成

広報資料の作成は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第3「広報資料の作成」の定めに準ずる。

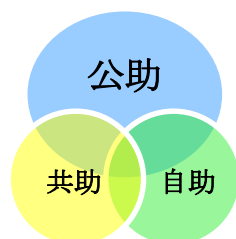
第4 広報実施方法

広報実施方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第3節 第4「広報実施方法」の定めに準ずる。

第6節 警戒活動

目 的

市及び防災関係機関は、大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 警戒体制

市及び防災関係機関は雨量、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとることとする。

第2 水防活動

市及び関係機関は、洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は以下の対応を行う。

- 1 市及び関係機関は、潮位観測装置、雨水監視システム等の活用を図り、的確な判断のもと、防災行政無線等により市民に情報を提供する。
- 2 市及び関係機関は、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに市民に周知する。
- 3 市民は、水防活動警戒情報の入手に努める。

第3 土砂災害警戒活動

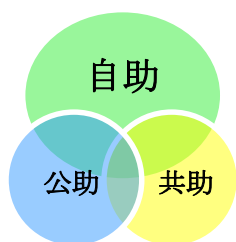
- 1 県は、土砂災害防止法に基づく土石流、地滑り又は河道閉塞による土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を市町村長に通知し、市民及び関係機関へ周知する。
- 2 市長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、市民に対し、避難勧告等の必要な措置を講じる。
- 3 市民は、土砂災害警戒情報の入手に努める。

第4 ライフライン・交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第5 船舶避難活動

宮城海上保安部及び港湾管理者等は、高潮による船舶、港湾等の災害が発生するおそれがある場合は、船舶の港外への避難により船舶の安全を図るとともに港湾施設の損壊を防止する。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 土砂災害警戒活動

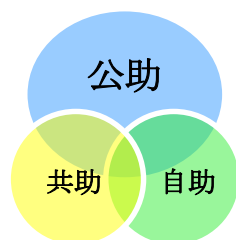
- 1 市民は、水防活動警戒情報、土砂災害警戒情報の入手に努める。

第7節 相互応援体制

目 的

大規模な災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

なお、応援協定等の締結状況等については「第1編地震災害対策編 第2章 第19節 相互応援体制の整備」による。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市町村間の相互応援活動

市町村間の相互応援活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第1「市町村間の相互応援活動」の定めに準ずる。

第2 消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第2「消防機関の相互応援活動」の定めに準ずる。

第3 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

緊急消防援助隊の応援要請及び受入れは、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第3「緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ」の定めに準ずる。

第4 広域的な応援体制

広域的な応援体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第4「広域的な応援体制」の定めに準ずる。

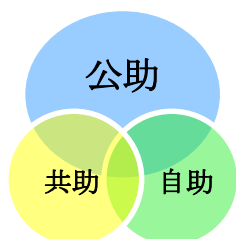
第5 受入れ体制の確保

受入れ体制の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第4節 第5「受入れ体制の確保」の定めに準ずる。

第8節 災害救助法の適用

目 的

市域に一定の規模以上の災害が発生し、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、第1編地震災害対策編 第3章 第5節 第1「災害救助法の適用」の定めに従う。

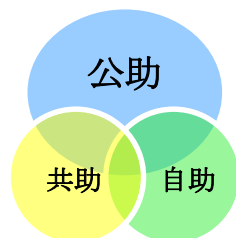
第2 救助の実施の委任

救助の実施の委任は、第1編地震災害対策編 第3章 第5節 第2「救助の実施の委任」の定めに従う。

第9節 自衛隊の災害派遣

目 的

市は、大規模災害発生に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認める場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害派遣の基準及び要請の手続き

災害派遣の基準及び要請の手続きは、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第1「災害派遣の基準及び要請の手続き」の定めに準ずる。

第2 自衛隊との連絡調整

自衛隊との連絡調整は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第2「自衛隊との連絡調整」の定めに準ずる。

第3 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第3「派遣部隊の活動内容」の定めに準ずる。

第4 派遣部隊の受入体制

派遣部隊の受入体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第4「派遣部隊の受入体制」の定めに準ずる。

第5 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第5「派遣部隊の撤収」の定めに準ずる。

第6 経費の負担

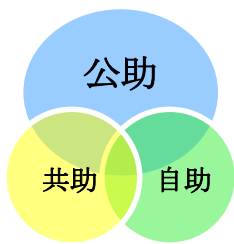
経費の負担は、第1編地震災害対策編 第3章 第6節 第6「経費の負担」の定めに準ずる。

第10節 救急・救助活動

目 的

大規模災害が発生した場合、家屋の倒壊、落下物及び出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市及び防災関係機関等は連絡を密にし速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、町内会、自主防災組織・事業所・一般市民においても防災の基本理念に基づき「共助」「自助」の精神のもとに自ら救出・救助活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市の活動

市の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第1「市の活動」の定めに準ずる。

第2 消防機関の活動

消防機関の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第2「消防機関の活動」の定めに準ずる。

第3 塩釜警察署の活動

塩釜警察署の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第3「塩釜警察署の活動」の定めに準ずる。

第4 宮城海上保安部の活動

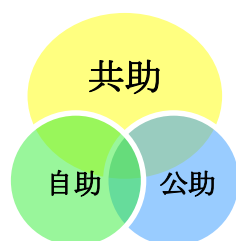
宮城海上保安部の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第4「宮城海上保安部の活動」の定めに準ずる。

第5 市民及び自主防災組織等の活動

市民及び自主防災組織等の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第5「市民及び自主防災組織等の活動」の定めに準ずる。

第6 惨事ストレス対策

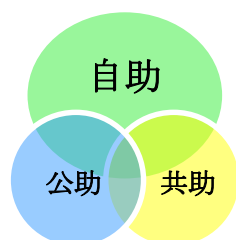
惨事ストレス対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節 第6「惨事ストレス対策」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 救急・救助活動

救急・救助活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

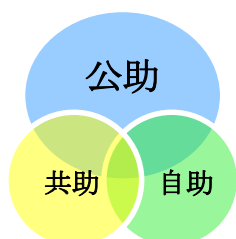
第1 救急・救助活動

救急・救助活動における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第7節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

第11節 医療救護活動

目的

大規模災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求される。
そのため、市、県及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 医療機関等の情報の収集

医療機関等の情報の収集は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第1「医療機関等の情報の収集」の定めに準ずる。

第2 医療救護活動の実施要領

医療救護活動の実施要領は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第2「医療救護活動の実施要領」の定めに準ずる。

第3 医薬品及び医療資機材の調達

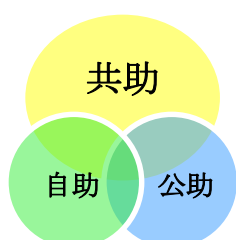
医薬品及び医療資機材の調達は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第3「医薬品及び医療資機材の調達」の定めに準ずる。

第4 在宅要医療患者の医療救護体制

在宅要医療患者の医療救護体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第4「在宅要医療患者の医療救護体制」の定めに準ずる。

第5 応援要請

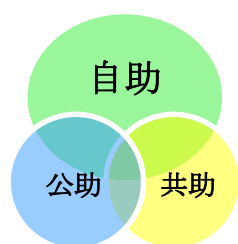
応援要請は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節 第5「応援要請」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 医療救助活動

医療救助活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 医療救助活動

医療救助活動における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第8節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

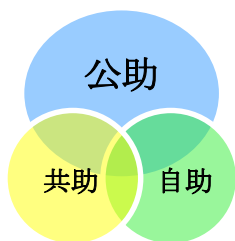
第12節 交通・輸送活動

目 的

大規模災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、市及び防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

また、災害発生時の自動車運転者（市民等）は、交通・輸送活動の支障にならない行動に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 交通規制

交通規制は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第1「交通規制」の定めに準ずる。

第2 緊急輸送活動

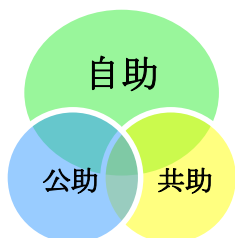
緊急輸送活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第2「緊急輸送活動」の定めに準ずる。

第3 陸上交通の確保

陸上交通の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第3「陸上交通の確保」の定めに準ずる。

第4 海上交通の確保

海上交通の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節 第4「海上交通の確保」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

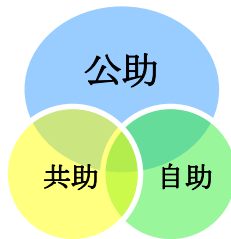
第1 交通・輸送活動

交通・輸送活動における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第10節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

第13節 ヘリコプターの活動

目 的

大規模災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となった場合には、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市の体制

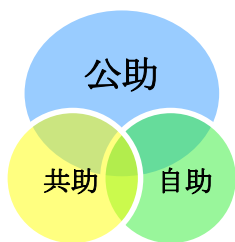
市のヘリコプターの活動体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第11節 第1「市の体制」の定めに準ずる。

第14節 避難活動

目 的

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに警戒体制を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、警戒区域の設定や危険区域内の住民を適切に安全な場所に避難させ、『塩竈市避難所運営マニュアル』に基づき、速やかに指定避難所を開設し、管理運営を行う。その際、避難行動要支援者については十分考慮する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、災害時の避難誘導、指定避難所等の運営、管理等、避難活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 避難の勧告又は指示

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、またはまさに発生しようとして危険が切迫している場合、人命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特にその必要が認められるときは、危険区域の居住者に対し避難のための立退きを勧告し、または急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示する。

「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、市民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

1 避難の勧告又は指示を行う者

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止・退去命令等についても適切に運用する。

- ①市長（災害対策基本法第60条）
- ②警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ③知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ④災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

実施責任及び区分等については次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種類	内容	指示・勧告の実施要件	根拠法令
市長 (災害対策本部長)	災害全般	勧告 指示	人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があるとき。	災害対策基本法 第60条
知事	災害全般	勧告 指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったとき。	災害対策基本法 第60条
知事又はその命令を受けた県職員	洪水・高潮・地すべり	指示	著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官	災害全般	指示 命令	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき（指示） 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき（命令）	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき（要求）	災害対策基本法 第61条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛隊	災害全般	指示	災害により危険な事態が発生した場合で、警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条

2 市長、知事の役割

市長は、大規模災害に起因して市民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。また、知事は、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

3 警察官

警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

- (1) 塩釜警察署長は、市長が行う避難の勧告又は指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- (2) 塩釜警察署は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の勧告、指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

4 宮城海上保安部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。

5 自衛隊の役割

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、避難等について必要な措置をとる。

第2 避難の準備及び勧告又は指示の基準並びに伝達方法

1 避難の勧告・指示等の基準

避難準備や勧告、指示は、基本的には以下の考え方にて発令することとするが、その際には本編第3章第2節に示す防災気象情報や土砂災害警戒情報、さらには市域での降雨・潮位状況や災害発

生状況等を総合的に判断して決定する。

(1) 避難準備の呼びかけ

警報等の発表又は災害の発生が予想され、市民等を事前に避難させる必要があると認められる場合において、避難の準備を呼びかける。

(2) 緊急避難（避難の勧告又は指示）

地震、火災、洪水、高潮、津波又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難の勧告又は指示する。

(3) 収容避難

長時間に渡る避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の収容施設を開設し、避難の勧告又は指示する。

＜塩竈市避難勧告等の発令基準＞

区 分		「特別警報」に係る事象		
		避難指示	避難勧告	注意喚起情報
大雨	土砂災害	①特別警報が発表されたとき	①特別警報の予告情報が発表されたとき	①大雨警報が発表され、1時間後に15mm以上の降雨が予想されたとき ②大型の台風最接近の3時間前で、被害発生の恐れがあるとき ③土砂災害警戒情報が発表されたとき
	浸水害	①特別警報が発表されたとき	①特別警報の予告情報が発表されたとき	
高 潮		①特別警報が発表されたとき	①特別警報の予告情報が発表されたとき	①高潮警報が発表されたとき
暴風・波浪・暴風雪・大雪		①特別警報が発表されたとき	①特別警報の予告情報が発表されたとき	①高潮、暴風、波浪、土砂災害、大雨等複合した警報が発表されたとき
津 波		①大津波警報（特別警報）が発表されたとき	①津波警報が発表されたとき ①津波注意報が発表され、津波到達予想時間に高潮や満潮位等の影響で、津波の高さが1mを超える潮位が想定されるとき	①津波注意報が発表されたとき
地 震		①特別警報（震度6弱の緊急地震速報）が発表されたとき	①地震により、大規模火災など複合した災害が発生し、重大な被害の恐れがあるとき	①震度5弱以上の地震が発生したとき
噴 火		①特別警報が発表されたとき	①特別警報の予告情報が発表されたとき	①警報発表時（噴火による噴石や火山灰等の影響によって、被害発生の恐れがあるとき等）

区 分		「特別警報」以外の事象		
		避難指示	避難勧告	注意喚起情報
竜 巻 注意情報		①「竜巻発生確度ナウキャスト」で、市域が発生する地域（発生確度2）となったとき	①「竜巻発生確度ナウキャスト」で、市域が発生する地域（発生確度1）となったとき	①竜巻注意情報が発表されたとき ②市域外（近隣地）で竜巻が発生したとき
原子力 災 害		退避 避難指示等については、内閣総理大臣が市長に指示	屋内退避 避難指示等については、内閣総理大臣が市長に指示	ブルーム通過時 放出された放射性物質を含む大気（ブルーム）が通過するとき

＜避難勧告・指示等の段階別市民等に求める行動＞

区 分		避難勧告・指示等の段階別に市民等に求める行動		
		避難指示	避難勧告	注意喚起情報
大雨	土砂災害	①速やかな避難行動に移る。 ②避難のいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始	①指定された避難所等への避難行動を開始 ②土砂災害指定区域外へ迅速に避難 ③緊急時には、堅牢な建物等安全な場所へ避難	①家族との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始
	浸水害	①速やかな避難行動に移る。 ②避難のいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始	①指定された避難所等への避難行動を開始 ②屋外移動が危険な時は、自宅2階等安全な場所へ避難	
高 潮		①速やかな避難行動に移る。 ②避難のいとまがない場合は、自宅や隣接建物等の2階等へ緊急的に避難するなど、生命を守る最低限の行動を開始	①指定された避難所等への避難行動を開始 ②浸水区域外へ避難 ③屋外移動が危険な時は、自宅2階等へ避難	①家族との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始
暴風・波浪・暴風雪・大雪		①速やかな避難行動に移る。 ②避難のいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始	①指定された避難所等への避難行動を開始 ②屋外移動が危険な時は、自宅の安全な場所などへ避難 ③緊急時には、堅牢な建物等安全な場所へ避難	①家族との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始
津 波		①速やかな避難行動に移る。 ②避難のいとまがない場合は、自宅や隣接建物等のなるべく高い所へ緊急的に避難するなど、生命を守る最低限の行動を開始	①浸水区域外へ避難 ②直ちに指定された避難所への避難行動を開始 ③緊急時は、近くの高台(堅牢な建物)へ避難	①直ちに沿岸部から避難
地 震		①机の下等、安全な場所へ避難を速やかに行う。 ②避難のいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始	①情報収集を行い、指定された避難所に限らず、安全な指定避難所等へ避難行動を開始	①机の下等、安全な場所へ避難
噴 火		①自宅や堅牢安全な建物内に避難	①自宅や安全な建物内に避難	①家族との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始

区 分		避難勧告・指示等の段階別に市民等求める行動		
		避難指示	避難勧告	注意喚起情報
竜 巻 注意情報		①自宅や堅牢で安全な建物内に避難	①自宅や堅牢で安全な建物内に避難	①自宅等安全な建物内に避難準備
原子力 災 害		①退避	屋内退避 ①市民等は、屋内にとどまる。また、屋外の市民等は、自宅等に戻る。 ②建物の機密性を高めるための目張り等の防護策を行う。	プルーム通過時 ①市民等は、屋内にとどまる。また、屋外の市民等は、自宅等に戻る。 ②建物の機密性を高めるための目張り等の防護策を行う。

2 避難の勧告又は指示内容

市長等、避難の勧告又は指示する者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

市長は、避難の勧告又は指示を発令したときは、対象地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 市民等への周知

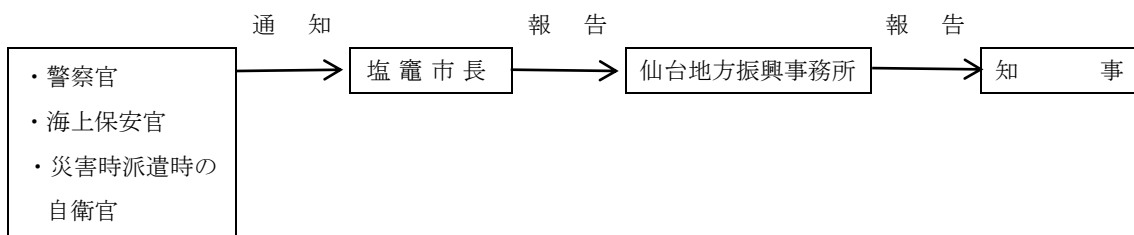
本部長は、避難の勧告又は指示内容を直接の広報（市防災行政無線、広報車等）や広報媒体（テレビ、ラジオ）等の下記の示す方法を用いて、地域住民等への周知徹底を図る。

また、市民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。なお、避難勧告等の周知に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

- ① 同報無線による伝達
- ② 広報車の呼びかけによる伝達
- ③ 関係者による直接口頭又は拡声機による伝達
- ④ 電話等による伝達
- ⑤ サイレンや警鐘による伝達
- ⑥ 自主防災組織の協力を得て伝達
- ⑦ 各報道機関への放送要請

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

警察、自衛隊及び宮城海上保安部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について市、県の災害対策本部に連絡するほか、相互に通知又は報告する



(3) 周知内容

避難指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、その他とする。

第3 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第3「警戒区域の設定」の定めに従う。

第4 避難の方法

避難の方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第4「避難の方法」の定めに従う。

第5 指定避難所等の開設及び運営

指定避難所等の開設及び運営は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第5「指定避難所等の開設及び運営」の定めに準ずる。

第6 避難長期化への対処

避難長期化への対処は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第6「避難長期化への対処」の定めに準ずる。

第7 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第7「帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第8 広域避難者への支援

広域避難者への支援は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第8「広域避難者への支援」の定めに準ずる。

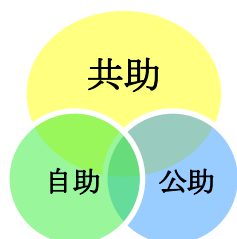
第9 在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節 第9「在宅避難者への支援」の定めに準ずる。

第10 火山災害の警戒避難対策

市は、気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルも含む。）の入手に努め、市民等への情報の周知に努める。

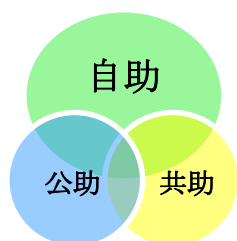
また、噴火シナリオにより防災活動体制を講じる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 避難活動

避難活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 避難活動

避難活動における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第12節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる他、次の役割の実施に努める。

1 避難の準備及び勧告又は指示

市民等は、避難の準備及び勧告又は指示の各段階の発令における行動を速やかに実施するよう努める。

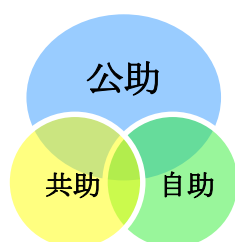
第15節 応急仮設住宅等の確保

目 的

大規模災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は指定避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

また、町内会等は応急仮設住宅の維持、管理、運営上の対応に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理

応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第2「応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備」の定めに準ずる。

第2 公営住宅等の活用等

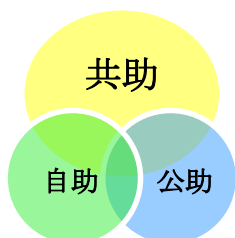
公営住宅等の活用等は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第3「公営住宅等の活用等」の定めに準ずる。

第3 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第4「応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備」の定めに準ずる。

第4 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節 第5「住宅の応急修理」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

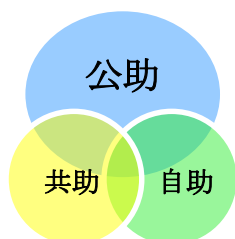
第1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保

応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第13節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。

第16節 相談活動

目 的

市は、大規模災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、相談活動の体制を整備し、県及び防災関係機関とも連携して対応するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市の相談活動

市の相談活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第1「市の相談活動」の定めに準ずる。

第2 相談窓口設置の周知

相談窓口設置の周知は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第2「相談窓口設置の周知」の定めに準ずる。

第3 報告

市の相談活動の報告は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第3「報告」の定めに準ずる。

第4 関係機関との連携

市の相談活動の関係機関との連携は、第1編地震災害対策編 第3章 第14節 第4「関係機関との連携」の定めに準ずる。

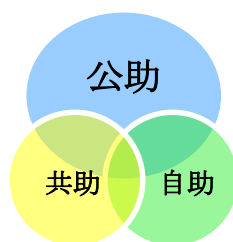
第17節 避難行動要支援者・外国人対応

目的

大規模な災害が発生した場合、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者は、避難に関する情報伝達、避難時の行動、避難所等での健康維持など、様々な過程において、避難支援者等による適切な応急対策が必要となる。

このため、市は、関係機関と連携しながら風水害等の災害時における避難行動要支援者対策を講じる。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う避難行動要支援者・外国人対応に協力するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 高齢者・障がい者等への対策

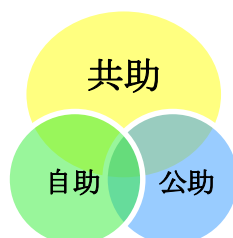
高齢者・障がい者等への対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第1「高齢者・障がい者等への対策」の定めに準ずる。

第2 外国人支援対策

外国人支援対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第2「外国人支援対策」の定めに準ずる。

第3 旅行者への対策

旅行者への対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第3「旅行者への対策」の定めに準ずる。



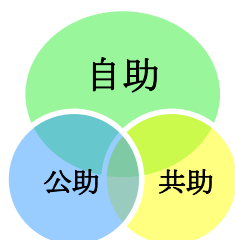
■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 高齢者・障がい者等への対応

高齢者・障がい者等への対応における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第1「高齢者・障がい者等への対策」の定めに準ずる。

第2 外国人支援対策

外国人対策における事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節 第2「外国人支援対策」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 避難行動要支援者・外国人対応

避難行動要支援者・外国人対応における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第15節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

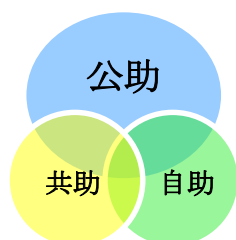
第18節 愛玩動物の収容対策

目 的

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や社団法人宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

また、市民等は、市等が行う動物の保護や適正な飼育に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 被災地域における動物の保護

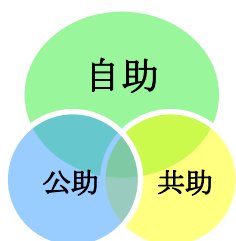
被災地域における動物の保護は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第1「被災地域における動物の保護」の定めに準ずる。

第2 指定避難所における動物の適正な飼育

指定避難所における動物の適正な飼育は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第2「指定避難所における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第3 仮設住宅における動物の適正な飼育

仮設住宅における動物の適正な飼育は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節 第3「仮設住宅における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 愛玩動物の収容対策

愛玩動物の収容対策における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第16節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

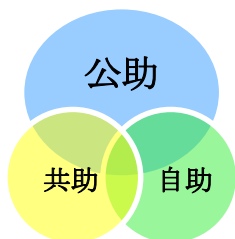
目 的

市は、大規模災害時における市民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料・飲料水及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達並びに供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節など被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、避難行動要支援者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、市等が行う食料、飲料水及び生活必需品等の配布、応急給水等に協力するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 食料

食料は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第1「食料」の定めに準ずる。

第2 飲料水

飲料水は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第2「飲料水」の定めに準ずる。

第3 生活物資

生活物資は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第3「生活物資」の定めに準ずる。

第4 物資の輸送体制

物資の輸送体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第4「物資の輸送体制」の定めに準ずる。

第5 義援物資の受入れ及び配分

義援物資の受入れ及び配分は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第5「義援物資の受入れ及び配分」の定めに準ずる。

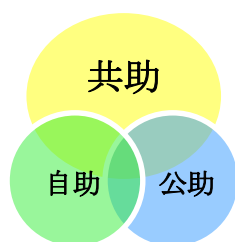
第6 食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄

食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第6「食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄」の定めに準ずる。

第7 燃料の調達・供給

燃料の調達・供給は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節 第7「燃料の調達・供給」の定め

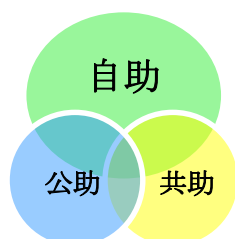
に準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第17節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

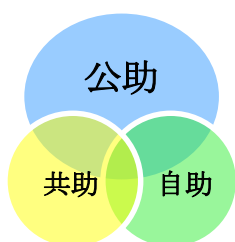
第20節 防疫・保健衛生活動

目 的

大規模災害時には、被災地、特に避難所においては一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、市及び県は迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、町内会は、指定避難所の防疫・保健衛生活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防疫

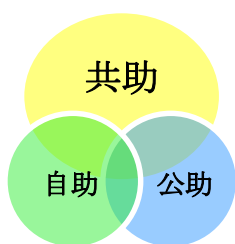
防疫は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第1「防疫」の定めに準ずる。

第2 保健衛生対策

保健衛生対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第2「保健衛生対策」の定めに準ずる。

第3 食品衛生管理

食品衛生管理は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節 第3「食品衛生管理」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

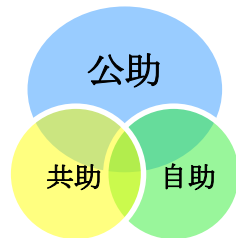
第1 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第18節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。

第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬

目 的

市及び防災関係機関は、大規模災害による火災や建物倒壊などで死者及び行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索・処理を速やかに行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 遺体等の搜索

遺体等の搜索は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第1「遺体等の搜索」の定めに従う。

第2 遺体の処理及び収容

遺体の処理及び収容は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第2「遺体の処理及び収容」の定めに従う。

第3 遺体の火葬、埋葬

遺体の火葬、埋葬は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第3「遺体の火葬、埋葬」の定めに従う。

第4 費用

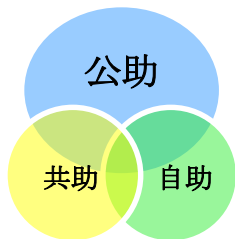
費用は、第1編地震災害対策編 第3章 第19節 第4「費用」の定めに従う。

第22節 廃棄物処理活動

目 的

大規模災害時には、建築物の倒壊及び火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

また、市民は、市の廃棄物処理活動に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第1「災害廃棄物の処理」の定め に準ずる。

第2 処理体制

処理体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第2「処理体制」の定め に準ずる。

第3 処理方法

処理方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第3「処理方法」の定め に準ずる。

第4 推進方策

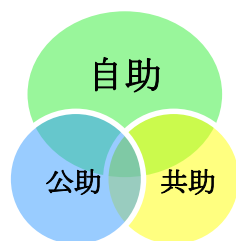
推進方策は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第4「推進方策」の定め に準ずる。

第5 死亡した獣畜の処理方法

死亡した獣畜の処理方法は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第5「死亡した獣畜の処理方法」の定め に準ずる。

第6 市民への広報

市民への広報は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節 第6「市民への広報」の定め に準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

第1 廃棄物処理活動

廃棄物処理活動における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第20節「塩竈市民等の役割」の定めに従う。

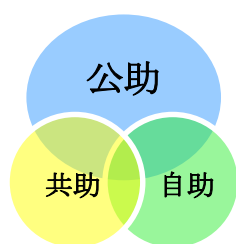
第23節 社会秩序維持活動

目 的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料・生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、市及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 生活必需品等の物価監視

生活必需品等の物価監視は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第1「生活必需品等の物価監視」の定めに準ずる。

第2 警察の活動

警察の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第2「警察の活動」の定めに準ずる。

第3 宮城海上保安部の活動

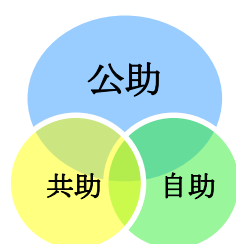
宮城海上保安部の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第21節 第3「宮城海上保安部の活動」の定めに準ずる。

第24節 教育活動

目 的

大規模災害により学校教育施設等が被災し、又は児童、生徒等及び幼児等が通常の実育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧並びに児童、生徒等及び幼児の教育対策等必要な措置を講じる。加えて、生涯学習施設及び文化財の応急復旧に必要な措置を講じる。

また、自主防災組織等は、学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合、避難所の運営が円滑に行われるよう協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 避難措置

避難措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第1「避難措置」の定めに準ずる。

第2 学校等施設等の応急措置

学校等施設等の応急措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第2「学校等施設等の応急措置」の定めに準ずる。

第3 教育の実施

教育の実施は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第3「教育の実施」の定めに準ずる。

第4 心身の健康管理

心身の健康管理は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第4「心身の健康管理」の定めに準ずる。

第5 学用品等の調達

学用品等の調達は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第5「学用品等の調達」の定めに準ずる。

第6 学校給食対策

学校給食対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第6「学校給食対策」の定めに準ずる。

第7 通学手段の確保

通学手段の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第22節 第7「通学手段の確保」の定めに準ずる。

第8 学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第2節 第8「学校等教育施設が地域の避難場所、指定避難所になった場合の措置」の定めに従う。

第9 災害応急対策への生徒の協力

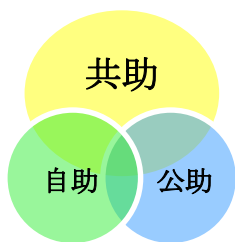
災害応急対策への生徒の協力は、第1編地震災害対策編 第3章 第2節 第9「災害応急対策への生徒の協力」の定めに従う。

第10 生涯学習施設等の応急措置

災害応急対策への生徒の協力は、第1編地震災害対策編 第3章 第2節 第10「生涯学習施設等の応急措置」の定めに従う。

第11 文化財等の応急措置

文化財等の応急措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第2節 第11「文化財等の応急措置」の定めに従う。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 教育活動

教育活動における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第2節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに従う。

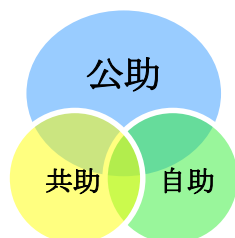
第25節 防災資機材及び労働力の確保

目 的

大規模災害時において、速やかな応急対策を実施するための防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達、確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう、保有する防災資機材等の活用と併せて、関係業者からの借り上げをはじめ、あらゆる手段を用い万全を期す。

また、自主防災組織等は、奉仕団の編成等を行い速やかな応急対策の実施に協力する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 緊急使用のための資機材の調達

緊急使用のための資機材の調達は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第1「緊急使用のための資機材の調達」の定めに準ずる。

第2 労働者の確保

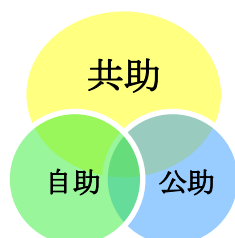
労働者の確保は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第2「労働者の確保」の定めに準ずる。

第3 応援派遣による技術者等の動員

応援派遣による技術者等の動員は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第3「応援派遣による技術者等の動員」の定めに準ずる。

第4 従事命令等による労働者等の強制動員

従事命令等による労働者等の強制動員は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節 第4「従事命令等による労働者等の強制動員」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

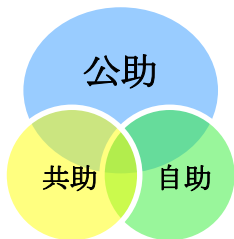
第1 防災資機材及び労働力の確保

防災資機材及び労働力の確保における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第23節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。

第26節 公共土木施設等の応急対策

目 的

道路及び鉄道等の交通基盤並びに港湾、漁港、河川、海岸及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活や社会又は経済活動はもとより、大規模な災害の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設管理者は、それぞれ応急体制を整備し相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 道路施設

道路施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第1「道路施設」の定めに準ずる。

第2 海岸保全施設

海岸保全施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第2「海岸保全施設」の定めに準ずる。

第3 砂防施設

砂防施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第3「砂防施設」の定めに準ずる。

第4 港湾施設

港湾施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第4「港湾施設」の定めに準ずる。

第5 漁港施設

漁港施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第5「漁港施設」の定めに準ずる。

第6 鉄道施設

鉄道施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第6「鉄道施設」の定めに準ずる。

第7 都市公園施設

都市公園施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第7「都市公園施設」の定めに準ずる。

第8 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第8「廃棄物処理施設」の定めに準ずる。

第9 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施は、第1編地震災害対策編 第3章 第24節 第9「被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施」の定めに準ずる。

第27節 ライフライン施設等の応急復旧

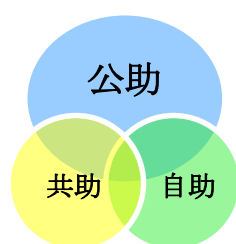
目的

大規模災害により、上下水道、電気、ガス及び電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民生活の機能は著しく低下し、民生安定に大きな影響を及ぼす。

このため、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保する。

また、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努める。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 水道施設

水道施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第1「水道施設」の定めに準ずる。

第2 下水道施設

下水道施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第2「下水道施設」の定めに準ずる。

第3 電力施設（東北電力㈱塩釜営業所）

電力施設（東北電力㈱塩釜営業所）は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第3「電力施設（東北電力㈱塩釜営業所）」の定めに準ずる。

第4 ガス施設

ガス施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第4「ガス施設」の定めに準ずる。

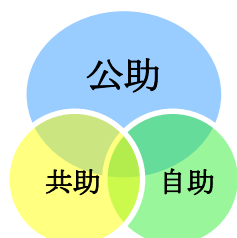
第5 電信・電話施設

電信・電話施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第25節 第5「電信・電話施設」の定めに準ずる。

第28節 農林水産業の応急対策

目 的

風水害等により、農業生産基盤、林道、養殖施設等の被害を最小限に食い止めるために、市は県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、必要な応急対策を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 水産業

水産業は、第1編地震災害対策編 第3章 第27節 第1「水産業」の定めに準ずる。

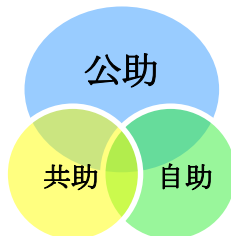
第2 農業

農業は、第1編地震災害対策編 第3章 第27節 第2「農業」の定めに準ずる。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

目 的

大規模な自然災害が生じた後の災害調査・人命救助活動では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 二次災害の防止活動

二次災害の防止活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第1「二次災害の防止活動」の定めに準ずる。

第2 風評被害等の軽減対策

風評被害等の軽減対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第2「風評被害等の軽減対策」の定めに準ずる。

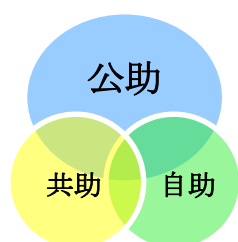
第3 複合災害軽減対策

複合災害軽減対策は、第1編地震災害対策編 第3章 第28節 第3「複合災害軽減対策」の定めに準ずる。

第30節 応急公用負担等の実施

目 的

市及び防災関係機関は、大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋または物資を管理し、使用し、収用し、さらには区域内の住民等を応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を講じ応急対策の万全を図る。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 応急公用負担等の権限

応急公用負担等の権限は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第1「応急公用負担等の権限」の定めに準ずる。

第2 公用令書の交付

公用令書の交付は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第2「公用令書の交付」の定めに準ずる。

第3 損失補償及び損害補償等

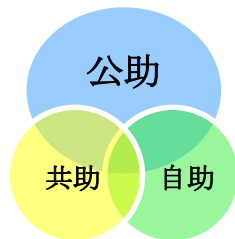
損失補償及び損害補償等は、第1編地震災害対策編 第3章 第29節 第3「損失補償及び損害補償等」の定めに準ずる。

第31節 防災ボランティア活動

目 的

市は、大規模な災害時の応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

このため、塩釜市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに防災ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける防災ボランティアの活動を支援・調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、市が防災ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応することとする。



■ 塩釜市及び防災機関の役割 ■

第1 防災ボランティア

防災ボランティアは、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第1「防災ボランティア」の定めに従う。

第2 専門ボランティア

専門ボランティアは、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第2「専門ボランティア」の定めに従う。

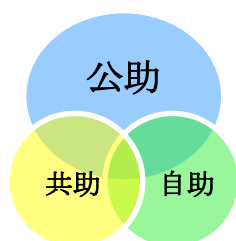
第3 NPO/NGOとの連携

NPO/NGOとの連携は、第1編地震災害対策編 第3章 第30節 第3「NPO/NGOとの連携」の定めに従う。

第3 2 節 海外からの支援の受入れ

目 的

市は、大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援活動の受入れは、第1編地震災害対策編 第3章 第3 1 節 第1「海外からの救援活動の受入れ」の定めに準ずる。

第2 救援内容の確認

救援内容の確認は、第1編地震災害対策編 第3章 第3 1 節 第2「救援内容の確認」の定めに準ずる。

第3 関係機関との協力体制

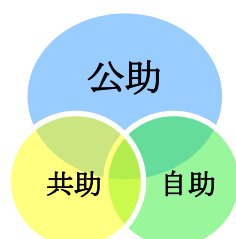
関係機関との協力体制は、第1編地震災害対策編 第3章 第3 1 節 第3「関係機関との協力体制」の定めに準ずる。

第33節 火災応急対策

目 的

大規模な災害発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、市はもとより市民、自主防災組織及び事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

また、市民、町内会及び自主防災組織、事業所等は、火災が発生した場合は、消防機関が行う消火活動等に協力する他、出火防止及び初期消火活動を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 消火活動の基本

消火活動の基本は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「消火活動」 第1「消火活動の基本」の定めに準ずる。

第2 本部長の措置

本部長の措置は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「消火活動」 第2「本部長の措置」の定めに準ずる。

第3 消防機関等の活動

消防機関等の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「消火活動」 第3「消防機関等の活動」の定めに準ずる。

第4 事業所の活動

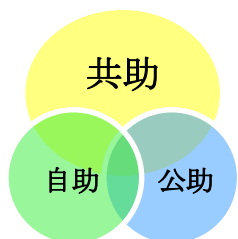
事業所の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「消火活動」 第4「事業所の活動」の定めに準ずる。

第5 自主防災組織等の活動

自主防災組織等の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「消火活動」 第5「自主防災組織等の活動」の定めに準ずる。

第6 市民の活動

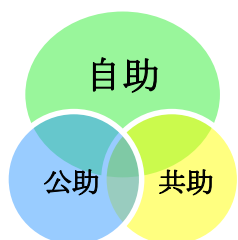
市民の活動は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「消火活動」 第6「市民の活動」の定めに準ずる。



■ 町内会及び自主防災組織、事業所等の役割 ■

第1 火災応急対策

火災応急対策における町内会及び自主防災組織、事業所等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「町内会及び自主防災組織、事業所等の役割」の定めに準ずる。



■ 塩竈市民等の役割 ■

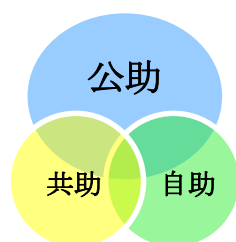
第1 火災応急対策

火災応急対策における市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第9節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

第34節 林野火災応急対策

目 的

林野火災発生時には、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民等に対して警戒心を喚起し火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

1 火災警報の発令等

市は、気象官署から通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民等への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じる。

2 火災警報の周知徹底

火災警報の市民等への周知は、サイレン、掲示板、吹出し、旗等消防信号による信号方法によるほか、広報車による巡回広報、同報行政無線等により周知徹底する。

第2 林野火災の防ぎょ

塩釜地区消防事務組合は、火災発生時の通報通信連絡体制、防ぎょ隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

1 火災通報及び通信体制

塩釜地区消防事務組合は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して、県消防課、森林管理者、塩釜警察署、振興事務所等の関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等により行う。

2 防ぎょ隊の編成及び出動基準

林野消防隊は、消防職員及び消防団をもって編成し、消防長又は消防署長の所轄下のもとに林野火災の防ぎょを担当する。

隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

防ぎょ隊の出動区分は、応急出動、通常出動及び総員出動とする。

応急出動は、出火を発見した者及び付近住民、消防団員等で応急に出動するものをいう。

通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎょ区域の隣接区域等に限って出動するものをいう。

総員出動とは、消防職員又は消防団の全部及び協力関係にある自衛消防隊を出動させるものをいう。

3 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が塩釜地区消防事務組合の消防体制では防ぎょ困難と認められる場合、塩釜地区消防事務組合は「第3章第4節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請を行う。

4 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が重大事に至るおそれがあり、隣接市町村等の応援によっても防ぎょが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、「第3章第6節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

5 指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動が必要な場合は、指揮本部を開設し消防長が本部長となる。

火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長が協議して定める。

指揮本部は、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる場所に設置するように努める。

指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

6 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、涯水、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠水には伐開防火線、地表下には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の作設を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎょ力を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。なお、飛火、残火処理に留意する。

7 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

- (1) 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合。
- (2) 火災規模に対して地上の防ぎょ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む。）が不足又は不足すると判断された場合。
- (3) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予想される場合。

なお、空中消火資機材の使用については「宮城県空中消火資機材運営要綱」（昭和51年3月8日施行）の定めるところによる。

第3 市の措置

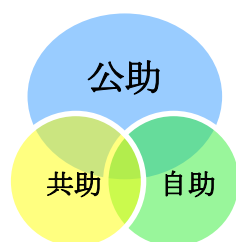
市は、塩竈市地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するよう努める。なお、応急活動について特に必要があると認めるときは県に対し、指導助言等を求める。

第35節 危険物施設等の安全確保

目 的

大規模災害により危険物（消防法に定める危険物施設）及び高圧ガス施設等が被害を受け、危険物の流失やその他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じる。また、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危険防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

なお、塩釜地区石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 市民への広報

市民への広報は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節「危険物施設等の安全確保」 第1「市民への広報」の定めに準ずる。

第2 危険物施設（塩釜地区消防事務組合、宮城県、仙台地方振興事務所、宮城海上保安部）

危険物施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節「危険物施設の安全確保」 第2「危険物施設」の定めに準ずる。

第3 高圧ガス施設

高圧ガス施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節「危険物施設の安全確保」 第3「高圧ガス施設」の定めに準ずる。

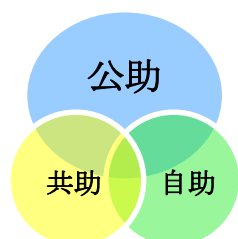
第4 毒物・劇物貯蔵施設（塩釜地区消防事務組合、宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所）

毒物・劇物貯蔵施設は、第1編地震災害対策編 第3章 第26節「危険物施設の安全確保」 第4「毒物・劇物貯蔵施設」の定めに準ずる。

第36節 海上災害応急対策

目 的

海上災害が発生した場合、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止及び防除等に関し、関係機関がとるべき応急対策について定める。



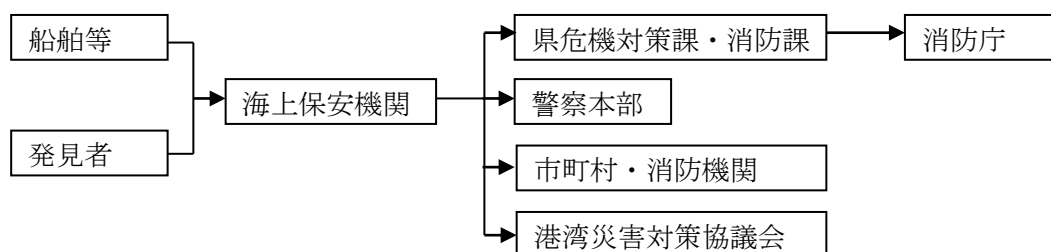
■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 事故発生時における応急対策

1 情報の収集及び伝達体制

夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

情報の収集・連絡体制



第2 宮城海上保安部の措置

1 情報の収集及び情報連絡

被害情報及び被害規模その他災害応急対策をの実施上必要な情報について、船艇、航空機を活用し、次に掲げる事項に関し情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換を行う。

(1) 海上及び沿岸部における被害状況等

- ①被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ②被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ③船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ④水路、航路標識の異常の有無
- ⑤港湾等における避難者の状況

(2) 陸上における被害状況

(3) 関係機関等の対応状況

(4) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

2 海難救助等

- (1) 船舶の海難、海上における人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- (2) 船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。
- (3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生の防止、船舶航行の制限又は禁止及び避難勧告を行う。

3 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。

特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用する。

4 流出油等の防除

船舶又は海洋施設等から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、船艇及び航空機により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- (2) 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- (3) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- (4) 防除措置を講ずべき者及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- (5) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- (6) 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

5 海上交通安全の確保

海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没船その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異常が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

6 危険物の保安措置

危険物の保安については次に掲げる措置を講じる

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

7 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法

第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。また、警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。

8 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機等により次に掲げる措置を講じる。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第3 市の措置

- 1 市は、被害が及ぶおそれがある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し火気使用の禁止等の措置を講じ場合によっては、一般住民の立入制限退去等を命ずる。
- 2 市は、流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。
- 3 市は、被害の拡大を防止するため、必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を知事に要請する。

第4 塩釜地区消防事務組合の措置

- 1 消防機関が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送等を行う。
- 2 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する

第5 宮城県仙台塩釜港湾事務所の措置

- 1 港湾管理者は、災害状況の把握に努めるとともに、災害情報を入手したときは、関係機関に伝達する。
- 2 港湾管理者は、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は宮城海上保安部、若しくは市から協力を求められた場合は、積極的に防災活動に協力するとともに、港湾施設に及ぶ被害を防止するための措置を講じる。

第6 塩釜警察署の措置

- 1 警察機関が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部と協力の上、人命救助、行方不明者等の捜索を行う。
- 2 被害の及ぶおそれのある沿岸住民等の安全を図るため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、禁止等の措置を講じる。
- 3 市民等の避難路の確保、防災関係機関の車両等の通行の確保及び一般車両等の交通混雑の防止のため必要があると認める場合は、一般車両の通行制限、禁止等の措置を講じる。

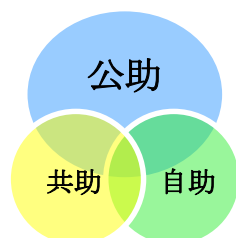
第7 関係団体の措置

- 1 宮城県沿岸流出油災害対策協議会に総合調整本部が設置されたときは、対策協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。
- 2 オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

第37節 航空災害応急対策

目 的

航空機事故による災害から、乗客及び地域住民を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎ、又は被害の軽減を図るものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 事故発生時における応急対策

1 塩釜地区消防事務組合の措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、市及び関係機関に通報する。
- (2) 事故発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
- (3) 負傷者が発生した時は、塩釜医師会等医療機関の協力を得て、医療班を編成し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。又必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 災害の規模が大きく塩釜地区消防事務組合で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請する。
- (5) 消防、救急活動について必要と認めるときは、県に対し、指導、助言を求める。

2 市の措置

- (1) 消防機関等からの通報により航空機災害を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- (2) 消防機関等から、被災者の救護所、収容所、及び遺体収容所等の設置の要請があった場合は、速やかに手配、設置を行う。
- (3) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (4) 被災者の救助及び消防活動等のため、必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
- (5) 多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでの対応が困難と認める場合は、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

3 塩釜警察署の措置

- (1) 航空機災害の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示、警告及び誘導を実施する。
- (3) 市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合はその旨市町村へ通報する。
- (4) 死傷者が発生した場合は、行方不明者の捜索及び人命救助活動を実施する。
- (5) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関の行う救助活動及び復旧活動の救援活動を実施する。

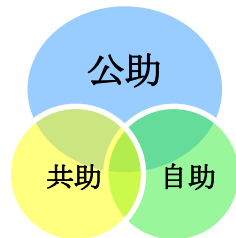
4 宮城海上保安部の措置

航空機災害の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、関係機関に通報する。

第38節 鉄道災害応急対策

目 的

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保するため、東日本旅客鉄道(株)及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 事故発生時における応急対策

鉄道災害の発生時における応急対策については、東日本旅客鉄道（株）仙台支社の応急対策の定めによる。

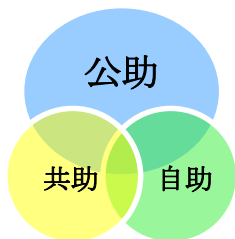
第2 市の措置

市は、鉄道災害の発生した時は速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について県に報告する。また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

第39節 道路災害応急対策

目 的

道路災害による負傷者等の発生や、道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 事故発生時における応急対策

1 市、県、及び国（東北地方建設局）の対応

（1）被災状況の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

（2）負傷者等の救助救出

市及び塩釜地区消防事務組合は、道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関等と連携を図りながら、速やかに救助救出活動を行う。

（3）交通の確保及び緊急輸送体制の確立

道路管理者は、道路が災害を受けた場合は、障害物の除去、及び応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両及び緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

（4）二次災害の防止

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急対策を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

（5）道路情報の提供

災害発生個所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路利用者へ提供する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

第4章 災害復旧・復興対策

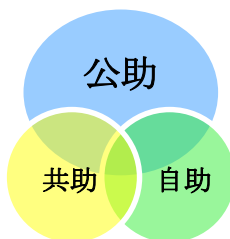
第1節 災害復旧・復興計画

目 的

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者並びに家屋の倒壊及び消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境又は経済的貧窮の中に陥れる。

この計画は、風水害等災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、災害直後の混乱状態を早期に解消し、社会経済活動の早期回復に万全を期すものであり、長期的な視点から災害に強い都市を構築していくことを目的とする。

市民は、市等と協同して災害復旧・復興の基本方向の決定を行うものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等

災害復旧・復興の基本方向の決定等は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第1「災害復旧・復興の基本方向の決定等」の定めに準ずる。

第2 災害復旧計画

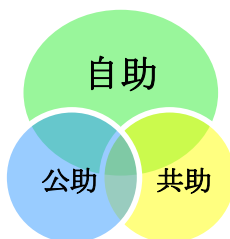
災害復旧計画は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第2「災害復旧計画」の定めに準ずる。

第3 災害復興計画

災害復興計画は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第3「災害復興計画」の定めに準ずる。

第4 災害復興基金の設立等

災害復興基金の設立等は、第1編地震災害対策編 第4章 第1節 第4「災害復興基金の設立等」の定めに準ずる。



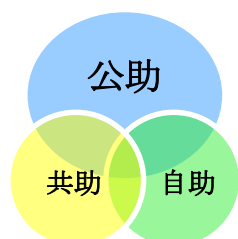
■ 塩竈市民等の役割 ■

災害復旧・復興計画における塩竈市民等の役割は、第1編地震災害対策編 第3章 第1節「塩竈市民等の役割」の定めに準ずる。

第2節 生活再建支援

目 的

市は国・県及び関係機関と連携を図りながら、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 り災証明の発行

り災証明の発行は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第1「り災証明の発行」の定めに準ずる。

第2 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第2「被災者生活再建支援制度」の定めに準ずる。

第3 資金の貸付け

資金の貸付けは、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第4「資金の貸付け」の定めに準ずる。

第4 生活保護

生活保護は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第5「生活保護」の定めに準ずる。

第5 その他救済制度

その他救済制度は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第6「その他救済制度」の定めに準ずる。

第6 税負担等の軽減

税負担等の軽減は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第7「税負担等の軽減」の定めに準ずる。

第7 応急金融対策

応急金融対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第8「応急金融対策」の定めに準ずる。

第8 雇用対策

雇用対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第9「雇用対策」の定めに準ずる。

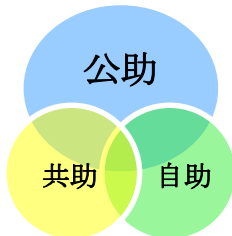
第9 相談窓口の設置

相談窓口の設置は、第1編地震災害対策編 第4章 第2節 第10「相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第3節 住宅復旧支援

目 的

市は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 一般住宅復興資金の確保

一般住宅復興資金の確保は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第1「一般住宅復興資金の確保」の定めに準ずる。

第2 住宅の建設

住宅の建設は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第2「住宅の建設」の定めに準ずる。

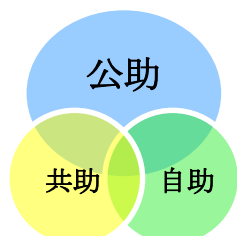
第3 防災集団移転促進事業の活用

防災集団移転促進事業の活用は、第1編地震災害対策編 第4章 第3節 第3「防災集団移転促進事業の活用」の定めに準ずる。

第4節 産業復興の支援

目 的

市は、被災した中小企業者及び農漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 中小企業金融対策

中小企業金融対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第4節 第1「中小企業金融対策」の定めに準ずる。

第2 農漁業金融対策

農漁業金融対策は、第1編地震災害対策編 第4章 第4節 第2「農漁業金融対策」の定めに準ずる。

第3 相談窓口の設置

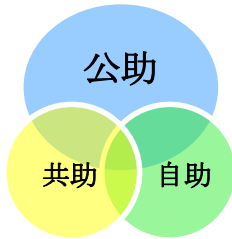
相談窓口の設置は、第1編地震災害対策編 第4章 第4節 第3「相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第5節 都市基盤の復興対策

目 的

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、市及び関係機関は、被災した道路・鉄道・港湾等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティー復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 防災まちづくり

防災まちづくりは、第1編地震災害対策編 第4章 第5節 第1「防災まちづくり」の定めに準ずる。

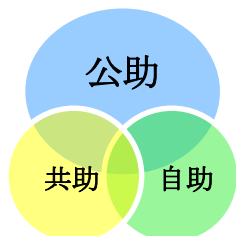
第2 想定される計画内容例

想定される計画内容例は、第1編地震災害対策編 第4章 第5節 第2「想定される計画内容例」の定めに準ずる。

第6節 義援金の受入れ、配分

目 的

大規模災害時には、国内外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 受入れ

義援金の受け入れは、第1編地震災害対策編 第4章 第6節 第1「受入れ」の定めに準ずる。

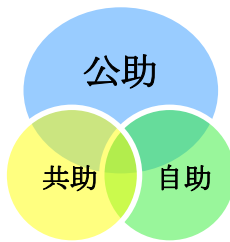
第2 配 分

義援金の配分は、第1編地震災害対策編 第4章 第6節 第2「配分」の定めに準ずる。

第7節 激甚災害の指定

目 的

市域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号 以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、市は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 激甚災害の調査

激甚災害の調査は、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第1「激甚災害の調査」の定めに準ずる。

第2 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第2「激甚災害指定の手続き」の定めに準ずる。

第3 特別財政援助の交付(申請)手続き

特別財政援助の交付(申請)手続きは、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第3「特別財政援助の交付(申請)手続き」の定めに準ずる。

第4 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準は、第1編地震災害対策編 第4章 第7節 第4「激甚災害指定基準」の定めに準ずる。

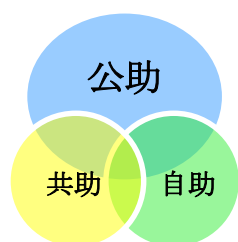
第8節 災害対応の検証

目 的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策の取組は、市民の生命や生活を守るために十分に機能したかを振り返ることは、今後の災害発生時における被害の軽減に有意に資すると考えられる。

そのため、過去の大災害等について災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。



■ 塩竈市及び防災機関の役割 ■

第1 検証の実施

検証の実施は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第1「検証の実施」の定めに準ずる。

第2 検証体制

検証体制は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第2「検証体制」の定めに準ずる。

第3 検証の対象

検証の対象は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第3「検証の対象」の定めに準ずる。

第4 検証手法

検証手法は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第4「検証手法」の定めに準ずる。

第5 検証結果の防災対策への反映

検証結果の防災対策への反映は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第5「検証結果の防災対策への反映」の定めに準ずる。

第6 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第1編地震災害対策編 第4章 第8節 第6「災害教訓の伝承」の定めに準ずる。